

令和7年第4回西会津町議会定例会会議録

第1．招 集

- 1．招集日 令和7年6月 6日
- 2．場 所 西会津町役場

第2．開会、閉会及び会期

- 1．開 会 令和7年6月 6日
- 2．閉 会 令和7年6月11日
- 3．会 期 6日間

第3．議員の応招・不応招

1．応招議員

2番	仲 川 久 人	6番	荒 海 正 人	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣
5番	小 林 雅 弘	9番	三 留 正 義		

2．不応招議員

なし

令和7年第4回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

令和7年6月6日（金）……5～30頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 総務常任委員会所管事務調査実施報告
- 日程第5 付議事件名報告
- 日程第6 提案理由の説明
- 日程第7 報告第1号 令和6年度西会津町繰越明許費繰越計算書
- 日程第8 報告第2号 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類
- 日程第9 報告第3号 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類
- 日程第10 報告第4号 一般財団法人西会津町農業公社に係る経営状況を説明する書類
- 日程第11 報告第5号 委任専決処分事項

令和7年6月9日（月）……31～88頁

- 日程第1 一般質問（長谷川正、小林雅弘、上野恵美子、荒海正人、猪俣常三）

令和7年6月10日（火）……89～104頁

- 日程第1 一般質問（三留正義、青木照夫）

令和7年6月11日（水）……105～147頁

- 日程第1 議長諸報告
- 日程第2 議案第1号 西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第3 議案第2号 令和6年度西会津町一般会計補正予算（第12次）の専決処分の承認について
- 日程第4 議案第3号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第5号 令和7年度西会津町一般会計補正予算（第2次）
- 日程第7 議案第6号 役場庁舎非常用発電設備設置工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第7号 財産の取得について（小学校学習用タブレット端末）
- 日程第9 議案第8号 財産の取得について（内視鏡検査装置）
- 日程第10 議案第9号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第11 議案第10号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第12 提案理由の説明

- 日程第13 議案第11号 西会津町議会議員及び西会津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議会案第1号 政策提言書に関する決議
- 日程第15 請願第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第16 請願第4号 「インボイス制度の廃止を求める意見書」の提出について
- 日程第17 請願第5号 「消費税5%への減税を求める意見書」の提出について
- 日程第18 意見書案第1号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
- 日程第19 常任委員会の所管事務調査（管内）実施申出について
- 日程第20 議員派遣について
- 日程第21 常任委員会の継続審査申出について
- 日程第22 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第23 議会活性化特別委員会の継続審査申出について
- 日程第24 常任委員会委員の選任について
- 日程第25 議会運営委員会委員の選任について

令和7年第4回西会津町議会定例会会議録

令和7年6月6日（金）

開 会 10時00分

散 会 11時58分

出席議員

2番	仲川久人	6番	荒海正人	10番	猪俣常三
3番	長谷川正	7番	秦貞継	11番	青木照夫
4番	上野恵美子	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣
5番	小林雅弘	9番	三留正義		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄友喜	建設水道課長	石川和典
副町長	大竹享	教 育 長	五十嵐正彦
総務課長	伊藤善文	学校教育課長	佐藤実
企画情報課長	玉木周司	生涯学習課長	長谷沼充伸
会計管理者兼町民務課長	渡部栄二		
福祉介護課長	船橋政広		
健康増進課長	岩渕東吾		
商工観光課長	齋藤正利		
農林振興課長	小瀧武彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐博文	議会事務局主査	大崎友梨
--------	-------	---------	------

第4回議会定例会議事日程（第1号）

令和7年6月6日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 総務常任委員会所管事務調査実施報告

日程第5 付議事件名報告

日程第6 提案理由の説明

日程第7 報告第1号 令和6年度西会津町繰越明許費繰越計算書

日程第8 報告第2号 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類

日程第9 報告第3号 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類

日程第10 報告第4号 一般財団法人西会津町農業公社に係る経営状況を説明する書類

日程第11 報告第5号 委任専決処分事項

散 会

（全員協議会）

（議員互助会世話人会）

（広報広聴常任委員会）

○議長 おはようございます。

ただいまから、令和7年第4回西会津町議会定例会を開会します。（10時00分）

開会にあたり一言挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私誠に御多忙のところ御出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、条例の改正及び補正予算など重要な議案であります。

円滑に議事を進められ、適正・妥当な議決に達させられますよう切望しますとともに、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶をいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたします。

事務局長、五十嵐博文君。

○議会事務局長 本定例会に、町長より別紙配付のとおり、10件の議案及び5件の報告事項が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願は3件であり、請願の要旨等は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

本定例会の一般質問の通告は7議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

例月出納検査結果については、監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者を、教育長からは、学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、4番、上野恵美子君、7番、秦貞継君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月11日までの6日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月11日までの6日間に決定しました

日程第3、議長諸報告を行います。

3月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、請願の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理した請願は3件であります

会議規則第90条の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第4、総務常任委員会所管事務調査実施報告を行います。

総務常任委員会委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長荒海正人君。

○総務常任委員長 総務常任委員会におきまして、所管事務調査を実施いたしましたので、御報告いたします。令和7年6月6日、西会津町議会議長、伊藤一男様。総務常任委員会委員長荒海正人。

所管事務調査実施報告書。

本委員会が実施いたしました所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、下記のとおり報告いたします。

1、調査事件（1）、政策提言に向けた調査検討、デジタル戦略の推進、少子化・子育て支援、集落支援。

2、調査期日、令和6年12月議会定例会中間報告以降に実施したものといたしまして、令和6年12月9日、令和7年1月7日、1月27日、3月10日、3月28日、4月23日、4月28日、5月9日、5月15日、5月22日。

3、調査の経緯（1）、政策提言案の作成。常任委員会において、調査事件に関する政策提言案を取りまとめました。

作成にあたっては、政策提言、政策立案作成マニュアルに基づき、所定の手順に沿って整理を行いました。

（2）参考人の招致と協議。提言内容の妥当性や現場の実情を踏まえるため、テーマごとに関係者を参考人として招致し、意見聴取及び協議を行いました。

（3）執行部との事前協議。政策提言案に予算措置や体制整備を伴う事項が含まれていることから、テーマごとに担当課長等との協議を実施し、実現可能性や課題について意見交換を行いました。

（4）政策提言案最終取りまとめ。参考人協議及び執行部との意見交換内容を提言案に反映し、政策提言書として、別紙のとおり取りまとめました。

提言案については、令和7年6月定例会において、所管事務調査報告書として提出することといたしました。

それでは、別紙で配付しております政策提言書を御覧ください。

政策提言内容の概要について御報告いたします。

政策提言書、デジタル戦略の推進、少子化・子育て支援、集落支援に関する提言。西会津町議会総務常任委員会。

5ページを御覧ください。

政策提言内容、デジタル戦略の推進。

1、越境人材が定着できる環境整備。令和5年度に町が実施しました企業移住へのヒアリング調査に基づき、越境人材が定着できる環境整備について提言するものであります。

6ページを御覧ください

（3）提言内容、まず一つ目といたしまして、地域産業のDX推進に向けた調査の実施。

二つ目といたしまして、移住定住促進住宅事業の拡大。

三つ目としまして、保育留学・教育留学における情報発信の強化でございます。

次に8ページを御覧ください。

提言内容、デジタル戦略の推進。

2、戦略推進に向けた体制整備、町デジタル戦略では、戦略推進にあたり、多角的な検討と柔軟な発想、臨機応変の実効性を重視するOODA（ウーダ）サイクル、OODAループの手法を取り入れ、現状分析し、改善を続けていくとされています。

関係する事業において、戦略に基づく進行管理及び評価検証の仕組みが機能するための提言をするものであります。

次のページに移りまして（3）提言内容、一つ目、幹事会による戦略の進捗管理体制の確立。

次のページをめくっていただきまして、二つ目として、実務に応じた研修会の実施ということであります。

次に11ページを御覧ください。

政策提言内容、少子化・子育て支援について。

3、子育て環境充実に向けた取組。

令和5年度に実施された子供子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査等に基づき、町として支援すべき子育て支援について提案するものであります。

12ページを御覧ください。

（3）提言内容、一つ目といたしまして人材確保に向けた支援。

二つ目として、子育て支援ガイドの改良です。

次に、14ページを御覧ください。

政策提言内容、集落支援。

4、新たな集落支援に向けた取組。

人口減少が進む中で、住民主体により地域運営を担う組織の重要性が増しているところであり、町でも奥川地域づくり協議会等との共同による集落支援業務の拡大・拡充がされているところでもあります。

それら地域運営団体が新たに設立し、継続的に活動するための支援について提案するものであります。

15ページを御覧ください。

（3）提言内容、一つ目といたしまして、集落支援の範囲拡大。

二つ目として、各地区との連携体制の強化ということであります。

次に17ページを御覧ください。

政策提言内容、集落支援。

5、地域のリーダー育成に向けた取組。

地域活動が活発になるためには、リーダーの存在が必要不可欠であります。

町でも、若者のリーダー育成に向けた取組として、大人研幾塾事業が令和6年度より開始されています。

リーダー育成について必要な考えや、具体的な取組について提言するものであります。

18 ページを御覧ください。

(3) 提言内容。一つ目といたしまして、リーダー育成プログラムの見直し。

二つ目としまして、若者育成コミュニティサポート事業の新設。

三つ目としまして、集落支援をテーマとする事業連携推進会議の開催。

以上が政策提言と政策提言の内容となります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これをもって、総務常任委員会所管事務調査実施報告を終わります。

日程第5、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案、付議事件記載のとおりであります。

日程第6、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 本日ここに、町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多用中にもかかわらず、御参会を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、「条例の一部改正」「令和7年度補正予算案」など町政が当面する重要な議案10件及び報告5件であります。

以下、そのあらましについて御説明を申し上げますが、それに先立ちまして、最近における町政の主要事項について御報告を申し上げ、議員各位の御理解をいただきたいと思います。

初めに、「令和6年度・冬の降雪への対応等」について申し上げます。

本年2月4日から的大雪により、本町においては同7日に62年ぶりに災害救助法が適用され、同法に基づき、要援護世帯のうち、放置すれば倒壊のおそれがある63世帯の住家の除排雪を実施し、事業費の実績は624万7,000円となったところであります。なお、被害状況であります。人的被害が5件、住家の一部損壊が11件となっております。

町では、この大雪に対して、関係機関・団体の協力のもと町民生活に支障を来さないよう、除排雪をはじめ、道路交通の確保や一人暮らし高齢者等支援などに努めてまいりました。しかしながら、72時間降雪量が124センチと観測史上2位を記録するなど平年を大きく上回る大雪によって生活への影響が生じたことから、今後の大雪に備え体制強化を図るため、去る5月14日に、雪対策関係団体会議を開催し、雪対策について振り返り、問題点や課題の整理、改善方法等について協議を行ったところであります。

町といたしましては、関係団体から出された課題や意見を踏まえ、今後の雪対策の体制強化につなげてまいりますので、御理解願います。

次に、「大雪による農業施設の被害」について申し上げます。

今冬の大雪により、パイプハウスや果樹棚などの農業施設に倒壊や損壊などの被害が発生したところであり、その被害状況は6月4日現在で、ハウスの倒壊等が96棟、被害額は1,348万6,000円となったところであります。

町では、被害を受けた農業施設の復旧等に対し、県の補助事業に併せ、町独自に補助金を上乗せすることとし、その所要額を３月議会にて御議決いただいたことから、現在は申請書の受付及び審査を行っており、県補助金の交付決定後、速やかに補助金の交付ができるよう作業を進めているところであります。

町といたしましては、今後も引き続き、雪害への注意喚起と被害発生後の迅速な対応を図り、農業者の皆さんの経営継続を支援してまいりますので、御理解願います。

次に、「行政組織の一部見直し」について申し上げます。

本町の行政組織につきましては、これまで、社会経済情勢の変化や、町民ニーズの多様化・高度化に対応できるよう、時勢に応じて柔軟に見直しをしてまいりました。

今次の見直しにつきましては、関係人口のさらなる創出と地域の活性化を図るため、「西会津のある暮らし相談室」を商工観光課から企画情報課に移管し、移住定住支援の一層の充実や、ZEN大学をはじめとした各大学との交流促進に資することを目的に行いました。またこのほか、一部係名に町の主要施策の名前を据えて、より事業効果を高めることができるよう見直しを図ったところであります。

町といたしましては、今後も町民ニーズや時勢を的確に捉え、柔軟な行政組織体制の構築に取り組んでまいりますので、御理解願います。

次に、「過疎地域持続的発展支援事業」について申し上げます。

総務省では、過疎地域において産業振興や地域活性化対策、移住・定住対策などの地域が抱える課題に対して、情報通信技術を活用して実施する事業を交付金により支援しています。

町では、令和７年度事業に、地方が抱える空き家問題への解決策として応募してありましたところ、５月２１日付で内示を受けたことから、地域資源である古民家を有効活用し、空き家問題の解消や観光振興を図ることを目的に、町内の古民家を記録し、インターネットを活用してデジタルマップを作成する「古民家は地域の宝！デジタルマップ活用事業」を実証事業として取り組むことといたしました。

なお、本事業に係る関係経費につきましては、今次補正予算に計上しておりますので、御理解願います。

次に、「首都圏等企業関係構築事業」について申し上げます。

本事業につきましては、町デジタル戦略の基本姿勢に掲げる「官民共創」の取組の一つとして、本町とつながりを持った首都圏等の企業が、本町を実証事業や研修などのフィールドとして活用し、来町する企業との継続的な関係構築を図ることで、関係人口の拡大や越境人材の育成、移住定住につなげることを目的としております。

このたび、首都圏に本社を置く企業との共創により、新たな商品開発として、西会津産米を使用したお酒、「ホップサケ八十八（はちじゅうはち）」が完成し、去る３月１５日に町内において「初搾り開栓会」が行われました。

このお酒は、西会津産有機米「山田錦」と白麹にビール製造で使用するホップを加えて作ったものでクラフトビールや日本酒とも違う味わいとなっています。

この製造には、町内の米生産農家のほか、レシピ開発から白麹の調達、醸造、販売までの工程において、クラフトビール製造の専門家やデザインをはじめとした広告プロモシ

ョンを手がける大手企業など、多くの関係者の協力により実現できました。この場を借りて改めて、衷心より感謝申し上げます。

なお、この「ホップサケ八十八」は、東京都内の飲食店のほか、4月1日より「道の駅よりっせ」において販売しております。

町といたしましては、こうした首都圏企業との共創の取組について、引き続き関係構築を図ってまいりますので、御理解願います。

次に、「地域おこし協力隊の配置状況」について申し上げます。

「地域おこし協力隊」につきましては、昨年度から継続の「ケーブルテレビ」「ボランティア支援」「芸術・アート」「農業後継者」「農地保全」「ICT教育支援」の6分野・6名の隊員に加え、本年4月1日付で「ケーブルテレビ」「集落支援」「農業後継者」「有害鳥獣対策」「ジビエ利用」の5分野・7名、さらに6月1日付で「デジタル戦略推進」分野に1名が新たに着任し、隊員14名体制となったところであります。

町といたしましては、地域おこし協力隊員が、それぞれの能力を生かしながら地域の活性化につなげられるよう活動を支援するとともに、隊員の定住が図られるよう努めてまいります。

次に、「介護職員初任者研修」について申し上げます。

本研修につきましては、福祉介護分野における人材の育成と確保、家庭や地域における介護力の向上などを目的として、平成10年度にホームヘルパー養成研修2級課程として開講しました。

これまでに488名の修了生を輩出しており、今年度は、令和8年度からの県立西会津高等学校生徒の選択科目による受講を控え、同校を会場に、去る5月9日に一般受講生6名を迎え開講したところであります。

受講生には、来年2月3日の閉講まで、132時間の講義と実習等により、知識と技術、そして心構えの修得に努めていただくこととなり、多様な分野、場面における活躍に期待するところであります。

町といたしましては、今後も引き続き、介護人材の育成と家庭や地域における介護力の向上に取り組み、地域包括ケアシステムの深化と推進を図ってまいります。

次に、「プロ野球BCリーグ公式戦の開催」について申し上げます。

株式会社福島野球団「福島レッドホープス」の公式戦が5月4日に「福島レッドホープス西会津球場」で開催されました。

開催にあたりまして、町では本町の魅力を発信するPRブースなどの出展を行ったほか、両チーム及び来場者に本町産米を贈呈し、本町の農産物についてもPRを行ったところであります。

福島レッドホープスは、2対5で惜しくも群馬ダイヤモンドペガサスに敗れましたが、ホームゲームでの選手たちの活躍に対し、地元ファンから大きな声援が送られました。また、地元スポーツ少年団の児童が、始球式や試合開始を告げるプレイボール宣言、福島レッドホープスの選手を紹介するアナウンスを務めるなど、会場を大いに盛り上げました。

町といたしましては今後も、継続してBCリーグ公式戦を開催することにより、交流人口の拡大と地域活性化につなげてまいりますので、御理解願います。

次に、「西会津応援大使懇談会」について申し上げます。

現在、西会津応援大使として委嘱している 11 名の大使を対象として、大使の知見や人脈等により町勢の伸展や行政課題の解決を図ることを目的に、去る 5 月 23 日に東京都内において、応援大使懇談会を開催いたしました。

当日は、お忙しい中、7 名の大使に御参加いただき、本町の振興に資する様々な御提案や御意見をいただいたところであります。

町といたしましては、今後も多彩なネットワークと知見を有する大使の皆さんとの連携を強化しながら、地域活性化に向けて積極的な地域の魅力の構築と発信に努めてまいりますので、御理解願います。

次に、「第 43 回在京西会津会総会」について申し上げます。

首都圏在住の町出身者で組織する在京西会津会の第 43 回総会が、去る 5 月 24 日に東京都内で開催されました。

町からは、私をはじめ、町議会、商工会、土地改良区、農業公社など各種団体の代表などが参加しました。

総会では、町からの重点施策の報告や、町議会からの事業報告をはじめ、「ふるさと応援寄附金」についても協力をお願いしてきたところであります。また、懇親会では語り部による民話と、「大山さゆり太鼓」の皆さんによる創作和太鼓の披露などもあり、総会に参加された百名を超える皆さんとの情報交換を通じて、貴重な御意見をいただくとともに、相互の交流・親睦が図られたところであります。

町といたしましては、今後も在京西会津会事務局との連携を強化しながら、地域活性化に向けて積極的な情報発信に努めてまいりますので、御理解願います。

次に「西会津なつかしカーショー2025 の開催」について申し上げます。

東北最大級のクラシックカーイベントとして、今年も町や各種関係団体等で組織した実行委員会の主催により「西会津なつかしカーショー」を 5 月 25 日に開催いたしました。当日は、クラシックカーやスーパーカーの車両展示に加え、自衛隊車両や消防車両、高所作業車などの働く車、車体を好きなキャラクターにラッピングした、いわゆる痛車など、合わせて 245 台が集合しました。

このほか、自動車関連のフリーマーケットや各種出店コーナー、ライブイベントや御当地ヒーローショーなど多彩な催しを行った結果、町内外から約 4,200 人の多くの方に御来場いただきました。

実施にあたりましては、各種団体や企業の皆様から多くの御協賛や御協力をいただきましたこと、衷心より御礼を申し上げます。

町といたしましては、今後もイベント等を通じた交流人口の拡大と地域の活性化に向けて取り組んでまいりますので、関係者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

次に「鳥獣被害の防止対策」について申し上げます。

本町では近年、イノシシなどによる被害が拡大、深刻化しており、昨年度の有害鳥獣捕獲件数については、イノシシが 124 頭、ツキノワグマが 24 頭、ニホンザルが 43 頭、ニホンジカが 12 頭で、イノシシが前年に比べ 57 頭増え、例年よりも大幅に増加した一方、ツキノワグマは前年に比べ 58 頭減るなど大幅に減少したところであります。

町では、鳥獣被害防止対策の基本方針として「被害防除」「環境整備」「捕獲」の三つの対策を複合的に実施し、地域と行政、猟友会等が一体となって取り組んでいるところであり、地域住民主体による集落ぐるみでの対策強化を目的に、自治区において「鳥獣被害対策研修会」を開催しているところであります。

本研修会は、希望される自治区や被害の大きい自治区において、基本的な被害対策研修のほか、集落環境診断等のワークショップを行い、自治区に合った効果的な対策の検討・立案を実施しているところであり、今年度も引き続き、自治区の集会所等に出向いて研修会を開催し、集落ぐるみでの被害防止に努めてまいりますので、御理解願います。

次に、6月1日現在の「建設関係事業」の実施状況でありますがお手元に配付いたしました資料のとおりでありますので、御了承をいただきたいと思います。

続きまして、今回提出いたしました議案等について御説明を申し上げます。

まず、議案第1号「西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認」について申し上げます。

本案は、国の令和7年の税制改正により、地方税法の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、町税条例につきましても所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第2号「令和6年度西会津町一般会計補正予算（第12次）の専決処分の承認」についてであります。本年3月議会定例会終了後に額が決定した特別交付税や地方譲与税等についての補正であり、専決により調製いたしましたので、承認をお願いするものであります。

次に、議案第3号「西会津町税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、特定親族特別控除額の追加などの地方税法の一部改正に伴い、町税条例につきましても所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号「西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

国民健康保険税は、医療費支出の見込額から、国や県の支出金を差引き、不足する額を納めていただく目的税であります。令和7年度の算定にあたりましては、国の令和7年の税制改正による地方税法施行令の一部改正に伴う改正、及び県から示された交付金や納付金を基本に算出したところであります。

本年度は、物価高騰などの影響を勘案するとともに、国保加入者の負担軽減を図るため、運営基金より1,400万円を減税財源として充当したところであります。これらにより税率を試算した結果、1人当たりの税額は9万6,936円となり、昨年度と比較し204円の増額、また1世帯当たりの税額は13万692円となり、昨年度と比較し1,309円の減額となる見込みとなったところであります。

次に、議案第5号「令和7年度西会津町一般会計補正予算（第2次）」についてですが、5,259万2,000円を増額し、予算総額を67億4,569万5,000円とするものであります。

今次の主な内容につきましては、地域おこし協力隊を含む会計年度任用職員に係る人件費の追加計上や、大雪の影響に伴う公共施設、道路施設に係る修繕料を追加計上したほか、

国・県の補助事業で新たに採択された事業について、関係経費を計上したものであります。

以上の財源につきましては、国・県支出金などを充当することとし、財源調整の結果、不足分につきましては、財政調整基金などから繰り入れることといたしました。

次に、議案第 6 号「役場庁舎非常用発電設備設置工事請負契約の締結」について申し上げます。

本工事は、近年頻発する自然災害へ対応するため、役場庁舎において、緊急時に必要不可欠な箇所の照明や空調設備等の電源が、72 時間確保できる非常用発電設備を整備する工事であり、その予定価格が 5,000 万円を超えることから、町条例の定めるところにより、御提案申し上げるものであります。

次に、議案第 7 号及び第 8 号の「財産の取得」について申し上げます。

本案は、小学校の学習用タブレット端末の更新及び西会津診療所の内視鏡検査装置の更新であり、その予定価格が 700 万円を超えることから、町条例の定めるところにより、御提案申し上げるものであります。

次に、議案第 9 号「福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更」について申し上げます。

本案は、福島県市町村総合事務組合の構成団体である南会津地方環境衛生組合が、令和 7 年 3 月 31 日をもって解散し本組合から脱退したため、組合を組織する地方公共団体の数が減少したことから、地方自治法第 290 条の規定に基づき、規約の所要の改正について議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第 10 号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること」について申し上げます。

本案は、本年 9 月 30 日で任期満了となります人権擁護委員 1 名の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

次に、報告第 1 号から報告第 4 号につきましては、「令和 6 年度西会津町繰越明許費繰越計算書」、「喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類」、「株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類」、「一般財団法人西会津町農業公社に係る経営状況を説明する書類」をそれぞれ報告事項として提出しております。

次に、報告第 5 号「委任専決処分事項」であります。町公用車の事故であり、損害賠償について相手方と合意に達し、委任専決処分の範囲内で和解しましたので、御報告するものであります。

以上、提出議案等の概要について御説明を申し上げましたが、各議案等の詳細につきましては、担当課長より説明させますので、十分なる御審議をいただき原案のとおり御議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長 資料配付のため、暫時休議にします。（10 時 46 分）

○議長 再開します。（10 時 49 分）

日程第 7、報告第 1 号、令和 6 年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 報告第 1 号「令和 6 年度西会津町繰越明許費・繰越計算書」について、御説

明いたします。

繰越明許費につきましては、地方自治法第 213 条の規定により、本年の町議会定例会などにおきまして、各事業の実施にあたり、関係機関との協議に日数を要したことや、物品の購入にあたり受注生産で納期に時間がかかることなどから、翌年度に事業を繰り越して実施できるよう、御議決をいただいているところであります。

この繰越明許費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、繰越計算書を調製いたしましたので、御報告いたします。

なお、繰越事業は一般会計のみであります。

それでは、繰越計算書を御覧ください。

まず、2 款・総務費、1 項・総務管理費「公用車更新事業」は、貨物自動車の購入費で、繰越額 643 万 5,000 円、完了予定は、令和 8 年 3 月 28 日であります。

「温泉健康保養センター機械室改修事業」は、令和 6 年度に完了しております。

「温泉施設整備事業」は、温泉掘削工事で、繰越額 6,000 万円、完了予定は 6 月 30 日であります。

「空き家利活用事業」は、空き家の改修に係る設計監理委託料及び工事費で、繰越額 1,498 万 9,000 円、完了予定は 12 月 26 日であります。

「ケーブルテレビ放送設備機器更新事業」は、自主放送用テロップの購入費で、繰越額 319 万円、5 月 26 日に完了しております。

次に、3 款・民生費、1 項・社会福祉費「物価高騰対応重点支援給付金事業」は、低所得世帯へ 3 万円、こども加算 2 万円を給付するもので、繰越額 703 万 6,000 円、完了予定は 9 月 30 日であります。

次に、6 款・農林水産業費、1 項・農業費「防災重点農業用ため池整備事業」は、大沼の監視カメラ等設置業務の委託料で、繰越額 500 万円、完了予定は 11 月 28 日であります。

2 項・林業費「菌床栽培ハウス整備事業」は、工事費で、繰越額 663 万 5,000 円、完了予定は 8 月 29 日であります。

次に、7 款・商工費、1 項・商工総務費「生活支援商品券事業」は、町民生活を支援する商品券の発行などで、繰越額 3,460 万円、完了予定は 7 月 31 日であります。

「物価高騰対策事業者支援補助金事業」は、町内の企業に対する電気料、燃料費等を支援する補助金で、繰越額 696 万 3,000 円、完了予定は 7 月 31 日であります。

次に、8 款・土木費、1 項・道路橋梁費「町道側溝改修事業」は、町道引牧道目線側溝改修の工事費で、繰越額 1,623 万 9,000 円、5 月 22 日に完了しております。

3 項・都市計画費「さゆり公園野球場スコアボード修繕事業」は、修繕料で、繰越額 200 万円、4 月 16 日に完了しております。

次に、10 款・教育費、3 項・中学校費「中学校体育館空調設備設置事業」は、中学校体育館に空調設備を整備するための設計監理委託料及び工事費で、繰越額 4,742 万 6,000 円、完了予定は 12 月 26 日であります。

次に、11 款・災害復旧費、2 項・公共土木施設災害復旧費「公共土木施設災害復旧事業」は、山口地区のせみ川、及び平明地区の富士川の河川改修工事費で、繰越額 3,175 万 5,000 円、せみ川は 6 月 30 日に完了予定で、富士川は 5 月 7 日に完了しております。

各事業の財源内訳につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、報告第1号令和6年度西会津町繰越明許費・繰越計算書の説明を終わります。

○議長 ただいまの報告に対し質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで報告第1号、令和6年度、西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

皆さんに申し上げます。

報告第2号から第4号につきましては、議決の対象となる事件ではありませんので、報告のありました書類の範囲内において、不明な点を明確化する程度の簡単な質疑をすることはできますが、公社自体に係る問題、経営方針、人事の問題等、報告以外の内容については質疑できないこととなっておりますので、御注意願います。

日程第8、報告第2号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 報告第2号「喜多方地方土地開発公社に係る経営状況」について御説明いたします。お手元に配付しております「令和6年度喜多方地方土地開発公社事業報告及び決算書」を御覧ください。

まず、1ページですが、事業報告書であります。

1. 総括事項といたしまして、令和6年度中に喜多方地方土地開発公社による用地の取得及び売却はありませんでした。

令和6年度の損益計算は、収益合計が3,072円、費用合計が2万5,000円で、2万1,928円の当期損失となり、準備金で整理した結果、当期末の準備金合計は、975万3,554円となりました。

なお、これらの補足資料といたしまして、3ページ以降に貸借対照表、財産目録、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、現金及び預金明細表、資本金明細表が添付されておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、2の理事会の議決事項であります。まず令和6年5月1日に令和5年度の事業報告及び決算の認定を、令和7年2月5日に令和7年度の事業計画と予算の調整を行っております。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、説明する書類を提出し、報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで報告第2号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

日程第9、報告第3号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 報告第3号、「株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類」について御説明いたします。

お手元の、「西会津町振興公社に係る令和6年度事業報告及び決算書並びに令和7年度事業計画」を御覧ください。

まずは、1ページを御覧ください。初めに、令和6年度事業報告について申し上げます。

まず、事業の概要についてですが、令和6年度は、燃料費をはじめとした物価高騰による管理経費の増加や最低賃金の改定に伴う人件費の増加など、大変厳しい状況ではありましたが、社員一丸となって収益の確保に努めてまいりました。また、当社の経営理念に基づき、地域に密着したサービスの提供や地域経済の発展と住民福祉の向上を図るための各種事業にも取り組んできたところであります。

まず、ロータスインであります。令和5年度に発生した源泉の温度低下により沸かし湯での対応が続いており、温泉利用のみならず宿泊利用にも大きな影響を及ぼしております。このことから、利用者の増や収益の確保を図るための様々な企画に取り組んでまいりました。

宿泊と料飲部門におきましては、例年赤字を計上していることから、その対策として企画・営業を強化するため、新たに統括営業本部長を配置し、新商品の開発やインターネット予約の拡充、慶応義塾体育会野球部をはじめとした合宿の誘致、宿泊料金の見直しなどにより、売上げの増と損益の改善を図ってまいりました。

また、コロナ禍により長期間休止しておりました温泉休憩室の飲食提供につきましては、利用者サービスの向上を図るため再開に向けた作業を進め、令和7年4月1日よりテナントによる営業を開始いたしました。

次に、道の駅よりっせであります。新たな事業として4月19日よりベーカリーの営業を開始しましたが、町内外の多くの方が利用され、当初の予想を大幅に上回る売上げ・収益となりました。

また、町地域観光施設経営アドバイザーの指導の下、組織体制の整備やデータ分析に基づく販売商品の見直しなどによる経営改善を図ってまいりました。その結果、物販・レストラン・ベーカリーを合わせた道の駅全体では、売上げ・収益ともに前年度を上回る結果となりました。

次に、温泉施設やさゆり公園等の町指定管理施設につきましては、利用される方が安全かつ快適に利用していただけるよう、町担当課と情報を共有しながら迅速な施設修繕や適正な維持管理、環境整備に努めてまいりました。フィールドアスレチック施設・フレンズワールドにつきましては、土日・祝日のみの開園でしたが、施設の有効活用と利用者サービスの向上を図るため、7月22日より平日も開園することとしました。

また、町が町民の健康づくりを推進するため、ロータスイン内に設置しましたトレーニング室の管理運營業務についても12月より開始いたしました。

次の、事業の内容、並びに3ページの会社の概要、役員及び従業員の構成、資本金の増減につきましては、資料に記載のとおりであります。

続いて、令和6年度の決算書について御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

まず、貸借対照表であります。

資産の部のうち、流動資産は、9,829万2,814円となりました。主な内訳としては、現金・預金8,435万1,407円、売店商品308万3,656円、貯蔵品163万2,289円、未収入金623万6,333円などであります。

次に固定資産は、1,890万5,171円となりました。主な内訳としては、建物や機械設備、工具器具備品などの有形固定資産が1,767万2,658円、出資金や差入保証金などの投資その他の資産が107万6,980円であります。流動資産と固定資産を合わせた資産の合計は、1億1,719万7,985円となりました。

次に負債の部であります。流動負債は、3,596万2,514円となりました。主な内訳としては、買掛金が405万758円、未払費用が2,622万5,431円、未払消費税等が508万460円などであります。

次に、固定負債は3,789万280円となりました。主な内訳としては、長期借入金2,268万4,000円、長期末払金1,420万6,280円などであります。流動負債と固定負債を合わせた負債合計は7,385万2,794円となりました。

次に純資産の部であります。株主資本は4,334万5,191円となりました。内訳としては、資本金が3,550万円、利益剰余金が784万5,191円であります。この結果、負債・純資産の合計は、1億1,719万7,985円となりました。

5ページを御覧ください。損益計算書であります。

純売上高は、宿泊及び料理、自販機や売店等の売上げのほか、町からの受託収入、施設利用料収入、共益費などその他売上等の合計で3億6,840万3,530円であります。

売上原価は、食材及び売店等の仕入れに、期首・期末の商品棚卸高を加えた合計で7,313万4,500円であり、純売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は2億9,526万9,030円であります。

ここから、販売費及び一般管理費の合計2億9,254万9,275円を差し引いた営業利益は271万9,755円であり、ここに営業外収益143万9,330円、営業外費用55万8,728円、特別損失195万8,595円をそれぞれ加算または控除して、法人住民税を差し引いた当期純利益につきましては、143万6,762円となったところであり、前年度の13万7,992円を大きく上回る結果となったところであります。

6ページは、損益計算書の販売費及び一般管理費の内訳であり、7ページは、資本金や利益剰余金の変動を記載した株主資本等変動計算書、8ページは監査報告書でありまして、それぞれ資料に記載のとおりであります。

また、本日、お手元に参考資料といたしまして、令和6年度の部門別の収支概要一覧表を、A3版のカラー刷りでお配りしております。収支の詳細につきましては、こちらを御覧いただきたいと思います。

9ページを御覧ください。

令和7年度の事業計画について申し上げます。

まず、事業の方針であります。令和7年度は、前年度に引き続き物価高騰による管理

費や最低賃金の改定に伴う人件費の増加が予想されます。このことから、会社全体の収益をいかに確保していくかが課題となっております。

この課題に対処するため、ロータサインや道の駅などの既存事業を例外なく全て見直し、収益の増や経費の削減を図るとともに、新規事業の立ち上げにより、新たな収益の確保にも取り組んでまいります。

部門別の取組であります。まず、ロータサインにおきましては、新たな源泉による営業が今年の秋頃に再開する予定であることから、様々な企画を立案し、利用者と収益の増加を図ってまいります。

宿泊部門におきましては、会津の食に焦点を当てた宿泊プランなどを企画するとともに、さゆり公園施設を強みとした合宿誘致につきましても営業を強化してまいります。また、繁忙期と閑散期の料金設定の見直しを図ってまいります。

料飲部門におきましては、宴会の年間スケジュールの策定やメニューの見直し、ダイレクトメールなどによる町内外への周知などにより、新たな需要を掘り起こすとともに、温泉休憩室では100人規模の宴会が可能といった強みを生かした営業活動に取り組んでまいります。

また、その他の部門におきましては、民間の運送会社と提携した外販事業を立ち上げるなど、新たな収益の確保にも取り組んでまいります。

次に、道の駅であります。町地域観光施設経営アドバイザーの指導の下、収益確保に向けた取組を行ってまいります。

物販におきましては、データ分析に基づいた商品の入替えやミネラル野菜普及会等の各種団体との連携強化などに取り組んでまいります。

昨年度より事業を開始しましたベーカリー部門におきましては、定期的な新商品の販売や喫茶メニューの充実などにより、さらなる収益の確保を図ってまいります。

また、レストラン部門におきましては、売上増を図るため、新たなメニュー開発などに取り組んでまいります。

次に、温泉施設やさゆり公園等の指定管理施設につきましては、昨年度に引き続き利用される方が、安全かつ快適に利用していただけるよう、迅速な施設修繕をはじめとした適正な維持管理に努め、利用者の拡大を図ってまいります。

以上であります。この事業計画を達成するため、社員一人一人が何をすべきかを真剣に考え、そして全社員が一丸となって業務を遂行してまいります。

次に、10ページ以降の各部門等の具体的な事業計画であります。記載のとおりであります。

以上が、株式会社西会津町振興公社の令和7年度の事業計画であります。

町といたしましても、さらに経営改善が図られるよう、振興公社との連携の強化を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告いたします。

○議長　ただいまの報告に対し質疑を行います。

5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　数字の中身を御質問いたしますとまた怒られてしまいますので、今回は全体

的な話をしたいと思います。

失礼いたしました、注意をされてしまいますので、怒られるという言葉は訂正させていただきます。注意をされてしまいますので、今回は全体的な中身を聞きたいと思います。

2点でございます。

まず、前も聞いたことがあるんですが、計画というのは何だということ、大概こういう営業を目的としている場合は、目標数値があるのが当たり前だと思いますが、この計画には目標数値が書いてございません。ですので、質問なんですが、振興公社の計画、これに対する目標数値、今後明らかにするつもりはあるのかないのかだけお伺いいたします。

2点目。先週、私ロータスインで同級会をやりまして、随分改善されたなというふうに思ったところでございます。さらに昨日も、よりっせに行きまして、食事をしたんですが、メニューも随分改善されてるなというふうに思いまして、今までの担当されている皆さんの努力がそこに見える、そういうふうに思います。

そこで質問なんですが、今期、あるいは今後、まだまだ不足なところがよりっせ等々あると思いますので、ロータスインとかよりっせとかね、新たな投資というのは考えていらっしゃるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長 小林議員、何か投資じゃなくて、今後よりっせやそのほかの改善ですね。もう一度お願いいたします。

○小林雅弘 また訂正をさせていただきます。投資ではなくて、今後新たな改善を見込んでいらっしゃるのかどうかお伺いいたします。

施設とかそういう設備とかですね。中身はこれで見えますので。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 まず1点目の令和7年度についての計画、数値的なものを明らかにする予定はないのかというような質問でございます。

地方自治法の規定によりまして、議会のほうに提出しなければいけない書類というのが明記してございまして、今般御提示をさせていただいているような資料がその中身でございます。参考資料につきましては、特別という、この規定にはございませんけれども御提示をさせていただいてるところでございます。

したがいまして、その自治法の規定に基づいて、議会にお示しをしているというところでございます、事業計画の部分につきましては、その規定にございませんので、御提示する予定はございませんので、御理解をいただきたいと思います。

それから今後の改修の予定というようなことでございます。さゆり公園につきましては長寿命化計画等を計画作りまして、それに基づいて順次改修工事を行っていくというようなことでございます。

その他の設備につきましても、大きな部分につきましては、実施計画等にも掲載しまして、順次改修等を図ってまいる考えでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ということは、法で決められたもの以外は出さないと。出す必要はないということだから出さないんだと。私はこの町、より民主的にね、もう1歩進んでいただいて、出していただきたいということで御質問をしたわけなんです。それが第1点。

第2点目、改修計画を私言ってるわけじゃなくて、今後のさらに売上げを伸ばして、利益を確保する。これ非常にいい数字じゃないですか。そうでしょう。ベーカリーも作ってみて非常に好調だというふうに、この数字は物語っているのではないかなと。私も昨日行きました。随分前と違ってお昼の時点でも商品がしっかりあるということで、さらなる可能性を思っております。

そして、多くのもとのいち膳でしたっけ、あそこメニューが随分変わって、これは期待できるなど、いろいろ考え方はいろいろあるとは思いますが、やはりその努力というものはよく見えるなどと思って期待してるんですよ。ですから、さらに今年度、何かよりっせをさらなる売上げアップのために、改装をするような予定はあるのかないのかだけ聞きたいなどと思ひまして、御質問をさせていただきました。どうでしょう。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず1点目のさらに詳細なといいますか、資料を提示する予定はないのかということでございますが、今現在として町としましては、これ以上の資料を提出する予定はございませんので、御理解いただきたいと思います。

それから、さらに売上げを伸ばしてほしいと。そのための改修等の予定はないのかというようなことでございます。今ほど説明の中で振興公社大変今頑張っているところでございます。外部の人材等も入れまして、その組織体制も強化しまして、売上げを伸ばすための方策を一生懸命取り組んでいるところでございます。

その中で公社ができる部分の対応というのは、公社の中でやってもらいますが、さらに施設改修ですとか、そういったもし御相談がありましたら、実施計画等でお示しをしてみたいというふうに考えてございますので御理解いただきたいと思います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 一つだけ確認させていただきますが、町としては、まだ公社の計画がない以上は、今のところは考えていないというところでよろしいでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 先ほどにも御答弁いたしました、現在の今後の予定、施設整備の予定というのは、実施計画の中でお示ししているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 そのほかございませんか。

7番、秦貞継君。

○秦貞継 決算書の報告について2点お伺いしたいと思います。

1ページです。中段ぐらいに新商品の開発や、インターネット予約の拡充とございますが、拡充の詳細はどのようなものか、どのような報告を受けているのか1点お伺いいたします。

続きまして、同じページの下の方ですが、これ最後のページにも出てくる計画書、令和7年度の計画書にも出てくるんですが、町地域観光施設設計アドバイザーの指導の下ということですが、どのような方でどのような指導をされているのか、詳細の報告をどう聞いているのか、お伺いいたします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 はい、お答えいたします。

まず1点目の事業概要の中で、インターネット予約の拡充というような文言のその詳細はというようなことでございます。

インターネット予約、これはロータスインの部分でございます。宿泊の部分でございます。これまで自社のホームページと、それから外部のオンライントラベルエージェントという旅行サイトでの予約の会社が1件だったというようなことでございました。それを、さらに増やすというような拡充をしたというような意味でございますので御理解をいただきたいと思います。

それから2点目の町地域観光施設経営アドバイザーの指導の下というようなことで、具体的にはというようなお話でございます。

その指導の下、その続きございまして、組織体制の整備やデータ分析に基づく販売促進の見直しなどを行いますというような記載がございます。

その、組織体制の整備というようなことの具体的な部分を申し上げますと、その内容が分かるかなというようなことでございますけれども、組織体制の整備というものでございますが、これまでにについては、例えばよりっせであれば、店長がおりまして、店長が全体を把握すると。一手に把握するというような体制でおったわけでございますけれども、それを例えば物販の部門に担当者、大きな部門の担当者、それからいち膳、ベーカリー部門と、その責任者を配置して、さらに管理しやすい体制をその指導の下で、組織変更したというようなことでございます。

それからデータに基づく分析というのは、その物販ですとか、いち膳の売上げ、その詳細な分析をして、売れる商品を投入していく、重点を置いていくというような改善を図ったというようなことでございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 再質問いたします。

先ほどのインターネット予約の拡充ということで説明を受けましたが、簡単に言うと、今まで要は、宿泊サイト、予約サイトがありますよね、いろんな。そういったところに幅広くロータスインの名前を使ってもらえるように広げたということによろしいのかどうか、それが1点、確認のためお伺いいたします。

それと、あと先ほど質問でも申し上げたんですが、どのような方なのか、これは例えば今までこの組織にいらっしゃった方が行っているのか、それとも外部人材を投入したのか。その辺がちょっとどういう方なのかというのが分からなかったのもので、その説明をお伺いしたいと思います。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○齋藤正利 お答えいたします。

まず1点目のインターネット予約サイト等の部分でございます。これまで予約サイトが外部の予約サイトについては1軒だったというようなところを複数に増やしまして、検索すれば、いろんなサイトでも予約が可能だというようなところで、宿泊者数増等の改善を図るというようなところでございます。

それから町地域観光施設経営アドバイザーのことでございます。これは、町が地域活性化起業人という国の制度を活用しまして、よりっせに配置している方のことでございますので御理解いただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 温泉が工事中のマイナスにもかかわらず、レストランなりベーカリーなりが頑張っている。それで最終的な数字というのは聞かなかったんだけど、合計が損益で 129 万 9,000 円が黒字ということの解釈でよろしいんですね。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

最終的な令和 6 年度の利益でございますけれども、5 ページの損益計算書の右側の金額の一番下の部分を御覧いただきたいと思います。143 万 6,762 円と記載してございますが、この数字が利益ということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 これで報告第 3 号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

日程第 10、報告第 4 号、一般財団法人西会津町農業公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 報告第 4 号、一般財団法人西会津町農業公社に係る経営状況を説明する書類について、御説明いたします。

お手元の一般財団法人西会津町農業公社に係る令和 6 年度事業報告、及び決算、並びに令和 7 年度事業計画を御覧ください。

1 ページを御覧ください。

初めに、令和 6 年度事業報告について申し上げます。

まず、事業の概要についてですが、町農業における様々な課題の解決と持続可能な農業の実現、地域経済の活性化、雇用の創出を図ること等を目的に、令和 5 年 9 月に設立されました一般財団法人西会津町農業公社は、令和 6 年 4 月から町や地域の担い手農家等と連携して、農用地等保全・人材育成・園芸作物等栽培の 3 事業に重点的に取り組んだほか、雪処理支援隊業務や新郷連絡所窓口業務などを町から受託し、農業分野のみならず地域住民の利便性及びサービスの質の向上に努めてきたところであります。

次に、令和 6 年度に取り組んだ事業内容ですが、まず農用地等保全事業では、高齢化等により農地の管理が困難になっている集落等からの依頼により、中山間地域等直接支払制度を活用した農用地保全事業に取り組んだほか、農用地保全のための集落説明会等を開催しました。

人材育成業務事業では、農業後継者の育成を図るため、町からの受託事業として、地域おこし協力隊員への農地保全や農作物の栽培技術、販売等の指導・研修を行ったところであります。

園芸作物等栽培事業では、アスパラガスを主力作物に位置づけ、高収益作物栽培による事業収益の確保に努めたほか、スイカ、オクラ、大根等を栽培し道の駅で販売を開始しました。

なお、園芸作物の栽培・出荷については、設立後4年目から事業を開始する計画でありましたが、農地の確保や栽培指導に当たる専門員による指導、作業員の確保などの準備が整い、前倒しで着手できたところであり、町農業の3本柱の一つであるミネラル野菜の生産振興と、農業公社の自主財源確保に向けて意欲的に取り組んだところであります。

さらに、本町農業の課題であった冬期間の園芸作物栽培にも試行的に取り組み、町農業の課題解決に向けて積極的な事業運営を行ったところであります。

2ページを御覧ください。

農林産物販売事業では、町内産農産物の販路拡大に向けて、沖縄県大宜味村の道の駅での米の販売を開始しました。

育苗生産販売事業では、町所有の耐雪型パイプハウスを活用して葉大根や小松菜など冬期間における実証栽培を町から受託し実施しました。

雪処理支援隊業務受託事業では、要支援者を対象とした除雪作業や見守り支援などの業務を町から受託し、対象者へのサービスの質の向上に努めました。

行政事務等業務受託事業では、農業公社の事務室を置く、新郷連絡所の窓口業務を町から受託し、地域住民への利便性及びサービスの質の向上に努めました。

管理部門では、農業公社の安定運営に向けて町や地域の担い手等と連携・役割分担しながら、町農業の課題解決や、農家の皆さんが安心して農業に取り組める体制づくりに取り組んだほか、理事会及び評議員会を適時開催し、円滑な事業運営に向けて取り組んでまいりました。

次に、法人の概要については記載のとおりであります。

3ページを御覧ください。貸借対照表であります。

資産の部のうち、流動資産1,570万5,036円は現金及び受託業務に係る未収金等であり、固定資産573万1,740円は、定期預金500万円等であります。

これらの流動資産と固定資産を合わせた資産の部の合計は2,143万6,776円であります。

続きまして負債の部のうち、流動負債は未払金や未払法人税、預り金などであり、負債の部の合計は169万2,896円であります。

続きまして、正味財産の部のうち、指定正味財産2,000万円は町からの出捐金であり、そこから一般正味財産25万6,120円を差し引いた正味財産の合計は1,974万3,880円あります。負債の部と正味財産の部の合計は、2,143万6,776円であります。

4ページを御覧ください。正味財産増減計算書であります。

一般正味財産・経常増減の部、経常収益は人材育成業務、新郷連絡所窓口業務、雪処理支援隊業務などの事業収益の合計865万7,654円と、町からの団体育成補助金やミネラル野菜栽培用機械購入費補助金などで642万7,508円の合計で1,509万2,165円であります。

経常費用は、社員の給与手当や臨時雇用社員の賃金、事業用消耗品、活動保険料等の事業費で1,052万5,677円、5ページにいきまして役員報酬や給与手当、消耗品費、賃借料などの管理費で467万9,044円、経常費用の計で、1,520万4,721円あります。

この結果、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額はマイナス11万2,556円となり、未払法人税7万2,000円を加えた当期一般正味財産増減額はマイナス18万4,556

円となったところであります。

また、正味財産の期末残高は1,974万3,880円となったところであります。

6ページは監査報告書であり、記載のとおりであります。

7ページを御覧ください。令和7年度の事業計画であります。

まず、事業の方針であります。令和7年度も引き続き、町の農業振興を図るため集落と連携した農地保全の確立、地域の特色を生かした農業の展開、高収益営農モデルの構築、担い手の確保と育成を推進し、地域農業の発展に寄与することを目的に各種事業を展開してまいります。

また、引き続き農用地等保全や人材育成、園芸作物等栽培に重点的に取り組み、雪処理支援隊業務や新郷連絡所窓口業務などの受託事業を通して、住民の利便性及びサービスの質の向上に努めてまいります。

次に、主な部門の事業計画については、農用地等保全事業では自己保全農地の管理や良好な景観維持のため、高齢化等により作業実施が困難となっている集落からの依頼により、中山間地域等直接支払制度による農地保全事業に取り組んでまいります。

なお、令和7年度から始まる第6期中山間地域等直接支払制度では、これまで集落の人口減少等により、協定を締結できなかった集落が、農業公社設立により支援を受けられることになったため、新たに農地保全に取り組むこととなった集落が出てきたほか、同じく人口減少により第5期対策で活動を終了せざるを得なかった集落を、農業公社が支援することにより、第6期対策も引き続き活動を継続できることになりました。

さらに、昨年度、農業公社が保全管理したことにより、今年から地域の担い手農家による米の作付が再開された農地も出てくるなど、町農業の課題の一つであった農地の適正管理、遊休農地の解消について、農業公社の積極的な取組により、好結果が現れているものと考えております。

人材育成業務事業では、新規就農者の確保や、町からの受託事業として、農業分野の地域おこし協力隊への栽培技術、農産物販売等の研修を実施し農業後継者の育成に取り組んでまいります。

園芸作物等栽培事業では、高収益作物栽培による事業収益の確保のため、引き続きアスパラガスやスイカの栽培に取り組むほか、メロン等の栽培にも積極的に取り組んでまいります。

8ページを御覧ください。

農林産物販売事業では、町内産農産物の高収益化やブランド化に向けての販路調査を実施し、農家所得の向上に努めてまいります。

育苗生産販売事業では、昨年度に引き続き町所有の耐雪型パイプハウスにおいて野菜苗等の育苗利用等の実証栽培に取り組むほか、需要が見込まれる水稻育苗管理業務を受託し取り組んでまいります。

雪処理支援隊業務受託事業では、町と連携して要支援者宅の除雪作業や見守り活動を町から受託し、除雪弱者・要支援者への支援体制の充実を図ってまいります。

行政事務等業務受託事業では、新郷連絡所の窓口業務を町から受託し、地域住民の利便性及びサービスの質の向上に努めてまいります。

中山間地域等直接支払事務受託事業は、令和7年度から新たに取り組む事業であり、高齢化等により書類作成が困難となっている集落からの依頼により、交付申請書や実績報告書などの書類作成を受託し、中山間地域直接支払制度による農地保全事業を、事務的な面からも支援してまいります。

管理部門では、農業公社の設立目的である町農業の持続的発展と課題解決に向けて、町や地域の担い手等と連携・役割分担し、農家の皆さんが安心して農業に取り組める体制整備に努めてまいります。

また、町からの受託業務等を通して、行政事務の効率化や住民サービスの向上にも取り組み、農業者のみならず、地域住民から信頼される法人となるように各種事業に取り組んでまいります。

町といたしましては、農業公社と緊密に連携し、事業の円滑な実施や安定した事業運営を支援してまいる考えであります。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長　ただいまの報告に対し質疑を行います。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　1点だけなんですけど、この正味財産増減計画書の収益の部分なんですけど、いろいろな事業ありまして、事業部門で農地等保全事業とか、施設管理とか、それからいろいろ対策事業これからもやるのもあるんですけど、この項目というのは、事業収益の中のどこに入るわけですか。収益。

今現在、草刈りとかいろいろやって収益があるわけで、委託されて。その収益というのはどの項目に載ってるわけですか。その内容的にどの程度だか教えていただけますか。

○議長　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　12番武藤議員の御質問でございますが、正味財産増減計算書の中に、各実施している事業がどのように入っているかというような御質問かと思いますが、1番の経常増減の部の（1）の経常収益の中に、事業収益という項目ありまして、人材育成、園芸作物等栽培、こういったところにそれぞれの実施している事業が入っているということでございます。具体的に何かの事業ということですか。

○武藤道廣　保全だとかさ、管理とかって委託受けてやってる事業があるじゃない。そういうのがこの項目じゃ載ってないから、どこに入ってるの。ばらばらに入ってるわけ。

○農林振興課長　例えばですが、農地保全でありますと、かかる経費が臨時雇用の賃金になりますので、経常費用の中の臨時雇用賃金248万1,200円。この中に農地保全をしていただいた方の賃金が入っているということでございます。

事業収益のほうにつきましては、町からの委託事業となります。農地保全につきましては、農業公社の自主的な事業になりますので、それぞれの支出の項目から出ておりまして、繰り返しになりますが、農地保全で草刈りをした方に対して、臨時の雇用賃金のこの項目の中からお支払いをしているということになります。

町からの収入はございませんので、農地保全に限って申し上げますと、ということでございます。

○議長　12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　　今の話だと、公社独自の事業というのは、(2)の経常費用の事業費の中で全部ここに収入とかそういうのが入ってるという、そう理解してよろしいですか。

○議長　　農林振興課長。

○農林振興課長　　はい、お答えをいたします。

農業公社が直接自らの事業で実施している分につきましては、今ほど議員申されました経常費用の事業費の中で支出をしているということになります。そちらの方で収支をしているということで、事業収益のほうとか、受け取り補助金については、町からその他の団体からの委託なり補助金ということで整理をしているということでございます。

○議長　　5番小林雅弘君。

○小林雅弘　　二つ。非常に分からないところ、質問をさせていただきたいと思います。

まず第1点は、農地保全ということの中身を教えていただきたいと思います。

それからそれを実施している面積、お願いいたします

○議長　　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　　5番、小林議員の御質問にお答えをいたします。

農地保全事業のまず内容ということでございますが、先ほどの事業報告の中でも申し上げましたとおり、高齢化によりまして農地の管理が困難になっている地区につきまして、そういった地区からの要望、依頼によりまして、国の中山間地域等直接支払制度、交付金を活用した主に適正な管理をするための草刈り事業になります。

令和6年度の面積実施の実績で申し上げますと、面積で4万7,480平米を対象に、農地保全事業を実施したということでございます。

○議長　　5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　　もう一つ。そうすると、まだその土地を委託を受けて耕作するということではないという認識でよろしいでしょうか。

○議長　　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　　それでは再質問にお答えいたします。

国の制度を活用しておりますので、国の目的といいますか、交付の目的から言いますと、すぐに耕作できるような状態に管理をしていくというのがこの中山間地の交付金の目的になっておりますので。

今は耕作できないけども、数年たったら次の担い手の方がその農地をすぐ耕作できるような状態にするということで管理をしております。先ほども申し上げましたように、令和6年度にそういった農地保全をやりました。今年、今まで自己管理をしていた農地が新たに米を作付するところが出てきたということに結びつきましたので、そういったことにつながるような保全を今後もしていきたいということで考えております。

○議長　　これで報告第4号、一般財団法人西会津町農業公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

日程第11、報告第5号、委任専決処分事項の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　　報告第5号委任専決処分の報告について、御説明いたします。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、令和 6 年 3 月 19 日に御議決をいただいております「町長の専決処分事項の指定」に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて委任専決処分を行いましたので、その内容について御報告をするものでございます。件数は 1 件で、物損事故に係るものです。

それでは、議案書の最後のページ、報告第 5 号の報告書を御覧ください。

まず、事件の発生年月日につきましては、令和 7 年 2 月 19 日であります。

その内容であります。奥川大字飯根字下弥平四郎地内の県道熱塩加納山都西会津線を走行していた当方車両が、カーブでスリップし、擦れ違いのため停車していた相手方車両に衝突し、損傷させたものであります。

損害箇所等及び事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日及び賠償額につきましては、令和 7 年 4 月 21 日、22 万 1,779 円であります。

なお、過失割合につきましては、当方 100%であります。

以上、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく委任専決処分事項の報告を終わります。

○議長　ただいまの報告に対し質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで報告第 5 号、委任専決処分事項の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。（11時58分）

令和7年第4回西会津町議会定例会会議録

令和7年6月9日（月）

開 議 10時00分
延 会 16時02分

出席議員

2番	仲 川 久 人	6番	荒 海 正 人	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣
5番	小 林 雅 弘	9番	三 留 正 義		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 和 典
副 町 長	大 竹 享	教 育 長	五十嵐 正 彦
総 務 課 長	伊 藤 善 文	学校教育課長	佐 藤 実
企画情報課長	玉 木 周 司	生涯学習課長	長谷沼 充 伸
会計管理者兼町民税務課長	渡 部 栄 二		
福祉介護課長	船 橋 政 広		
健康増進課長	岩 渕 東 吾		
商工観光課長	齋 藤 正 利		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 博 文	議会事務局主査	大 崎 友 梨
--------	---------	---------	---------

第4回議会定例会議事日程（第4号）

令和7年6月9日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

延 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 1. 長谷川 正 | 2. 小林 雅弘 | 3. 上野 恵美子 |
| 4. 荒海 正人 | 5. 猪俣 常三 | |

○議長 皆さん、おはようございます。

令和7年第4回西会津町議会定例会を再開します。（10時00分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、先日の報告第4号、一般財団法人西会津町農業公社に係る経営状況を説明する書類の報告に対する質疑、答弁において、一部訂正したい旨の申出がありましたので、これを許します。

農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 6月6日の報告第4号、一般財団法人西会津町農業公社に係る経営状況の説明の中で、12番、武藤道廣議員の質疑において、農業公社が自らの事業で実施している部分については、経常費用の事業費の中で収支をしていると答弁いたしましたが、農地保全事業に係る収入については、経常収益の受け取り補助金に計上しておりましたので、おわびして訂正させていただきます。

○議長 日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

3番、長谷川正君。

○長谷川正 おはようございます。3番、長谷川正でございます。

通告に従い、一般質問を行います。

質問事項、自然を活用した交流人口の拡大について。

町の観光資源として、自然を活用した交流人口の拡大は町発展に重要だと考えられます。自然の中でも町にある山、特に飯豊連峰に注目し、幾つかの質問をいたします。

一つ、弥生自治区から鏡山山頂までの林道（登山道）の現状はどうですか。

二つ目、昨年、弥平四郎登山口より飯豊山への登山者数はどのくらいですか。

三つ目、弥平四郎自治区より祓川駐車場までの町道（登山道）の修繕の考えはございますか。

四つ目、祓川山荘の現状とこれからは。教えてください。

五つ目、新山荘の建設予定地と日程をお示ししてください。

六つ目、飯豊山の登山道及び立て看板の整備状況はどのようになっていますか。

七つ目、モンベルとの提携の現状は、今どのようになっていますか。

八つ目、これからのモンベルとの提携において、町の観光資源である飯豊連峰を活用した提案、周遊コースなどの構築などを受けてはいかがでしょうか。

以上、一般質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 3番、長谷川正議員の自然を生かした交流人口の拡大についての御質問にお答えします。

磐梯朝日国立公園に位置する飯豊連峰は、日本百名山に数えられる名峰であります。その山並みと縦走路の美しさ、さらに、貴重なブナ林や夏場は「イイデリンドウ」など可憐に咲く高山植物の宝庫としても有名であることから、町といたしましても、飯豊連峰の自

然本町の重要な観光資源であるとともに本町の宝であると認識しているところであります。

まず、1点目の「鏡山山頂までの登山道の現状について」であります。鏡山の登山ルートについては、弥生集落から登る「久良谷ルート」、弥平四郎集落から登る「四ツ沢ルート」、祓川駐車場から登る「新ルートを経由するルート」の主に3ルートあります。

「久良谷ルート」は、現在、令和4年8月の豪雨災害の影響により、弥生集落から先の林道において、土砂崩れなどが複数箇所発生しており、車両及び徒歩ともに通行が不可能となっております。

この状況を受け町では、令和4年11月から毎年秋に、町議会にも御協力いただき、林道を所管する会津森林管理署に修繕の要望をしているところであります。昨年の要望の際には、修繕に前向きな回答をいただいているところであり、鏡山への主たるルートである「久良谷ルート」の再開に向け、引き続き町議会の協力もいただきながら、必要な対応を行ってまいります。

次に2点目の「弥平四郎登山口からの昨年の登山者数」であります。町では新長坂ルートの入り口に赤外線による入山者計測器を設置しており、それによる登山者数は、延べ364人でありました。

次に3点目の「弥平四郎登山口から祓川駐車場までの町道の修繕について」であります。この区間を結ぶ町道弥平四郎山荘線は、多くの登山者が利用している路線であります。例年、雪解けや雨の影響により路面が洗掘されることから、町では雪解け後に現地調査を行い、その後、町道と併用となっている弥平四郎林道の管理者である会津森林管理署と協議を行った上で、修繕工事を実施しているところであります。

町といたしましては、今後も本路線において定期的な点検を実施し、登山者の通行車両に支障を来さないよう、会津森林管理署などと連携を図りながら、適正な管理と整備に努めてまいります。

次に4点目の「祓川山荘の現状と今後について」であります。祓川山荘は、雪解け水や雨水などにより、祓川が増水し、渡ることが危険な場合の避難小屋として、昭和47年に設置された施設であり、これまで雪害に伴う屋根のトタンの張り替えや、窓ガラスの交換などを行ってきましたが、建築から50年が経過し、施設は老朽化していると認識しております。

また、町内の登山関係団体からも祓川山荘の移転新設の陳情書が昨年6月に提出され、町といたしましても祓川山荘の移転新設について検討しているところであります。

次に5点目の「新山荘の建設予定地と日程について」であります。当該地域は磐梯朝日国立公園内に避難小屋として位置づけられた施設であり、国有林内でもあるため、環境省や林野庁などの国、自然環境整備計画や保安林の変更手続の関係で県など、様々な機関との調整が必要であります。また、多額の財政負担もあることから、実施年度の調整も必要であるため、現在のところ、建設予定地や整備時期などの内容をお示しできる段階ではございませんので御理解願います。

次に6点目の「飯豊山の登山道整備や立て看板の整備状況」であります。登山道整備については現在、登山道を熟知した町内の登山関係団体や林業の専門業者に委託し、刈払

いや倒木の撤去などの管理を行っております。また、立て看板の整備につきましては、案内看板が登山道入り口に1基、祓川駐車場に2基、登山道の道中にコース案内標柱3基を設置し、安全な登山道への誘導や正しい情報提供などの役割を担っているところであります。

最後に8点目の「モンベルとの提携において、飯豊連峰を活用した周遊コースの構築などの提案を受けてはどうか」とのおただしに答えいたします。

町では、令和4年6月にアウトドア活動等の促進を通じた地域の活性化と町民生活の質の向上を図ることを目的に株式会社モンベルと包括協定を締結したところであります。

令和4年度と令和5年度には、モンベルグループ傘下のコンサルティング業者が受託して、本町のアウトドア資源を活用した魅力創出に係るランドデザインを作成することを目的に、自然体験魅力デザイン事業を実施し、専門的見地から様々な提案をいただいたところであります。

その中で、山を活用したアクティビティルートとして、飯豊連峰では疣岩山と鏡山のトレッキングルートが提案されており、町内のその他の山々と連携して周遊型・滞在型観光を促進し、町内での回遊性を向上させる提案を受けているところであります。

町内のその他の山々においては、昨年度、復興庁所管の福島再生加速化交付金を活用して、大山祇神社参道、須刈岳、富士山、三つの山のトレッキングコース紹介動画を作製しており、今年度もさらに高陽山、鳥屋山、竜ヶ岳、三つの紹介動画を作製し、本町の山々の魅力を発信して、来町回数を増加させ、周遊性や回遊性を向上させる取組を進めているところであります。これら低山と併せ、飯豊連峰の魅力もさらに発信し、山を資源とした観光客の増加や交流人口の拡大を図ってまいる考えでありますので御理解願います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 3番、長谷川正議員の自然を活用した交流人口の拡大についての御質問のうち、7点目の株式会社モンベルとの連携協定の現状について、お答えいたします。

国内大手アウトドア用品メーカーであるモンベルと本町は、令和4年6月2日に会津地域13市町村と県会津地方振興局が一堂に会し、合同で包括連携協定を締結しました。この協定は、アウトドア活動等の促進により、地域の活性化及び住民生活の質の向上に寄与することを目的としており、「自然体験の促進による環境保全意識の醸成」や「地域の魅力発信等による地域経済の活性化」など7項目となっております。

まず、13市町村が連携して行う取組についてであります、「会津はひとつ！地域の魅力発信事業」として、県会津地方振興局が中心となり自然環境をはじめとした会津全体での地域資源の魅力を広域で発信することを目的に、モンベルの辰野勇会長の講演会と広域連携の事例紹介、カヤック体験会などが開催されたほか、令和5年度には連携市町村職員による、アクティビティ活動を取り入れた広域観光モデルコースの策定作業及び体験会などを開催しております。

また、今年5月に県内に初出店されたモンベル直営店のオープン式や7月に開催されるモンベル創業50周年記念式典などに連携協定を締結している市町村が招待されるなど様々な取組において良好な関係が続いております。

このほか、本町が独自に実施している取組としては、令和5年度に実施した自然体験資

源調査のほか、モンベルふるさと納税サイトへの西会津町サイトの開設や全国 116 万人のモンベル会員へPRできる「モンベル・フレンドショップ」へ、ロータスインなど町内 5 施設を登録しているほか、交流物産館よりっせにおいて飯豊山をデザインしたオリジナル T シャツの販売などを行っております。

今後も連携協定の目的に即した事業を進められるよう連携を深めてまいりますので、御理解願います。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 順次質問させていただきます。

今ほど弥生自治区から鏡山までということで、ちょっと通行が不能となっているということが示されましたが、私も、奥川公民館にいるときに子供と登って、すごく目の前に広がる飯豊連峰がすばらしいことを今でも記憶しております。この辺のところをやはりドローンを使ってPRする、そういうような考えはいかがなものでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

ドローンで鏡山ですとか飯豊連峰のPRをする考えはないかというようなおたしかと存じます。

本町には、ドローンアーティストとして活動している職員がおりまして、現在も芸術村で「日々の上、感情の下」という写真展を開催しているところであります。その職員が撮りました写真につきましては、飯豊連峰のいい写真がございますので、日本の田舎の西会津町のポスターに活用したり、それからふるさと納税のパンフレットの表紙にしたりということで、本町における飯豊山の魅力というのを伝えるものに活用しているところでございます。

一方で、飯豊山の部分では、国立公園の中にございまして、その土地の所有者が国であるというようなところがございしますので、国に入林届、林に入るという届出も出さなきゃいけない。それから、国立公園なので環境省との協議も必要かというふうに存じます。

その辺の協議も行った上で、その許可が得られるのであればそのようなことも可能かなというようなところで考えておるところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 国の許可が要ということは理解いたしましたが、それがどのぐらいの期間、申請してから下りるのかなということをお聞きします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

先ほど国、森林管理署には入林届が必要だというようなことで御説明をさせていただいたところでございます。

入林届につきましては、届出を出せばそのまま大丈夫なのかどうかというのは、ちょっとその辺の確認というのがまだ取れておりませんので、その辺の部分については確認をさせていただきたいと思います。

それから、国立公園ですので、環境省についてもホームページ等で調べさせていただい

た限りでは届出のようなものはないのですが、事前にドローンを飛ばすというような場合には、やはり日時、状況等を説明した上で、事前に了解を取っておくというのが必要かなというふうに認識しておるところでございます。

○議長　　3番、長谷川正君。

○長谷川正　　ドローンでの撮影ということはおおむね理解いたしましたが、ルート再開、それに向けて今前向きに検討しているということでございますが、具体的にちょっとその辺のところをお聞きしたいのですが、よろしくお願いします。

○議長　　商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長　　久良谷ルートの再開までの具体的な状況、見通しはというようなお話でございます。

最初の答弁でも申し上げましたとおり、町議会にも御協力をいただいて、森林管理署のほうへ毎年要望を行っているところでございます。

その際、森林管理署の署長さんから、土砂崩れがあった部分の土砂の撤去等については、修繕等に対応できるのではないかなというようなところでの話をいただいたところでございます。ただ、その際にも重機が入るというようなところで、弥生集落のところでは災害のときに流された橋もございますので、重機が通れるようにだけは、その辺、町で対応をしてくれよというようなことをおっしゃられまして、その辺については、森林管理署のほうにも重機は問題ないですよというようなところについてはお伝えをしているところでございます。

○議長　　3番、長谷川正君。

○長谷川正　　自治区までの行くところは町でやるということなんですけども、町でやるそのためにどのくらいかかるのかなと。期間ですね。それを。

○議長　　商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長　　お答えいたします。

久良谷林道ですね。その先、久良谷林道の部分については森林管理署でやるということなんですけど、その前の部分については町で対応してくれよというようなところで、今現在は、弥生集落の部分については重機も通れるような状況になっているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長　　3番、長谷川正君。

○長谷川正　　分かりました。了解しました。

それでは、次に2点目の弥平四郎登山口からということで、昨年度は364人ということでお示しになりましたが、自治区の方からは、早朝より登山者の車が物すごくスピードを出して、これがちょっとプチオーバートラベルのような感じになっていると。御高齢の方が多くて、本当に寝てもいられないような現状があるというところから、ちょっと町でも立て看板を立てるなり、そのような方策はできないでしょうか。

○議長　　商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長　　お答えいたします。

弥平四郎自治区のほうから、登山客による騒音の被害があるというようなお話を聞いたというようなお話でございました。

町のほうには、自治区等からそのようなお話を聞いてございませんでしたので、区長さんと実態等を把握した上でその対応については検討してまいりたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 そのように対応をよろしく願いいたします。

もっと言えば、自治区の方が林道の駐車場に行ったところ、林道の駐車場がいっぱいになっていて、要するに道路に物すごい停まっていたという実態があるんだということで、すごいお客さんが来ておられるんだなと思いました。

それで、その方たちをロータスインやよりっせのほうに誘客するその手だて、私、今ちょっと思いついたのは、ロータスインで風呂入れますよとかという無料券とか、それはどういうふうにしてそこの方にお届けするのかというのはちょっとありますけども、一つの提案で、そういったところがあるんじゃないかなと。そして、ロータスインに来られたときは休憩所で休憩するなり、あとはそこで食事をなさるなり、レストランでソバを食べるなりしていただけたらと思うんです。あとお土産を買ったり。そして今、ロータスインでもソバの企画を大々的にやっておられるようですので、打つ方が名人といわれる方なので、前任者とは違って物すごくいいソバを出すと思っておりますので、その辺のところ、本当に泊まっていただけたらいいかもしれない。そして、よりっせで御飯を食べて、そこから西会津のいろんな土産品を買っていただけたらと思うんですが、その辺のお考えはどうですか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず初めのほうに、飯豊連峰の登山者の方にロータスインの割引券とかを渡したらいいんじゃないかというようなお話がございまして、議員のほうからもその人にどうやって渡すんだというようなお話もございましたが、私もその点がちょっとどう対応しようかなというようなところで気になったところでございます。

今、議員がおっしゃったこと、あるいはお土産を買ってもら、よりっせに寄ってもら、ロータスインへ来て風呂に入ってもらというようなところにつなげていったらどうかというようなお話でございました。その辺につきましては、町でもそのようなことの周遊観光というような対応が必要だというようなことを考えてございます。飯豊連峰に来た登山客の方だけではなくて、そのほかの低い山、先ほども申し上げました大山祇神社の参道ですとか、須刈岳ですとか、今PR動画を作ってますし、そのほかの山に来ていただいた方、あるいは大山祇神社への参拝ですとか、鳥追観音ですとか、その他、観光資源いっぱいございますので、その方々をよりっせ、それから町内にあるおいしい飲食店に寄ってもら、それからロータスインのお風呂に寄ってもらというような周遊ができるように、今、取組を行っているところでございます。

この秋に、温泉につきましては再開というようなことでございますので、その対応については、指定管理であります公社のほうとも連携を密にしまして、そういった周遊を図れるように対応をしっかりとやってまいりたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 ぜひ、やっていただきたいと思っております。

何か登山する方は町にお金を落とさないんだということをちょっと聞いたことがありますけども、それはやり方だと思います。こんないいお店もありますよ、町内にはこんないい食堂、あるいはお土産を買うところがありますよというところをもっとPRしていけば、本当に登山して、お風呂に入って、ちょっと時間に余裕あるから今日は泊まっていこうかなと思う方も増えると思いますので、その辺、力を入れてPRしていただきたいと思いますので。

あと3点目なのですが、弥平四郎登山口から祓川駐車場までの町道の補修についてということで、私たち経済常任委員会でも、昨年ですか、祓川山荘まで行っております。そのときもやはり駐車場までの道路、これ災害、雨が降れば洗われてしまうとか、そういったこともあるとは思いますが、本当に少しずつでもよろしいので、これを修繕していく考えはございますか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

祓川駐車場までの町道、弥平四郎山荘線でございます。こちらについては先ほども申し上げましたとおり、林道を所管する森林管理署とも協議しながらその整備を行っているというところでございます。町でもその予算と管理していただける委託の予算、それから修繕する予算というところで取っておりますので、その内容に応じて対応はしっかりやっていきたいというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長 長谷川委員、ちょっとお待ちください。

それでは、皆さんに申し上げます。

議場内のモニターが故障しておりますので、表示はされませんが、事務局でカウントできておりますので、5分前等のアナウンスを私から申し上げますので、よろしくお願いをしたいと思います。

3番、長谷川正君。

○長谷川正 修繕の件、本当に登山の来られるお客様が安全にあそこまで行ける、そのような修繕をこれからも実施していただきたいと。具体的には、やはりお答えはできないですか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 最初の答弁でも申し上げましたとおり、雪解け後に現地を確認させていただきまして、その状況を確認して、森林管理署とも協議しながら必要な予算を取りましてその対応をしているところでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 その辺、前向きによろしくお願いいたします。

次に4点目ですが、祓川山荘の現状と今後についてであります、これは新山荘との兼ね合いもありますけども、今の祓川山荘、現時点の状況というのはどのようなものか把握しておられますか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 祓川山荘の現時点の状況はというような御質問でございます。

今現在の祓川山荘ですけれども、祓川の駐車場までの道路がまだ雪がありまして、実際、町でもまだ確認はできていないというような状況でございます。雪解け後にその道路の状況ですとか、祓川山荘の状況、登山道の状況というのを町として確認したいというようなところで考えてございます。

祓川山荘の昨年度の状況でございますけれども、ガラスが一部割れているところがあったり、軒先の部分でちょっと曲がってるというような状況があるというようなところは認識しておるところでございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 そのような現状を今お伺いいたしましたが、雪で行けないということで。昨年度も行ったときに、そういうふうなことがあるよというふうに私たちはお示したんですが、その復旧はどのように行われますか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

昨年の状況ですと、早急に修繕というところまではいかないかなというような状況であったかというふうに認識しております。

ただ、今冬は大雪でございましたので、この後、その状況を確認しにまいります。状況によっては修繕等の対応も必要なかなというようなところで思っていますので、その実態を見て対応してまいりたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 雪解けが進んで、そこに行つてということで、その現状は登山者の方に発信するということに多分なると思うんですけども、その辺のところの発信はどのようになされますか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

祓川山荘等の状況というものの周知というようなお話でございます。

町には登山に関するホームページというのを用意してございまして、そちらのほうで祓川山荘等の状況等も表示しているところでございます。なお、登山者の方は登山計画されるときに、状況はどうなってますかというようなところで町にも問合せがございまして、個々人の事案については個々の対応として回答しているというところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 おおむね理解いたしました。

次に、5点目の新山荘の建設予定地というところ、それとその日程ということで、分かる範囲で大丈夫だと思いますが、今こういう状況ですよということをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 5点目について再度というようなお話でございます。

最初の答弁でも申し上げましたとおり、当該地区は磐梯朝日国立公園というところでありまして、その所有が国というようなところもありまして、環境省、林野庁、それからその手続等には保安林との関係もございまして、県との調整が必要だというようなところでございます。また、財政的な部分でも検討がかなりかかるだろうというようなところで認識しておりますので、今現在のところは、具体的な日程等についてはお示しすることができませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 具体的なことは示せないということではありますが、そこに町でも登山の関係団体の方がいらっしゃると思いますけども、そちらの方の意見もお聞きして、中の構造とか、あと建てる場所とか、予算のそれは関係があるでしょうから、その辺のところも町内の登山の関係団体の方ともお話をしてもらいたいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

最初の答弁でも申し上げましたが、登山の関係団体から、昨年の6月に祓川山荘の移転新設の陳情書が町に提出されたというところでございます。町では、7月にその団体と具体的な要望の内容等の確認をいたしまして、移転に向けた作業というのを進めているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 登山をする方の御意見をお聞きして、これから対応していただきたいと思っております。

次の質問に入ります。

飯豊山の登山道及び立て看板の整備状況はということで、これはどこに依頼をしておりますか。具体的にお願いします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

最初の答弁の中で、案内看板が登山道の入り口に1基、それから祓川駐車場に2基、登山道の道中にコース案内標柱3基を設置しているというようなところで御答弁させていただいたところでございます。

その登山道入り口1基と祓川駐車場2基というのは、きちんとした基礎とかも設けられた看板というのを設置していますよというようなところでございます。それから、登山道の道中にコース案内標柱3基というのは、登山ルートの中で地中にその柱を埋めて、こちらに行けば例えば疣岩山ですよとか、鏡山ですよという標識を設置しているというような状況でありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 理解いたしました。今年の大雪でここよりも物すごく予想外の雪が降ってくると思うんですけども、その辺のところの看板等は大丈夫なんでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、今冬は大雪というようなことで、その被害もまだ雪がございまして、実際、現地調査できていないというのが今現在の状況でございます。その実態については、今後調査しまして対応を検討していくということで考えてございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 その辺は調査を行っていただきたいと思います。

それで、私も飯豊山に登って下ってくるときに、登山道を草刈り機を持って自分の水を持って、そして燃料を持って、ある方は唐鍬とかを持って登山道を整備しているような状況なので、今それだけのことをお願いするということは本当に大変なことだと思うんですが、その辺のところはどうでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、管理、修繕等の作業については大変な作業ということで認識しておるところでございます。

委託先については、先ほども申し上げましたけれども、町内の登山関係団体であったり、林業関係者だったりというようなところでお願いしているところでございますが、お願いをする際には必要な見積り等も取りまして、事前調整した上でお願いしているというところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 やはり登山をする人の安全がかかっておりますので、そういう看板、あと登山道、これにはやはり安全というふうに、人命がかかっておりますので、その辺のところを、手当が出ていますけれども、本当に手厚い、そういうことでお願いはできないでしょうか。今後の展開といたしまして。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、事前に委託する際には見積りもいただきまして、相手方との意見も十分聞いた上で契約、見積書等もいただいているというふうなところで認識してございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 理解いたしました。おおむね。

7点目のモンベルとの提携の現状についてということですが、令和4年6月2日に締結したと。そして、その辺のところを町の広報でも町長と写真がありまして大々的にしましたというふうになっておるんですが、今はこうなっているよというふうにはここの答弁書に書いてありますけれども、これを広報に出して提携しましたというふうになっておったんですが、その経過というのをやはり広報、あるいはほかの周知する手段で周知しなければいけないと思っておるのですが、その辺のところはどうでしょうか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 長谷川議員の再質問にお答えいたします。

議員から御提案あったようなことで、当然、事業が進捗して目に見えるような動きがあれば、町としてしっかり広報はしていきたいというふうに考えております。

ただ、1度目に御答弁申し上げましたとおり、実際は会津全体的な動きとしてのほか、本町独自にはふるさと納税のサイト登録とか、ちょっと町民の方にお示しするような部分よりは細かい部分が多くございましたので、今まではそういった大々的な広報はしませんでした。御提案のとおり、あればそういうふうにしていきたいというふうに考えております。

○議長 長谷川議員、持ち時間が残り 10 分です。

○長谷川正 分かりました。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 今、答弁いただきまして理解しましたが、大多数の町民の方がそれを全く知っておられないような状況なんで、そういったことで、ちゃんと町民の方にも分かりやすく今はこうなってるよということを、やはりお示ししていただきたいと思っておるところですが、締結したというところは写真入りで大々的に町民の方も知ったということですけども、その他はなしのつぶてで、何でもいから今こういうような状況だということをやはり示していく、この親切さというのが大切だと思うんですが、どうでしょうか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 先ほど議員から御提案ありましたとおり、そういったモンベルとの今後の動きにつきましては、広報等を使って事業の進捗状況が目に見えるような部分が出てきたときに併せまして、広報はしていきたいというふうに考えております。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 大切な町のお金をお使いになってこれを推し進めているところでありますので、やはりそういう丁寧な説明をお願いしたいと思います。

次に、最後の質問です。

これからのモンベルとの提携ということで、私はこの飯豊連峰を核として、本当に低山から見た飯豊山とか、要するにここでもありますように、須刈岳、富士山、そこから見た、あと尾野本地区で言えば天空の窓から見た飯豊山も絶景です。その辺のところのハイキングとかトレッキングを活用したそういうことがモンベルに提案できないでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

こちら最初答弁のときに申し上げさせていただいたところでございます。

令和 4 年度、5 年度に、モンベルの関係業者にアウトドア資源の魅力創出に係る調査を依頼し、その報告書をいただいたところでございます。

その中で、山を活用したアクティビティルートというようなところで、その中では疣岩山と鏡山のトレッキングルートというのをつくったらどうだというようなところでございます。そのほか山の関係でも、須刈岳とか富士山ですとか、そのほかの山々は魅力的なので、そういうルートを構築したらどうかというような御提案をいただいたところでございます。

それに基づきまして、福島再生加速化交付金を活用しまして、今現在も含めまして低山

のPR動画を作成させていただきまして、トレッキングによる観光客の増というのを、今その取組をしているところでございます。

ということで、その提案を活用してアウトドアの魅力発信というのを町で取り組んでいるところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 そこら辺のところは理解いたしました。

それで、町でも前に取り組んでおられると思うんですけども、飯豊の集い、これはモンベルと提携なされて、そうしたことで私は再開可能かなと思っておりますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

飯豊の集い、再開できないかというようなことで、モンベルにも協力してもらったらできるんじゃないのかというようなおたしかと存じます。

飯豊の集いにつきましては、平成30年度を最後に、開催を終了しているということでございます。令和元年度も実施する予定でございましたけれども、参加の人数が規定に満たさず、それからその他スタッフの高齢化、それからサポート人材の確保というのなかなか難しくなってきたというような状況も鑑みまして、中止にしたというようなことでございます。

それから、モンベルにお願いしてと、委託してできるんじゃないのかというようなお話でございます。

今言ったようなスタッフの高齢化ですとか、サポート人材の確保の関係の際にも、そういった旅行者に委託してそういうことができないかというような検討を町でした経過がございます。その際、旅行者に見積りを取ってみましましたらば、かなり委託料が高額であったというような状況もございまして、そちらのほうの選択肢は断念したというようなことでございました。モンベルにも協力してもらったらというようなところでございますが、モンベルも連携をしてございますけれども、その辺についてはやはり適正な価格が生じますので、その辺がまだモンベルとの委託する際にも課題になってくるかなということで認識しているところでございます。

○議長 3番、長谷川正君。最後の質問ということで。

○長谷川正 本当に、モンベルさんと提携して私はそれが可能になったと思っておりましたが、それは大きな誤解でしょうか。その辺のところをモンベルさんのPR力とか、あるいは集客力とか、そしてモンベルさんで専門にコーディネートしておられる方がいらっしゃると思うので、その辺のところの助けを借りればできるのかなと思っておりましたが、その辺のところのお考えはどうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

モンベルさんとも、そういう飯豊の集いの再開についてというようなところでもお話をさせていただいた経緯はございます。その際に、モンベルさんの立場としましては、やはり飯豊の集いをやっていたように、地元の方が協力してもらってサポートしてやるのがいい

いですねというようなお話もいただいているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○長谷川正 時間にもなりましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 5 番、小林雅弘でございます。

私は、大きく分けて二つの質問をいたします。

一つ目は、有害鳥獣対策についてです。

有害鳥獣被害については、今までも繰り返し町から説明があったとおりに思います。特に米作りにおけるイノシシの被害は、生産者の耕作意欲を減退させていると思います。

そこで伺います。

まず、熊や猿対策で、町では未利用果樹木の伐採を進めていますが、多くの集落があるため、対策実施には時間がかかるのが現状でございます。そこで、自治区から要望があれば、自主的な未利用果樹木の伐採に補助をしてはいかがでしょうか。

次に、町はイノシシ対策でワイヤーメッシュの設置を進めています。材料費は国の補助が 10 割となっていますが、設置費は個人か自治区団体などが負担することとなっています。生産者の負担を軽減するために、設置費について町で補助をする考えはありませんか。

次に、有害鳥獣実施隊について。

パトロール隊員の手当の増額と、捕獲の報奨金の増額を検討してはいかがでしょうか。命をかける活動を正に評価すべきだと思います。

また、喜多方市のように、有害鳥獣対策実施隊のベストを支給してはどうでしょうか。これは実施隊員の安全にも関わる問題だと思います。

最後に、農業生産者からの要望でもあるイノシシの捕獲頭数を上げるために、民間会社や団体に捕獲を委託することを検討してはいかがでしょうか。

二つ目は、猛暑対策についてです。

気象庁の今年の 6 月から 8 月の天候の見通しは、東日本の日本海側の平均気温は高い見込みとのこと。今年も昨年同様、猛暑が予想されています。また、もうすぐ梅雨に入りますが、最近言われているのが梅雨型熱中症。これは夏本番を迎える前の梅雨の時期に起きやすい熱中症で、真夏ほどの気温でなくても湿度が高ければ起きやすく、風が弱い日にはさらに発症しやすいと言われています。室内での発症が多いというのも特徴だそうです。町民に周知するとともに、その対策を打つことが必要だと思います。

そこで伺います。

一つ、昨年も提案しましたが、住民税非課税世帯に対するエアコン購入への補助を実施してはいかがでしょうか。町の経済対策としても重要だと思います。

二つ、東京都では、物価高騰対策と暑さ対策で、夏の水道の基本料金を 6 月から 9 月分、または 7 月から 10 月分の 4 か月分を無償化すると発表しています。町でも実施してはいかがでしょうか。また、品川区では熱中症対策として、スポーツドリンクなどの飲料を 75 歳以上の高齢者がいる全家庭に配付すると発表しています。町でも実施してはいかがでしょうか。

三つ、町が昨年実施した7か所のクーリングスポット「ふくしま涼み処」について伺います。どのくらいの町民が利用しましたか。その評価はどうだったのでしょうか。さらに、今年はどのように実施しようと計画しているのでしょうか。

最後に、学校での活動や高齢者の屋外活動、例えばゲートボールやグラウンドゴルフなどでの熱中症を予防するために、深部体温の上昇を検知して、熱中症の危険がある場合に、音や振動などで知らせる機能のある、時計型の機器を導入してはいかがでしょうか。熱中症の危険を察知して避難することができるようになると考えます。

以上、一般質問といたします。簡潔明瞭な答弁を求めます。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 5番、小林雅弘議員の御質問のうち、有害鳥獣対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の未利用果樹木伐採への補助についてですが、町内では収穫しなくなった柿や栗などの果樹木（未利用果樹木）が増加しており、それらを食べるために、熊や猿などの鳥獣が集落内や住宅の庭先まで出没するなど、大きな課題となっています。このため町では、チラシやケーブルテレビ、広報紙などで早目の収穫や、収穫をする予定のない果樹木があれば伐採するように周知してまいりましたが、高齢化や空き家の増加などの課題があり伐採が進んでいない状況であります。

このような状況から町では、自治区長に未利用果樹木の管理・伐採等についての意向調査を行い、出没や被害が多い自治区に鳥獣対策専門員による環境診断を実施し、伐採による効果が高いと判断された自治区を対象に、国の交付金（鳥獣被害防止総合対策交付金）を活用した伐採事業を試行的に実施しております。

このほか、集落周辺の緩衝帯整備等を目的に県が実施している里山林整備事業や、町が実施している環境共生林整備事業などの事業を活用することにより、未利用果樹木を含めた伐採事業を実施することができます。

おただしの自治区の要望による自主的な伐採への補助についてであります。要望がある自治区に対して環境診断を実施し、伐採する場所等により既存の国や県、町の伐採事業を選択し実施することで対応が可能と考えておりますので、御理解願います。

次に、ワイヤーメッシュ柵の設置費への補助についてであります。農地等への鳥獣侵入防止対策として設置するワイヤーメッシュ柵は、電気柵に比べ設置後の管理負担が少なく、強度がある反面、電気柵より重いので設置に係る労力が大きく、また資材費も高額なことから設置が進んでいない状況であります。

このワイヤーメッシュ柵の設置については、国の補助金を活用することで、設置を自ら行う場合は資材等購入費に対して10分の10の補助を受けることができます。また、設置を外部に委託する場合の補助率は、資材等購入費と設置費の合計額の10分の5と低くなることから、自ら設置することにより自己負担なしでワイヤーメッシュ柵を設置することが可能となります。

一方、町の電気柵設置補助は、町の補助金や多面的機能支払交付金により、設置機材や資材に対しておおむね3割から7割の補助を行っておりますが、設置については集落や設置者自ら行っていただいております。このため、ワイヤーメッシュ柵の設置についても基

本的には設置者自ら行っていただくものとしており、現時点で設置に対する補助は考えておりませんが、ワイヤーメッシュ柵の設置延長は数キロメートルになることがあるため、既に設置している近隣自治体の事例などを調査し、設置ルートを検討や設置方法等について情報提供等を行い支援してまいります。

次に、有害鳥獣対策実施隊についてのおただしのうち、パトロール手当及び捕獲報奨金の増額についてお答えします。町が実施している鳥獣被害防止パトロールは、住民からの出没状況の聞き取りや、被害発生時の現地調査、被害防止対策の指導、翌日の猿出没予報等を行っており、5月から11月まで2名体制で実施しています。手当については現在、平日パトロールは1日8,900円、休日パトロールは1日9,000円に加え、自宅から役場までの費用弁償を加算して支給しております。このようなパトロールは近隣市町村では本町だけが実施していることから、金額の比較をすることはできませんが、現在の額に改定し数年が経過していることから、社会経済情勢の変化や活動内容等を踏まえ今後検討してまいります。

また、捕獲報奨金につきましては、獣種ごとに交付される国の交付金に加え、町の一般財源を上乗せして支給しており、令和7年度はツキノワグマが1頭2万円、ニホンザルとイノシシが1頭1万6,000円となっております。

本町の捕獲報奨金の見直しは、直近では令和元年度から令和7年度まで5回にわたり獣種ごとに単価の引上げを行ってまいりました。

おただしの捕獲報奨金の増額については、ツキノワグマが新たに国の指定管理鳥獣に指定されたことや、現在金額の設定がないニホンジカも近年出没が確認されていること等から、報奨金全体の見直しが必要であると考えており、その見直しの中で報奨金の増額についても、近隣市町村の状況や捕獲活動を担っている町猟友会の御意見もお聞きし検討してまいります。

次に、鳥獣被害対策実施隊が着用するベストの支給についてですが、現在、鳥獣被害対策実施隊員が活動を行う際は、町猟友会が支給しているオレンジ色のベストを着用しているケースが多いと認識しております。

有害鳥獣捕獲活動におけるベスト着用は、法令等により義務づけされているものではありませんが、オレンジ色のベスト着用により視認性が高まり誤射を防止できるほか、町民等へ捕獲活動中であることを示すことができます。また、複数のポケットがあり薬きょうを入れたり捕獲に必要な携行品を収納できること、さらに統一されたベストを着用することによる捕獲活動に対する意識の高揚などが期待されるものと考えます。

町ではこれまで、捕獲活動の際は猟友会支給のベストを着用する実施隊員が多いことから、実施隊員へのベストは支給していませんでしたが、今後猟友会や実施隊員の御意見もお聞きし検討してまいります。

次に、イノシシの捕獲を民間会社や団体に委託することを検討してはどうかのおただしではありますが、民間事業者の活用は、捕獲活動を行う実施隊員の減少等に伴い、十分な活動ができない場合に捕獲業務を委託することで、捕獲頭数の確保に効果があると考えます。

本町における捕獲活動は現在、実施隊員の皆様の御理解と御協力により、町と連携し円

滑に行われていることから、現時点で民間事業者への委託は考えておりませんが、今後実施隊員の減少等により、対応が困難となる見込みの際には、民間委託を含め捕獲体制の検討を進めてまいりますので御理解願います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 5番、小林雅弘議員の猛暑対策についての御質問のうち、「住民税非課税世帯に対するエアコン購入への補助」についてお答えいたします。

最初に、町が行う熱中症対策のうち、支援が必要な方を対象に既存の社会資源を生かした福祉介護課の取組について説明させていただきます。

介護保険の要支援・要介護者を対象としましては、在宅での熱中症が懸念される場合には、短期入所系サービスや通所系サービス、エアコンの適正管理などを目的とした訪問系サービスの利用について、積極的に働きかけるように、各事業所に要請しているところがあります。

また、生活能力の低下により適切な熱中症対策が難しく、家族による日常的な支援も難しい高齢者を対象としましては、冬の期間だけでなく、夏の期間につきましても「(高齢者)生活支援ハウス」を利用いただき、自立の継続と介護予防にも努めていただけるように、現在準備を進めているところであります。

議員おただしの、住民税非課税世帯に対するエアコン購入への補助につきましては、住民税非課税世帯の中でも経済的に困窮し支援が必要な世帯を適正に判断できる基準の設定や、生活困窮からの自立に有効な町社会福祉協議会がその柔軟性と開拓性、即応性を生かし行う伴走型支援との連動など課題もあることから、引き続き調査・研究してまいりますので、御理解願います。

○議長 建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 5番、小林雅弘議員の猛暑対策についての御質問のうち、夏の水道基本料金の無償化についての御質問にお答えいたします。

報道によりますと、「東京都は物価高による家計の負担を軽減することを目的に、今年、夏の4か月間、一般家庭向けの水道基本料金を無償化することを検討している」と報じられています。

一方、本町においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やロシアのウクライナ侵攻などの影響による物価高に対応するため、国が創設した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「物価高騰重点支援地方創生臨時交付金」などを活用し、全ての町民に商品券を配るなどして、生活者や事業者の支援に努めてきたところではあります。

また、町の水道事業は、地方公営企業法に基づき運営しておりますことから、企業性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とし、経営に要する経費は経営に伴う収入をもって充てる「独立採算制」を原則としております。

しかしながら、町の水道事業は、老朽化した水道管や機械設備等の更新のほか、施設の維持管理に要する費用が年々増加傾向にあり、また、収入においては、人口減少に伴い料金収入が減少しており、水道事業を収入のみで経営することが大変厳しいことから、一般会計より繰出金を支出して水道事業を運営しているところであります。

このようなことから、現段階では、町の水道事業における水道基本料金の無償化は困難

であると考えておりますので御理解願います。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 5番・小林雅弘議員の猛暑対策についての御質問のうち、スポーツドリンクなどの配付、クーリングスポット、高齢者などの屋外活動についての、3項目についてお答えします。

初めに、東京都品川区が発表した高齢者へのスポーツドリンクなどの配付についてですが、高齢者の熱中症予防には、水分の適正な摂取と併せて、日頃のバランスの取れた食生活による、低栄養の予防が重要だと考えています。

このため、町では低栄養の心配のある高齢者に対して、集団または個別に栄養指導を行っていることから、熱中症対策で飲料などを配付する考えはありません。

また、同区では、飲料の配付と同時に、エアコンの使用や水分の摂取状況を確認することですが、高齢者の見守り体制に課題のある都市部ならではの事情によるものと認識しています。

本町では、日頃から民生委員や自治区など、地域の方々の御協力により、十分な見守り体制が構築されていますので、この先暑さが心配される時期には、地域においてさらなる声かけや、見守りの強化をお願いする予定です。

次に、クーリングスポットについてですが、町では昨年、町役場や町民図書館など、町内七つの公共施設と、リオンドールなど六つの民間施設を合わせた13か所を、「クールシェアスポット（涼み処）」として運用しました。

各施設の利用状況は、猛暑日においても平常時の利用状況とさほど変わりがなく、暑さをしのぐためだけの利用や、体調不良者への対応はなかったところです。

昨年は、本町において「熱中症特別警戒情報」の発表がなく、多くの町民が御自宅や職場などで過ごせたものと考えられ、また、涼み処の各施設では、利用者への熱中症対応に十分な認識を持っていたものと評価しています。

県では、本年度も「ふくしま涼み処」の設置を開始しており、町としましても、昨年度と同様に県の取組と連動して、クールシェアスポットの設置と運用を開始したところです。

次に、学校や高齢者の屋外活動において、深部体温を検知する機器の導入についてですが、町内の小中学校では、県教育委員会作成の「熱中症対策ガイドライン」に基づき、気温35℃以上の場合は、原則運動を中止しています。

また、高齢者については、気温の上昇が予想されるときは、防災行政無線などを通じて、屋外での活動を控えるよう注意喚起を行っています。

町では、熱中症の起こりやすい天候の際には、運動や農作業などの活動を控えることが第1に優先されると認識しており、御質問にある機器を導入する考えはありませんが、今後の国などのガイドラインでどのように取り扱われるか、十分に注視していきます。

長期予報によれば、今年も猛暑日の続くことが予想されることから、町としましては、町民の熱中症予防対策として、クールシェアスポットの周知や、熱中症警戒情報等の発信、地域における見守りの強化、小まめな水分補給とバランスの取れた食事摂取の啓発など、全庁で横断的に鋭意取り組んでいく考えです。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　それでは、再質問をいたします。

まず有害鳥獣対策について、1番目の、自治区で要望があれば、自主的な未利用果樹木の伐採に補助をすることが必要と考えるがどうかという質問でございます。

これ、まず伐採には、やはり幾らボランティアでもお金が関わる部分ですよ。例えば、私が所属している上野尻地区ですと、非常に古い栗の木とか、クルミの木がございます。そこを熊が転々と伝わって移動している、朝晩。というのが実態です。ですから、その古い、誰も栗を拾っていないような、つまり持っている人がいないんですよね。そういうところをどうやって伐採していくかというのが一つの課題になっています。本当に決まり切ったところなんです。毎年同じところを熊が伝わっていくというところで、まさか、このぐらいの大木を切るのに、町民というか住民の人がただチェーンソーで切ればいいのかという問題ではなくて、やはり危険なので、どちらのほうに倒れるか、それを予測して対策を打ちながら伐採するとなると、やはりプロの仕事だと思います。ですから、その補助を求めた次第でございますが、これは対応が可能かなという認識でよろしいですか。

○議長　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　それでは、小林議員の再質問にお答えいたします。

未利用果樹木の伐採事業につきましては、まず集落からそういった要望があった際には、鳥獣対策の専門員が現地を確認して、どのような伐採の方法をすればいいか、栗や柿など、未利用果樹木だけを伐採すればいいのか、あるいはそのほかの樹木も伐採して緩衝帯をつくるのが有効なのかということを、まずは環境診断をさせていただきます。その上で、未利用果樹木のみを伐採したほうがいいのかということであれば、昨年度から試行的に実施しております、未利用果樹木の伐採事業、これは国の交付金を活用して実施しております。

また、未利用果樹木を含めて、緩衝帯をつくったほうがいいのかというところにつきましては、県の里山林整備事業、あるいは町で実施しております、環境共生林整備事業、こういった幾つかの伐採事業で、どれをやったら効果があるかというのをしっかりと判断した上で実施をしております。

やはり、未利用果樹木伐採事業も含めてですが、集落周辺に熊や猿などの鳥獣を寄せつけないためには、個人の未利用果樹木を伐採することだけではなくて、やはり集落としてどのような、集落に寄せつけないための伐採をするかということが大切になってきますので、その辺り、集落の実態を見ながら、またどういう事業がその集落に有効かということで、組み合わせれば実施を、今の制度の中でできるのではないかと考えております。

○議長　5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　全くそのとおりだと思います。

ただ、実際に住んでいる人にとっては、毎年のように、裏口を開ければその木に来るのが分かっておりますので、今ここで、やれ、やんないなんて言ったってしょうがないんで、やはり相談に乗っていただきたい。もちろんね。できる限り町民の不安と、そして、最近では襲われている例もあるようですので、命を守るんだというふうに考えて、町も協力していただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

次は、ワイヤーメッシュの設置の件なのですが、これも確かにここに書いてあるとおりなのですが、現状は今、材料費だと 10 割ですよね。ところが、それを設置する労力、これが大変だと。

今、例えば義務就労で草刈りなんかもやりますけれども、それも区の委員でやったりするんですが、それも何がしかの報酬まではいかないんですけれども、支払っているような状況だということで、幾ら関係している人たち、区の委員が出ても、それはタダということではないと思います。ですから、そういうところに補助をしてはどうかという発想から御提案をさせていただきました。

これもやはり県の問題もございます。この間、県会議員に聞いたんですが、県ではそれに対する補助の制度がないということだそうです。国の制度を今、県が利用しているということだそうですので、ぜひ今度、野沢の地域でワイヤーメッシュを設置するということをお伺いしておりますので、その結果をもとに、またこの件についてはお話をさせていただきたいと思います。

ただ、一つだけ御理解いただきたいのは、幾らその自治区の皆さんが出るといっても、これは全部の自治区かどうか私は分かりませんが、タダではないんだということ、何がしかの手当を出してやってるんだということを、これを御理解いただきたいと思います。

今回は、補助を出しているということではないということなんですけれども、これちょっと聞きたいんですが、近隣の市町村では、ワイヤーメッシュの設置については何がしかの自治体が補助しているというような実態は調べられていますか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、近隣自治体でのワイヤーメッシュ設置に対する自治体の支援という再質問でございますが、近隣の町村では一つの自治体でワイヤーメッシュを設置していることを確認しております。その自治体については、基本的に外部委託ではなくて集落の皆さんが直接設置作業をしているということでしたが、その設置につきまして、国の多面交付金、みどり交付金を活用して実施をしているということでございました。

○小林雅弘 分かりました。それでは……。

○議長 小林君。

○小林雅弘 すみません。

○議長 5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 失礼をいたしました。

今後、ワイヤーメッシュの問題、恐らく近隣の自治体で広がっていくものと予想されます。ですので、その件も含めて町も検討を進めていただきたいと思います。

次の質問なのですが、有害鳥獣対策実施隊についてです。

パトロールの手当増額と捕獲の報奨金の問題なのですが、まずパトロールの手当増額、これ今、確かにそうなんです。平日、結構負担になっているみたいなんです、8,900 円、そして休日のパトロールは 1 日 9,000 円だそうです。実は私もこの 9,000 円をいただいております。これ、ただパトロールをするということだけではないんだということをやはり知っていただきたいと思います。

あるとき、私がちょうど輪番制で当たったんですが、そのときに上野尻の西光寺の裏手

で猿の反応が非常に強く出ました。車で行けないところなので、車から降りて、その猿が来てるのかなということで行ってみたんですが、ふと気がつくとはきばきという音がしたんですよ。それは、西光寺のお寺の裏にクルミの木があるんです。そのクルミの木の下に、熊が座ってクルミを食べていたんです。正直言って、15メートルぐらいのところだったので、はっきり言ってどきっとしましたよね。恐怖も覚えました。もちろん役場の有害鳥獣対策の担当の方に連絡をいたしまして来ていただいて、処理というか、結局花火で追い払ったわけなんですけれども、そういうことにも遭ってしまうというような、非常にリスクもあるんだということを御理解いただきたいんですよ。お寺の裏って発砲もできないんですよ。襲われた場合は、もう襲われっ放しになるしかないんだということ。我々はそういうことをある意味では前提にパトロールしているんだと。

ただ、町民の方が、ある方はそんな楽な仕事だろうとおっしゃるんですが、かなり緊張感を持ってやっている仕事だということを御理解いただきたい。その際に、この金額、今、最低賃金お幾らでしたっけ。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 最低賃金という御質問でございますが、令和6年10月時点の福島県の最低賃金は時価額として955円でございます。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 そうですね、ほとんどその辺に近いような金額だと思います。9,000円というところと何か高いなと思うんですが、1,100円ぐらいかな。ちょっと上回ってるぐらいかな。そんなに高い金額ではないにもかかわらず、非常に緊張感とリスクを抱えた仕事なんだということを考えると、果たしてこの金額でいいのかどうか。私は幾らにしるなんていう話はいたしません。ただ、今後も考えていただきたいと思います。その認識はもちろんあると思うんですね。さっきの答弁だとね。今の時点ではいかがですか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 パトロール隊員の報酬につきましては、先ほど1回目の答弁でも申し上げましたとおり、近隣の市町村との比較ができない中ではありますが、議員申されましたように活動に見合った金額なのかという部分については、現在の金額に設定して年数も経過しておりますので、今後、調査研究をしていきたいということで考えております。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 よろしく願いいたします。

それでは次に、ベストの問題です。

これが、喜多方市で支給されている鳥獣対策実施隊のベストです。何が違うかと。素材が違います。それから、裏に喜多方市鳥獣被害対策実施隊のネームが入っております。これが正規のものです。市役所に頼んで貸していただきました。汚すなということだそうなんです。このベスト、我々の持っているものと何が違うかというところ、さっき言いましたようにこの辺の厚手が違うと同時に、先ほどポケットに弾を入れたりするという話が答弁の中でございましたが、実際そこが違います。

これが今使っている猟友会のベストです。このベスト、何が違うかというと、これ実は野山を駆け回って活動するためのベストではなくて、使ってみたら、これは研修所で皿を

打つクレ射撃、あのときに弾をいっぱい入れられるようになっているベストなんです。大体 25 発ぐらい入れます。両方にね。そして実施するわけなんです、ところがそういうベストだと、野山をちょっと走ったりすると弾が落ちてしまうんですよ。

私、この間もあるところで依頼を受けて行ったんですが、走ったら実弾が落ちてしまったんですね。これ落ちたままにできないんで一生懸命探したんですけども。ですから、これだとかなりしっかりと入るという。紛失を防ぐことができるというベストです。

これ、私はリスクを抑えるためにも、やはり銃器を扱うというのは非常に緊張します。もし間違っってということが、万が一にもないようにやはり考えておりますので、ぜひこのベストの件も御検討いただきたいというふうに思います。

有害鳥獣に対する質問の最後なんです、捕獲頭数を上げなきゃいけない、やはりいろいろ言われるものですから、頑張ろうかなと思うんですが、一番のネックは、これは皆さんも御存じだと思います。わなをかける際の毎日の見回りです。わなをかけるんだったら、実は 30 でしたよね、かけていいのは。法令だと 1 人 30 個のわなをかけていいんですよ。ところが、そのわなを毎日、見回らなきゃいけない。これが最大のネックです。

私もわなをかけるんですが、最高で四つですね。2 か所。それを毎朝、見回ります。そこがなかなかできない。こういうところに出るときはほかの人に頼んだりするんですが、本当はいけないんだそうですね。でも法令では、毎日見回れと。だから 30 かけて見回れる人というのは、ほぼプロですよ。それをなりわいにしているぐらいの方。

ある町といいますか、宮城県の川崎町、ここではある方が 100 頭ぐらいのイノシシを捕獲していると。やはり毎日です。

ですので、もちろん今、町が一生懸命やられているように、わなの免許を取得している人を増やすということ、これも大切だと思います。

そしてもう一つは、今後、今、わなの免許、狩猟免許を取っている人が減っているという現状に鑑みて、やはり何らかの対策を取らなければ。上野尻の新村という地区があって、その裏側が今回はちょうど山から下りてきたところの 2 列の田んぼが全て耕作されないようになってしまいました。ですから、先ほどのワイヤーメッシュの作戦も一つ。そして、やはりわなも仕掛けてもらう捕獲の作戦も一つ必要だと思いますので、ぜひ。もうこの時期に来てるんじゃないかなと思います。民間業者の方々との相談、調査、これを始めるべきではないかなと思って質問をいたしました。

ある会社でやってるというのは分かりますし、そういう人たちが集まって団体をつくってそこに委託している状況もあるんだということ、それも調べましたので、ぜひ今後、検討を速やかに開始していただきたいと思います。

では次に、猛暑対策なんです、時間ちょっと使い過ぎましたので時間がないようですが、住民税非課税世帯に対するエアコン購入の補助、これは今回もやらないという御答弁だったと思います。

ちなみに、今、福島県内でエアコン購入への補助を実施している市町村というのはどのぐらいありますか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

福島県内で、エアコンの設置に対して支援をしている市町村数であります。目的が若干違うところも含めて8市町村あるということで確認をしているところです。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 恐らく福島市なんかは入れてないでしょ。終了したと書いてあったんですね。でも1月30日までに申し込んでください、今年度分は。そこで申込みが終了したと書いてあるんですよ。ですから、制度そのものがなくなったわけではないと。

ちなみに、前回が福島、喜多方、相馬、白河、柳津町、この五つを申し上げましたが、さらに増えております。いわき市、天栄村、泉崎村、西郷村、須賀川市です。以上、10自治体あるんだということ。そして今、これは広がっているんだと。あるところに聞いてみたら、課題はあるがということで答弁はあったが、でもこの事業を実施することになったんだという回答みたいですね。

ですから、このエアコン補助、やはり一つは、先ほど答弁があったふくしま涼み処ですね。これの活用とともにやはり考えていかなきゃいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 今ほど、涼み処という話もありましたが、その部分については健康増進課長に答弁をいただくということで、私は答弁でもありましたとおり、福祉介護の責任者としてどのような形で令和7年度は取り組んでいくのかということ、あるいは取り組んでいるのかということで、答弁でも申し上げましたが、まず支援が必要な方にどのようなものということで、新たなものとして、あるいは強化するものとして2点ほど説明をさせていただきました。それに加えて、議員おっしゃるエアコンの設置に対する補助をやらないということと言っているわけではございません。今、調査研究の途上でございますので、そういったやる、やらないということについては、ここでは答弁することができませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 やらないということではなくて調査研究の途上だと。私もそういう答弁はずっといただいていますけどね。じゃあ、今後の見通しはいつまでに決まるんですか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

繰り返しになりますが、調査研究は年々進んでおりますので、例えば答弁の中で申し上げました、本当に生活に窮している方を判断する基準をどのように設定していくのかというような部分については、いろいろ国の統計調査なども参考にしながら、どういうふうを設定するのが一番公平性を担保していけるのかというようなことについて、まだ少し時間はかかるかもしれませんが、引き続き調査研究をさせていただきたいと考えているところです。

○議長 小林議員、残り時間10分です。

5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 繰り返しの答弁でございましたが、やはりもうちょっと早く。何年もかかるような問題なのかなと。その間にエアコンの補助事業をつくっているところがもう10か

所になっていると。私の計算ではね。ですから、どんどん皆さんの意識が高まっていったるのではないかなというふうに思います。ですから、この件についてもぜひやっていただきたいと思います。

次に、水道料金の無償化なんですけど、こういうやり方もあるんだということを私が気がつきまして、今回あえてこういう御提案をさせていただきました。

小池知事の言葉は、この夏に限った臨時的な措置として無償にする、都民が安心して暮らせる環境を整えたい、そうおっしゃっています。先ほどの答弁だと、小池知事の記者会見の内容にどうやらあんまり触れられていないというより、建設水道課の答弁だからかなと思いますけれども、熱中症対策の一つでもあるんだということが触れられてなかったんで、一つ申し添えていきます。随分あるんですこれ。水道料金を無償化した各自治体って。津市とか松原市、鹿屋市、御殿場、寝屋川、宇都宮と、これは富岡、あとは埼玉県伊奈町とか。新たに最近では、皆さんよく研修に行かれる岡山県奈義町、これが4か月無償化するそうです。6月5日の報道に書いてありました。ですので、こういう一つやり方もあるんだなと。

○議長 続けてください。

○小林雅弘 水道の基本料金の無償化ですね。

品川では、先ほどスポーツドリンクという話もしましたけども、これ面白いなと思って取り上げました。1世帯につき75歳の高齢者がいる世帯ですね。500ミリリットルの飲料を計24本、2回に分けて届けるんだそうです。なかなかいろんな自治体、知恵を絞ってやっていたらっしゃるんだなというところで御紹介をいたしました。

クーリングスポットの問題、これは増えてますよね、前回より。前回7か所だったと思うんですが、今回13か所ですか。これは非常にいい取組だと思います。さらに広げていただきたいんですが、これと、3月の議会で集会所にエアコンを設置するというのが決まったと思うんですが、これとの関係というのではないのでしょうか。お願いします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 小林議員の再質問にお答えいたします。

議員が今申されたとおりの趣旨でございまして、今年度の当初予算で計上いたしました集会所のエアコン設置にあたっては、こういう喫緊の課題である熱中症対策の一助にもということで、希望された集落に設置したものでございます。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 非常にいい取組かなと。そして、実際に役に立つ。集落の中にある集会所なものですから、皆さんが利用できる。さらに、その自治区にも協力を仰げるんじゃないかなというような取組だと思いますので、ぜひ今後はさらに進めていただきたい。

そして中身についても、これ新宿区のまちなか避暑地の例なんですけど、なかなかしゃれたことを言ってるんですよ。町なかの避暑地で「涼」を取りながら、これ涼しいの涼です、人とのふれあいによる心と体の「良」、これは良という字です、これにつなげてみませんかというようなテーマで、まちなか避暑地がつくられたそうです。この中には、まず冷たいお茶、それから段差のないバリアフリー、夏は緑のカーテンと冷たい麦茶。北新宿、全部はちょっと紹介できませんけど、北新宿地域交流館ではテレビ、マッサージチェア、

冷房完備。北山伏地域交流館では、ここがいいですよ、冷たい麦茶を用意して職員一同笑顔でお待ちしておりますというようなキャッチフレーズだそうです。

非常に今、集会所も検討していくということなんで、こういう気持ちで、やはり町民の健康を守るというふうに考えていただきたいと思いますと思うんですが、誰に答弁を求めたらいいかわかりませんがお願いします。

○議長 小林議員、残り3分です。

○小林雅弘 はい。

○議長 じゃあ、答弁をお願いします。

健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 ただいまの小林議員から、新宿区での取組、心と体の「良」というような事例を御紹介していただきましたけれども、まさに自治区の中で、自助・公助の取組の中でそういうエアコンを整備し、自治区内の住民の皆さんがそういった集会所等を利用して、そこに集まっていわゆる健康を保つ、あるいはつながりの場を持つということは大変いいことだなというふうに考えておりますし、ただ、あくまで自治区以外の方にも広くということではない位置づけかと思しますので、自治区の中でそういった取組をしていくのに必要なエアコンの補助などについては、町のほうでもさせていただいておりますので、そのほか、自治区が進んでそういった取組をしていくにあたって、何か町のほうに御要望等があれば、またその自治区のほうからのお声を聞きながら、町のほうでも考えて判断をしてみたいというふうに考えてございます。

○議長 小林議員、最後の質問となります。

5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 今まで、いろいろ町側に御提案させていただきました。そして質問をさせていただきました。町の答弁、やはり前向きな答弁もあったかと思います。

今後の熱中症対策についても、また有害鳥獣対策についても、今後の発展を期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 暫時休議いたします。再開は午後1時です。(12時02分)

○議長 再開します。(13時00分)

4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 4番、上野でございます。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

「最後まで自分らしく生きる」支援についてお聞きいたします。

現行の介護保険事業計画・高齢者福祉計画の第8章、高齢者を支える体制づくりの「自らの選択と意思表示への支援」の中で、「命の危険が迫った状況になると、約7割の方が医療やケアなどを自分で決めたり、望みを人に伝えたりすることができなくなると言われており、自分らしい生き方ができるよう本人の意思決定を尊重する仕組みを進める必要があります。」と示されております。また、老齢期に限らず命と向き合うことは非常に重要であると考えます。

そこでお伺いいたします。

一つ目、計画の中に示されている自分らしい生き方をどのように捉えていますか。

二つ目、自らの選択と意思表示への支援に対する現在までの取組と評価及び今後の取組をお聞きいたします。

以上でございます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 4番、上野恵美子議員の「最後まで自分らしく生きる」支援についての御質問にお答えします。

現行の第9期介護保険事業計画・第10期高齢者福祉計画では、町医療介護連携推進基本構想の基本コンセプトである「世界に誇れる田舎ケア」を合い言葉に、「共にささえ合い、いつまでも自分らしく、生きがいを持って安心して暮らせる、高齢者にやさしいまち『にしあいづ』」の実現を目指しております。

議員おただしの1点目「自分らしい生き方」については、多様な解釈が存在するものと認識しております。その一つとしては、町医療介護連携推進基本構想の核となる「介護3.0」で提唱されている「介護が必要な方も介護を仕事としている方も、共に『役割と居場所』を見いだすことにより自分らしい生きがいのある生活を実現する。」という考え方であります。

また、その役割と居場所を見いだすことができるのは、自分の得意なことや好きなことが、誰かのためになっていると感じるときや、ありのままの自分が受け入れられている・大切にされていると感じるときなどとされております。

次に、2点目の「人生の最終段階における、自らの選択と意思表示への支援」については、町はこれまでも、高齢期の節目となる65歳到達時の介護保険証交付説明会の際に、今後の暮らしに必要な支援や医療・介護についての願いなどを書き留め、家族などに分かるようにしておくこと、そして75歳到達時の後期高齢者医療保険証交付説明会においては、自らが望む人生の最終段階における医療や介護について、家族や信頼できる周囲の方と話し合うことを勧めてまいりました。

また、サロン活動や在宅でのみとりの経過の中でも、希望により支援対応してきたところではありますが、これらの取組は、あくまでも個人が主体的に考え進めていくものであるため、徐々に浸透はしてきているものの、広く普及が図られた状況までには至っていないと考えております。

次に、今後の取組については、今ほど申し上げた75歳到達時に、家族や周囲の信頼できる方とはいえ、「自分のもしものこと」について考え話し合うことには、忌避感情を抱く方が少なくないと感じております。その種の感情を軽減するためには、もう少し早い段階から、自分は「何を大切にしているのか。どんな人生を歩みたいのか。」など高齢期のライフプランについて、家族など大切な方と話し合いながら考えていくことで、その延長線上にある人生の最終段階のことについても、おのずと考えることができるようになっていくものと認識しております。

町としましては、65歳到達時をその適当な時期と捉えており、介護保険証交付説明会などを一つのきっかけとして、家族など大切な方とお互いの自分らしい暮らしに向けた話し合いが進むように、引き続き、関係課・関係機関が連携し取り組んでまいりますので、御理解願います。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 御答弁いただきました。

それでは、もう少し詳しくお聞きしていきたいと思います。

今の現行の介護福祉計画の中で取り組んでいる地域包括ケアシステムであったり、また答弁の中にもありましたけれども、世界に誇れる田舎ケアの中の介護 3.0 の理念を突き詰めていくと、一人一人に対しては自分らしく生きること、そしてそれをどう支えていくかということの追求ではないかと考えていますが、考えをお聞きます。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

自分らしく生きていくことの追求ではないかということでございます。

まずその説明に入る前に、議員に確認をさせていただきたいことがございます。

議員、自分らしさというものと自分勝手、すみません、よろしいでしょうか。

○議長 じゃあ、反問権。

○福祉介護課長 まず答弁をする前に、少し答弁の方向性を確認するために、議員、自分らしさというものと、自分勝手というものの違いについて、議員はどのようにまず捉えているかということを確認させていただきたいと思います。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 私、今回ちょっと自分勝手ということではなくて、自分らしさということで質問をしておりますので、自分勝手ということをお答えする必要があるのかどうかというところも。すみません。ちょっと自分らしさというところを追求していきたいと思います。通告どおり。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 まず自分勝手というのは、周りの方々、あるいは自分 1 人で生きているわけではないので、つながりのある方のことを考えずに自分の赴くままというような捉え方だと考えております。自分らしさというのは、そういう自分勝手ではなくて、周りの方とも折り合いをつけながら、折り合いをつけるつけ方は話し合いとかそういった部分になるのかもしれませんが、そういうものを続けながら、まさに今の自分らしくという言葉を使うかもしれませんが、お互いに自分らしく生きていくことだと考えております。

地域包括ケア、あるいはいろいろな連携という部分あると思いますけれども、やはり基本になるのは、御本人さんの意思が一番優先されると思いますけれども、それまでに、いわゆるやはり生きてくる間に関係性を持った方がいらっしゃいますので、そういった方への思いやり、あるいはそういった方が逆に旅立たれてしまう方がいらっしゃるとすれば、その方への思いやり、お互いの思いやりについて話し合う部分、それがしっかりできたところで、自分らしさ、そういう人生が生まれてくるのかなと。そういったところで、地域包括ケアにつきましても、そういった部分を支援していくものではないのかというふうに考えているところです。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 答弁で自分勝手の考え方は理解しました。

今回、自分らしく生きるということをちょっと突き詰めて考えていきたいと思うんですが、お互いを思いやって生きるということが考えなのだということが分かりましたが、自分らしく生きるということ、一人一人考え方はあると思うんですけれども、様々な文献を確認しても、その根幹をなすのは、自分の気持ちに向き合いながら、そして自ら考えて、自ら選択して生きる。そういうことが常日頃、多分、課長もそういうふうにおっしゃられていると認識しておりますが、自分らしく生きるということは、その根幹はそういうことなのではないかと私は考えますが、考えをお聞きます。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 もう一度、自分らしさという部分で、町長の御答弁にもありましたとおり、自分らしさというものを感ずることが強くできるのは、やはり答弁にありました内容、自分の好きなこと、あるいはやりたいと思っていること、得意なことが世の中のためになっているんだということを認識できること。本来ですとそこにもう一つ、ある程度の対価がそのことで得られる場合には、より自分らしさを感じることができるとするのは、これ一つの考え方ではございませんが、一つ、私が知っている内容としては納得できる部分であって、それで介護 3.0 の勉強を進める中でも、これは一つの合理性があるなというふう

に理解しているところです。

議員おっしゃられた、そういう自分らしさというのも否定するものではないというふう

に、一つの考え方としてはそれもあるだろうというふうに捉えているところです。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 答弁の中にありました、自分は何を大切にしているのか、そしてどんな人生を歩みたいのかというその辺を追求していくということなんだと思うんですけれども、それは高齢者に限らず子供の頃から人生の終わりまで、一人一人が自分の人生や命に向き合いながら、自分らしさとは何かということを追求していくことだと思いますし、なので支える側も一人一人の命に真摯に向き合っていくことが求められ、そして町としても、その願いが実現できるまちづくりというのが求められていくと思いますが、その辺の考えをお聞きます。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 今ほど議員より、子供の頃というようなお話が出ましたので、こども園の園長をやっておりますので、その点からまず触れさせていただきたいと思います。

子供の成長の過程で、保育士が子供と接する際に努めているのは、受容的・応答的対応という言葉があります。これはどういうことかという、受容的というのは受入れるという意味であります。応答的対応というのは、常に主体は子供にある、主体性を育む取り組み方になります。そうすると、いわゆる意思決定という言葉もあると思いますが、そういったものを尊重するというような子供たちへの携わり方ということになります。

一方、これ高齢期になりますと、ちょっと話は大きくなってしまかもしれませんが、町はこれまでも、どういう状況になったとしても可能な限り自宅で過ごしていただけるように、在宅の介護、あるいは福祉という部分に、あるいは医療かもしれませんが、力を注いでまいりました。じゃあ、なぜ高齢期になったときに、お年寄りの方は自宅で最期まで暮らしたいと思うのでしょうか。その自宅に居場所、役割があったからです。ある

いは今もあると感じているからです。だからずっとそこにいたいんです。自分らしい生き方ができる場所だから。

町はこれまでも、そういったことで在宅での生活を支援してまいりました。この後もそういう支援を続けていくこととしておりますので、町はこれまでも、これからも人生において自分らしい選択を最後まで応援し続けるというようなことで考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 最期まで自分らしく生きることを支えるということでの今の考え方であったり、取組をお聞きしました。その人が自分の人生の最期まで、自ら選択して生きていくことを支えるということだと思んですけども、そのためには、例えば病気になったり、老い、あと障害、そういうことによって意思表示ができなくなる前に、そして生活を維持することができなくなる前に備えておくということが非常に重要だと思いますが、その辺の考えをお聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 今ほどお話ありました、意思表示ができにくくなる前にどう対応するというようなことであります。

答弁の中にもありましたけれども、そういう、いざというときの対応の仕方の話し合いを進めていくのが、アドバンス・ケア・プランニングというような、いわゆる人生会議と呼ばれるものであると思います。そしてその結果、意思表示をするのがリビングウィルというようなものであると思います。

それに対して、やはりそういったことを考えるのはちょっとととか、あるいは怒ってしまうような方も、何でそんなの今考えないとならないんだというような方もいらっしゃるかもしれません。やはりそれを防いですんなりと話し合いに進んでいくためには、その前段階で、議員おっしゃったとおり、どういうふうにして生きていきたいのか、あるいは何を大切にしていきたいのかという部分を家族の方、あるいは周りの信頼できる方とじっくり話し合う。それは当然、そのとき意思表示したことが、またときが過ぎて変わるのは当然いいわけですがけれども、そういうのをアドバンス・ライフ・プランニングというふうに表現しているようですがけれども、そういったところを十分進めていくということが重要なのかなというふうに捉えているところです。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 意思表示ができなくなる前に備えるということが重要であるという認識は共通の認識として確認させていただきました。

では、医療や介護の現場では今どのようなことが起きているか。

介護福祉計画の中では、命の危険が迫った状況になると約7割の方が医療やケアなどを自分で決めたり、望みを人に伝えたりすることができなくなると言われていると、そういうふうには示されています。

一つ、例を申し上げます。

ついの住みかと位置づけられている特別養護老人ホームですが、入所の対象は要介護度3以上の人になります。そうすると、入所の段階で既に医療やケアを自分で決めたり、望

みを人に伝えたりすることができない人がほとんどです。その結果、どのようなことが起きているかという、終末期の医療であったりケアなどは、多くの場合、家族と医師が話し合っ、最終的に家族が決定していくという現状があります。そうすると、御家族の方は本人の意思が分からないので、その選択に迷いや後悔が生じるというそういう事例は、私は多く見てきました。

ある一つの例ですけれども、息子さん、入所されているお母様が口からものが食べられなくなった、そのときに息子さんは胃瘻の造設を選択されたんですけれども、お母さんが生きている間、ずっと本当にその選択でよかったんだらうか、それが母親の望みだったんだらうかとずっと悩んでおられました。これは、私が勤めている一つの施設で直面しているという課題ではなくて、多くの施設ではそのような現状にあるということで確認しています。

人生の最期、自分の意思ではなくて他者の選択で決められている。そして、その周りはいそれを支援せざるを得ない状況があるというのが現状ですが、この現状が最期まで自分らしく生きることを支えると言えるのか、どう考えるかをお聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 施設での対応というよりも、もっと広く捉えるべきかなと思います。

やはりそういった残された家族に重い後悔を残す、あるいは先に旅立つ者として後悔を残して旅立ってしまう。そういった部分を防ぐのは、繰り返しになりますけれども、そういった状況になる前にしっかりと話し合いを進める。

じゃあ、町としてどういった対応ができるのかということですが、答弁でも申し上げたとおり、あくまでも主体は家族だったり御本人さんたちになりますので、町としてできることとしては、正しいという表現がいいのか分かりませんが、適切な選択ができるように十分な情報を提供するという部分と、そういう事例なども交えながら、しっかりそういった後悔が発生しないように話し合っていくことが重要なんだよということをお知らせをしていくという。強制することはできませんので、そういったところにまた重点的に取り組んでいくことが、人生の最終段階における選択を支えるというような取組だと認識しているところです。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 そうです。何が課題というと、元気なときに自分で考えて、自分の意思を表示している人が少ないということが課題であると思います。

そこで、町では人生の最終段階における医療ケアに関して、町民の皆さんがどのような意識を持っているか、調査または把握されたことはあるか、お聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

そのような調査というのは、これまで実施した実績はございません。

ただ、介護保険事業計画を策定する際のニーズ調査において、介護が必要になったとき、あるいは体に障害が発生したときに、あなたはどこで生活を続けたいですかというような趣旨のアンケート調査はしたことがございます。その中では、やはり可能であれば家族の介護、あるいは介護サービスを受けながら自宅で生活したいという方の数が多いというふ

うに把握しているところです。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 町では、最終段階の医療ケアに関する意識調査というところはちょっとまだなのかな、把握は十分にはされていないのかと思うんですけども、厚生労働省では、人生の最終段階における医療ケアに関する意識調査を5年ごとに実施しています。それは一般の国民の方と、あと医師、看護師、ケアマネジャーを対象に実施してそれぞれ集計しているんですけども、最新の令和4年度の報告の中の、一般の国民の方々の意識の回答で、注目すべきところがありましたので、一部紹介させていただきたいと思います。

まず、人生の最終段階において、どのような医療ケアを希望するか考えたことがあると回答した人は51.9%。そのことについて家族などや医療・介護従事者と話し合ったことがあると回答した人は29.9%。今、町でも取り組んでおられますが、人生会議を知っていますかという問いに対して、よく知っているは5.9%に対して、聞いたことはあるがよく知らないと知らないを合わせて93.6%に上る。また、自分が意思決定できなくなったときに備えて、どのような医療ケアを受けたいか、あるいは受けたくないかなどを記載した書面、事前指示書をあらかじめ作成しておくことに賛成であると回答した人は69.8%であった。しかし、令和4年度の意識調査の問いにはありませんでしたが、その前の平成29年度の調査結果の中では、実際に事前指示書を作成している人は3.2%にとどまっているという結果が出ています。

町の調査があれば、個々の結果に対する見解をお聞きするところではありますが、現状は国の傾向とそんなに大きな変わりはないのかなというふうに捉えています。

昨今は孤立死の問題であったり、医療処置の選択であったり、またエンディングノートとか終活など、終末期に対する社会的関心は高まりつつあるとは思いますが、しかしながら、国の意識調査の結果が示すとおり、まだまだその意識は低いと捉えます。そして、実際に自分の思いを書面に残しておくことの重要性の認識もまだまだ低いのかなというふうに捉えます。町の方、様々お聞きしても同様です。

そこで、元気なときに備えることが重要であるということから、やはりもっともっと早い段階から支援する仕組み、これを構築する必要があると思います。

今、自らの選択と意思表示は介護福祉計画の中で取り組まれていますけれども、高齢者に限らず、壮年期の方が亡くなることもあります。ちょっと増えているような印象もありますし、自分らしく生きることを支援するということは、高齢者を対象とした対策ではなくて、また老年期から始まる対策でもないと思います。もっと広い年齢層への取組が、最終的に終末期の自らの選択や意思表示の向上につながっていくと考えますが、考えをお聞きます。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

どの時期から始めるのがという正解は恐らくないというか、最適解を見つけ出すのはなかなか難しいのだろうというふうに感じているところですが、やはり人生の最終段階における選択を支援するというのは、その前段階の自分らしい生き方を支援すること、その先にそういったことがあるんだろうというふうに考えておりますので、それぞれのライフス

ページにおいて説明する内容なんかも変わってくるのかもしれませんが、そういったことを変に意識するのではなくて、やはりそのときそのときを自分らしく生きるという部分を応援していくというところがまずは大切なんだろうと。その先に、議員おっしゃられる最終段階の意思決定を支援するというような流れが生まれてくるのだらうというふうに考えているところです。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 なので、今後の取組の強化としては、高齢者に限らず命について考えるという意識の向上、それを図ることがまず必要なのではないかと思いますが、ちょっと先ほどの答弁の繰り返しになるかもしれませんが、そこがすごく大切だと思いますので、もう一度お聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 議員の言葉からも出たとおりで、繰り返しになるかもしれませんが、命について考えるという部分で、例えば死生観とかそういったものについてはこの場でお答えできるような内容ではないと考えております。

しかし、先ほど申し上げたとおり、命に向き合うというのは、自分らしい生き方、あるいは人生の送り方に向き合うということだと思っておりますので、そういった部分、繰り返しになりますけれども、町は支援をしていくというふうに考えているところです。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、命について考える意識の向上というのは、具体的にはどのように取り組んでいくとお考えでしょうか、お聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 プレコンセプションケアという言葉をお聞きになったことがあるでしょうか。若い世代の方が、自分の将来、例えば結婚して子供をつくって、そして子供と一緒に生活していく、そういった先の人生を見据えて、自分の健康管理と一緒に努めていきたいと思いますというような考え方であります。まず、そういったライフステージにある方については、そういうことを真剣に考えていただくというのが一つ、自分らしい生き方の支援なのかなというふうに考えているところです。

ただ、ライフステージはたくさんありますので、そこでどういう支援、どういう支援というのはここで個別に申し上げることはできませんけれども、若い世代を対象とした自分らしい生き方の支援の一つの例としては適当な例かなということで、プレコンセプションケアというのがあるのかなというふうに感じております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、町の取組としては、それぞれのライフステージに合わせて命について考える機会を創出していくということで理解しました。

それから、自らの選択から意思表示までの一連の流れのそこも強化していかなければいけないと思うんですけれども、今以上に。正しい理解に基づいた判断、そして選択ができるように必要な情報提供をする。今もされていると思いますが、それをもっと強化していかないといけないと思います。

一つには、終末期は医療ケア、どのような選択肢があるかとか、意思疎通ができなくな

ったときに備えて人生ノートというのを活用して、事前の意思を表示しておくことがとても重要であるということの啓発であるとか、また家族と話し合うことの大切さ、そういう啓発、そこをさらに強化していかないといけないと思うんですが、その辺の考え方についてお聞きます。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 また繰り返しの答弁になるかもしれませんが、町としてこれまでしっかり対応をしてきていると思います。それは、議員のおっしゃる内容ではないかもしれませんが、町がこれまで行ってきたトータルな取組は、町民の皆さんのそれぞれのライフステージにおける選択を支えてきているものと認識しております。

ただ、やはり人生の最終段階における選択については、御本人さんたちが主体とはいえ、そういう話し合いが進むように、これまで以上に様々な方法で届くような形で、届かないと意味がないので、じゃあどうすれば届くのかというような部分も考えながら、必要な情報を提供していきたいと考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 そこで、人生ノートについてです。

人生ノートは自分と向き合うとても効果的なツールであると同時に、自分の意思が表示できなくなったときに人生ノートを見ればその人の意思が分かるということで、私はこの人生ノートをもっと有効に活用するべきであると考えています。

前回の介護福祉計画では、町独自の人生ノートをつくるということが計画されていたと記憶しているんですけれども、現行のでは示されていませんが、その経過を教えてくださいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

数年前より、私の手帳という人生会議手帳とほぼ同じような内容のものを、65歳の介護保険証の交付説明会の際にお配りさせていただいております。

これは先ほど申し上げたとおり、ACPではなくて、むしろ私の感覚としてはALPに近いと感じております。自分の大切にしてきたもの、あるいはこの後こういうふうにして暮らしていきたい、いざというときになったときにはこんなふうにという具体的な内容までは書くようにはなっておりませんので、どちらかというとALPというほうに近いのかなと考えておりますので、ぜひ、まだ65歳ですので元気いっぱいの方が多くございますので、そういったことで御家族の方、あるいは周囲の信頼できる方とこのノートを使って話し合いが進むように、交付説明会の際、あるいはほかの機会にも周知徹底を図っていききたいと考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、今使っている人生会議手帳、それを活用していくということで理解しました。

65歳のときに配付されるということですが、今まで配付された方、いただいた方がどのくらい活用されているかということは把握されているでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 配付された方が実際使っているのか、あるいはそうではないのかという
ような状況については把握しておりません。

ただ、一例申し上げますと、会議で奥様がこの手帳をいただきました。とってもいいから、うちの旦那の分も欲しいというようなお問合せをいただいたケースもございますので、
全く使われてないというようなことではないと認識しております。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 把握することの必要性というのはどのように考えるか、お聞きます。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 把握する必要性であります。

先ほど議員、国の統計の状況を報告していただきました。やはりそういった情報があつたとしても、実際に行動に移せないでいらっしゃる方が圧倒的に多いという現状を鑑みれば、やはりそういった部分もデータとして把握して、客観的にじゃあどういうふうにしていけば進んでいくんだろうというようなところを考え、支援をしていくということも一つの方法だと考えているところです。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 把握することによって取組の評価ができると思いますので、無駄ではない
というか、効果があるのかなと思います。

そして配付する方、65 歳以上、例外もあると言ってましたけど、対象とするのはなぜか、
ちょっともう 1 回お聞きます。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 あくまでも、これまで町のほうでは、高齢期の節目節目でそういったこ
とを考えていただきたいというような方針において、じゃあ高齢期の入り口、今は 65 が入
り口かと言われるといろいろな考え方がございますけれども、やはり節目として介護保険
の第 1 号被保険者になりますので、そういったところで妥当な、あるいは適当な時期だろ
うという判断の下に、65 歳の時期を選んで人生会議手帳を交付しているところであります。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 この人生ノートは、先ほども言いましたように、自分と向き合う機会にな
るととても効果的なツールであると思いますし、高齢期だけじゃなくて壮年期で亡くなる方
もいらっしゃいます。自分らしく生きることを支援するということが老年期から始まる対
策ではないと思います。それでは遅いということも、先ほど質問や答弁の中で繰り返し話
されていることだと思います。

早い段階からの取組が結局、最終的には終末期の意思の決定につながるということを考
えれば、配付する対象を 65 歳以上とする根拠は、もう一度検討する必要があるのではない
かと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

今ほど、壮年期でお亡くなりになる方というような、めったにないことでありますけれ
ども、やはり絶対になんていえない状況であります。そういった方につきまし
て、例えばなんですが、本当に情報の周知の仕方をもっと工夫して、基本的には 65 歳です

けれども、希望される方にはお配りしますというような対応の仕方もあるのかなと。そこを、繰り返しになりますけれども、強制するものではありませんので、情報提供をしっかりと選択をしていただく。しかし、町の方針として、65 歳以上についてはそういったこともだんだん考えていってほしいということで、そのきっかけとしていただくために、人生会議手帳を皆さんにお配りするというような考え方で進めていきたいと考えております。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ぜひお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問になりますが、一人一人が命と向き合い最期まで自分らしく生きることを実現するまちづくりは、今、町が進めている世界に誇れる田舎ケアの一つの側面となると思います。対策の強化を求めますが、最後に町の考えをお聞きいたします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 世界に誇れる田舎ケアの目的はいろいろあるわけなんですけれども、例えば、一つの側面としては介護現場を持続可能にする、いわゆる介護が必要な方にも選んでいただける。そして、介護現場で働く方にも選んでいただける。それぞれの生活が輝くような介護現場にするというような目的もあります。そこは当然、一人一人の自分らしい生き方を支援するというような部分になると思います。

その続き、あるいはその延長線上にあるものが、繰り返しになりますけれども、人生の最終段階における自らの意思決定の支援だというふうに考えておりますので、やはり介護 3.0 を基本とする世界に誇れる田舎ケアというのは、町民の皆さんの自分らしい生き方を支援していく側面が強いのだろうというふうに認識しているところです。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 では、人生の最期まで世界に誇れる田舎ケアの実現を期待して、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 6 番、荒海正人君。

○荒海正人 皆さん、こんにちは。6 番、荒海正人です。

本日は、移住定住政策についてお尋ねいたします。

まず質問の趣旨といたしまして、町では人口減少対策の 3 本柱の一つとして、移住・定住の促進を位置づけ、各施策に取り組まれているところであります。今回の定例議会、提案理由の説明にもありましたとおり、移住・定住事業の専門部署でもある西会津のある暮らし相談室が企画情報課に移管されるなど、体制の強化もされているほか、担当部署のみならず、各課との連携体制も強化しながら、各方面にわたる支援が行われているところであります。

こうした町を挙げた取組の結果、過去 5 年間で移住相談数 518 件、移住者数 116 名という実績に結びつかれているというところであります。

ただ、その一方で、人口減少による集落の衰退や空き家の増加といった地域課題は、引き続き深刻な状況となっているところであります。

こうした地域の実情に向き合いながらも、移住・定住施策を展開していくことで、より地域に根差した取組になると感じています。これまでの実績を踏まえつつ、より戦略的に、

そして西会津町らしさを生かした取組となるよう、幾つかの観点において町の考えを伺うものであります。

まず一つ目としまして、過去5年間で移住相談件数518件、移住者数116名の実績が町の広報などでも示されているところではありますが、こうした成果が今後の人口動向や地域づくりにどのような影響を及ぼしているのか、評価について考える必要があると考えます。人口ビジョン等に照らし合わせた上での事業評価についてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

二つ目といたしまして、庁舎内において移住・定住をテーマにした事業連携推進会議等を通じ、各課、横断的な連携体制が整いつつあると認識しております。

一方で、今後、より成果を上げていくためには、民間事業者や地域住民との連携を深めた庁舎外の協働体制の強化が必要であるとも考えます。例えば、外部関係者を交えた会議体の設置であったり、移住定住促進住宅のような官民協働型の事業展開が必要になると考えますが、町の見解をお尋ねいたします。

三つ目といたしまして、移住者の住宅確保が課題となる中で、令和7年度、今年度より若者子育て世帯向け集合住宅整備事業が開始されています。今年度においては、施設整備を想定した調査経費として予算計上されておりますが、施設場所の選定や周辺住民への周知についてはどのように考えているのか、お尋ねいたします。

また、空き家を活用した移住定住促進住宅についても今年度より供用開始となっております。住宅の確保のみならず、空き家の利活用や集落の活性化等へも波及が考えられることから、さらなる事業拡大を期待したいと考えていますが、町の見解をお尋ねいたします。

四つ目といたしまして、移住者の確保は人材の確保にもつながると考えています。「にぎわい番所ぷらっと」ではテレワークスペースが設置され、移住者の働き方に合わせた環境づくりがされているところでもあります。町のデジタル戦略でも、オーダーメイドテレワーク環境の整備等について示されているところでありました。

以前、一般質問を行った際、新たな施設整備の提案をいたしました。当時の答弁では、実績などを踏まえて総合的に判断する旨の答弁がされておりましたが、その後の進捗についていかがでしょうか、町の見解を伺います。

以上が一般質問の内容となります。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 6番、荒海正人議員の移住定住政策についての御質問にお答えします。

町では、移住・定住の促進を人口減少対策の3本柱の一つに位置づけ、令和5年4月より専門部署として「西会津のある暮らし相談室」を設置したところであり、今年度からは所管を商工観光課から企画情報課に移管し、これまで企画情報課で取り組んできた大学や企業などとの交流・連携を一層強化しながら移住・定住へとつなげていく取組を推進することとしております。

これまでの主な取組といたしまして、移住前のサポートとして、移住希望者と積極的な交流を図り、地域や行政との橋渡し役を担っていただく「にしあいづ暮らしサポーター」の配置や、移住希望者のニーズに沿って町内での暮らしを体験できる「オーダーメイド型移住体験プログラム」の提供、移住前のリサーチのため町を訪れた方へのレンタカー代等

への補助などを行っております。

また、移住・定住の基盤となる住まいの確保といたしまして、新築を含む住宅の取得や住宅改修への補助を行っており、これら補助金は移住者だけでなく、町民の定住対策として町内に住む若者も対象としております。このほか、空き家を町が借受け、移住者への賃貸住宅として貸し出す移住定住促進住宅の整備や町内企業に就職した移住者への家賃補助なども行っております。

さらに、働く場の確保といたしまして、地域おこし協力隊の積極的な受入れや、創業や起業、継業、新規就農への支援、テレワークやマルチワークなど新たな働き方へのニーズに対しても、関係課や関係機関と連携を強化し取り組んでいるところであります。

また、昨年より移住後のサポートとして、町民も交えて定期的に移住者交流会を開催し、移住者同士あるいは移住者と町民のつながりづくりに取り組んでいるほか、冬道運転講習会を開催するなど、安心して生活できる環境づくりにも努めております。

このような移住者に寄り添ったきめ細かな対応を行ってきた成果もあってか、昨年度1年間の移住者数は18組31名と過去最も多い実績となり、令和元年度から昨年度までの6年間では、相談者数が518名、移住者数は79組116名となったところであります。

1点目の、移住の成果が今後の人口動向や地域づくりに与える影響及びその評価についてであります。直近6年間の116名の移住者のうち、20代から40代の若者・子育て世代が79名と全体の7割近くを占めており、今後のまちづくりの担い手として貴重な人材の確保に大きく寄与しているものと認識しております。

実際に、空き家や空き店舗を活用したカフェや飲食店、ゲストハウス、古民家ホテル、ものづくりの工房、コミュニティスペースなど、これまで町内になかった施設や取組が移住者やUターン者を中心に広がっており、そういった取組がまたさらに新たな交流人口・関係人口を生み、少なからず町への経済効果にも波及するなど、好循環をもたらしております。

また、移住者の増加が今後の人口動向に及ぼす影響についてであります。現行の総合計画における人口ビジョンを達成するための目標の一つに掲げる「年間の町外からの移住者10人」は、直近6年間の平均が19人と大きく上回るとともに、令和2年度以降、毎年目標を達成しているところであります。

なお、将来人口推計につきましては、現在、町民の皆さんによる検討委員と町職員で取り組んでいる次期総合計画策定の中で詳細な分析と推計作業を進めているところでありますが、現行計画における令和2年から20年後の令和22年(2040年)の将来人口推計3,473人を若干上回る推計値となる見込みであり、直近では多少なりとも人口減少のスピードが緩やかになっていると推察しているところであります。

将来人口推計値は、出生や死亡など自然増減で大きく影響するため、一概に移住定住者の増による成果とは言えないものの、今後の持続可能なまちづくりを進めていく上で、担い手の確保の点では大きな効果が期待できることから、今後もより一層、移住・定住を推進してまいりたいと考えております。

次に、2点目の官民協働型の事業展開についてお答えします。

町では、暮らし体験ツアーや交流イベント、移住相談会など、町外者との交流事業に積

極的に取り組んでいる町内の個人や団体、地域おこし協力隊経験者等と連携を図りながら事業を進めております。また、先輩移住者や農家などの町民の方9名を「にしあいづ暮らしサポーター」として配置し、移住希望者への町内の案内や体験プログラムの提供などを行っていただいております。

さらに、移住者の住まいの確保に向けた対策の一つである空き家の利活用に関しても「一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会福島県西会津支部」との連携協定に基づき、空き家の情報共有や利活用、発生抑制に関する事業を行っているところであります。

冒頭に申し上げましたとおり、今年度からは、ZEN大学など新規を含む大学や企業等との交流・連携を強化し、若者を中心とした交流・関係人口を移住へ、さらには定住へとつなげていくこととしており、これまで以上に民間事業者との連携や情報共有を強化していく必要があります。

現在のところ、移住・定住に関わる関係者が一堂に会す協議体のような組織はありませんが、交流関係も含めた事業を効率的かつ効果的に進めていくためにも、その必要性は十分に認識しているところであり、設置に向けて鋭意検討してまいります。

次に、三つ目の御質問のうち、若者・子育て世帯向け住宅の設置場所の選定及び周辺住民への周知についての御質問であります。設置場所につきましては、施設の規模に応じた必要面積、土地の現況、入居者の利便性等を十分に検討し選定作業を進めているところであり、候補地を選定次第、速やかに地権者や周辺住民の皆さんに対して説明会等を通じて丁寧な周知に努めてまいります。

次に、空き家利活用事業のさらなる拡大についてであります。町といたしましては、移住推進に向けて住宅不足が大きな課題となっていることから、まずは住宅の確保を優先的に進めていく考えであり、集落の活性化のための空き家の利活用につきましては、地域からのニーズを踏まえて対応してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、空き家利活用については耐震性の確保や水回りの整備など多額の経費が必要となるケースが多いことから、財源の確保に努めるとともに、官民連携による事業拡大の方策についても検討してまいります。

次に、4点目のテレワーク環境の整備についてであります。町では町デジタル戦略に基づいた施策の一つとして、令和4年4月より「にぎわい番所ぶらっと」テレワークスペースの供用を開始し、以来、町内の方をはじめ、帰省された方や関係人口など町を訪れたテレワーカーの方々に御利用いただいております。利用者からは施設の環境に関しておおむね良好な評価をいただいております。

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、全国的にテレワークスペースやサテライトオフィスといった施設の整備が進められてきた一方、アフターコロナで社会情勢やテレワーカーのニーズが大きく変化したことに伴い、利用の低迷や閉鎖する施設が発生するなどの課題も出ております。

今後は単なる施設整備ではなく、ニーズに合わせて既存の施設をアップデートするとともに、周辺の宿泊施設や飲食店等の事業者との連携などソフト部分の強化を図りながら、時代やニーズの変化に迅速に対応できる環境づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長 6 番、荒海正人君。

○荒海正人 それでは、再質問させていただきます。

今、答弁いただきましたとおり、町として、移住定住政策において実績が積み上がってきたということで答弁をいただきました。今、最も基準として考えている総合計画の中の目標においても、倍近くの移住者数だったり相談件数があるということで、これに関しては本当にこの町の勢いというか、対外的なところからも西会津町というものが評価されているんだなというのを実感します。

今後の西会津の人口動態とかについても、今、総合計画を策定されている途中で、検討されているところだと思いますけれども、この点、今後さらに戦略的にやっていけば、もっと移住者の数も増えるだろうし、さらに西会津を注目してもらえるだろうという観点で、再度、質問させていただきたいなというふうに思います。

今ほど、今後の人口動態については検討中ということでありましたけれども、例えばということで一つ提案させていただきたいのが、かねてから移住・定住分野において、かなり有名な理論として掲げられている移住 1 % 戦略というものがあります。どういうものかという、人口の 1 % を毎年、移住だったり定住させていけば、将来的に人口が安定していくという理論です。これは島根県だったり、ある地域においては、ある一定の信憑性があるということで評価もされているところでもあります。

これを実際に訴えている団体が、シミュレーションができるようなサイトが立ち上がっていきまして、そこに西会津の数値も入れられるようになってます。今ほどの実績を西会津の場合、入れると、今の人口の 0.4 % を確保している。移住だったり定住で確保しているということで、まだ 1 % には至ってないわけですけども、でも 0.4 % だけでも、ほかの自治体に比べるとかなり評価できる数値ではあるのかなというふうに思ってます。ただ、1 % を目指す上では、さらに力を入れる必要があって、具体的な数値でいうと年間当たり 57 人程度、移住だったり定住で、流出をさせないという仕組みが必要だということでもあります。

今ほど数字を聞くと、さらに倍というような印象を持ってしまうわけですけども、これを年々達成していくように努力すると、ある種の目標数値としての設定も考えられるのかなというふうにも思っているわけで、そういった統計的なデータも、やはり今後、目標設定だったり、移住政策を展開していく上でのめどという部分では必要なんじゃないかなというふうに思うんですが、その点について町の見解、いかがでしょうか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 荒海議員の再質問にお答えいたします。

今ほど御提案いただきました 1 % 戦略を人口ビジョンの目標にしたらどうかというようなおただしでございますが、まさに答弁でも、議員もおっしゃっているとおり、今、次期総合計画の検討会議をやっておりまして、その中で今まで 3 回ほどワークショップを開いて、4 回目の委員会には将来の推計人口に関しましても資料として出しているような状況でございます。それをお示しして、この後、次の会議からは具体的にそういったビジョンだったり、目標だったりというのを細かく決めていくような形にしているところでございますが、現在の計画につきましては、国の研究機関の推計の人口が令和 22 年の時点で 3,473

人になりますよと。そこを上振れするために、目標を 3,800 人にするために、先ほど申し上げました町外から年平均 10 人程度をとというようなことで、前回は目標数値にしたところでございます。

議員の御提案されるような 1% 戦略につきましても、しっかりこの策定委員会の中で委員の皆さんと議論しながら、それを目標にするかどうか、その目標をした場合にどんな対策が必要なのか、そういったことも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 6 番、荒海正人君。

○荒海正人 ぜひ検討いただきたいなと思います。

やはり 1% というのはかなり大きな壁というか、ハードルかもしれませんが、仮にこれを本当に達成していくような勢いが出てきた場合、かつて一般質問の中で町長と議論させていただきましたが、その中で、できれば 3,000 人台というよりかは、その手前でも人口減少を止めていきたいというようなことを答弁していただきました。そういった数値もあながち夢ではないというか、目標の中で本当に目標になってくるということが言えてきます。

先ほどお伝えしましたサイトで西会津町の現在の数値についてお伝えしましたが、仮にこれが 1% 戦略どおりに達成していくと、2040 年までにはさすがに難しいんですけども、2050 年程度になると 4,000 人程度で底打ちして、そこから人口減少ということが言われなくなるというような、統計データの話なので、家族構成だったり、移住者の年齢層によっても大きく変わってきますけれども、それでもある程度のめどがついてくるということで、かなり今後の人口減少対策において大きく変わってくるというか、あながち出口が見えてくるような話にもなるのかなというふうに思っています。

ぜひ今後の総合計画づくり、策定の中でも検討いただきたいなというふうに思っています。

ちなみにこの理論は、町全体もそうなんですけれども、各地区ごとにも算出できると。小さいエリアでも同様の理論が成立するということが上がっていて、先ほど答弁でもお示しいただいた移住者数の地区別の割合というのも町として分析されてたりするんでしょうか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

まず、お答えの前に、議員おただしの 2040 年の数字につきましては、かなり頑張らないと難しい数字だということをまずちょっと前提に置かせていただきたいと思います。3,000 人台じゃなくてその手前までというふうになると、相当なやはり努力が必要になってくるのかなというふうに考えているところでございます。

おただしの地区別の移住者の割合の部分につきましては、私どもも町内 5 地区に分けて把握はしております。並びに分析もしているわけですが、やはり大きな傾向としては、野沢、尾野本が移住者のうちの半数に占めておりまして、その大きな要因は何といっても住宅があるということだと思います。定住促進住宅だったり、民間アパートだったりがあるのが野沢、尾野本になりますので、そちらに集中していると。

一方で、群岡地区だったり奥川地区におきましては、新たな動きが出てきて、頑張っている数字も見えてきているというふうに分析はしております。ただ、今ほど申し上げていますのは、この6年間で116人の数字になりますので、これがおっしゃられる1%を毎年ということになると、かなり頑張らなきゃいけないということで考えておりますので、その辺は御理解の上、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 ぜび町長はじめ、玉木課長のリーダーシップの下でやっていただきたいという御提案もさせていただきながら、我々も地域づくりの中で一緒になって頑張っていきたいと思いますというふうに思っているところであります。

今ほど、各地区別に移住者数の動向も分析されているということでありました。これについても、やはりより小さいエリアで何人か、何人確保しなければこの地域が継続できないんだというあたりも考えていくことが人口政策の一つだと思います。エリアが小さくなればなるほど具体的な数字も現れると、具体的な行動も出てくるということで、その積み重ねが戦略であり戦術であるということでもありますので、その点についても引き続き見ていただきたいというふうに思います。

また、やはり移住者の数が増えてきたわけではありますが、ただ人数を増やせばいいというわけでも決してないと思っているんですよね。人が減るから悪いというわけでもないですし、やはりいかにこの西会津町が持続可能な町にするかという逆算の下に、何人、人口がいなければ地域が持続可能な社会にならないのか、また、地域を維持するためには何人必要なのかということが必要だと思いますので、そういった部分も含めて、西会津の町全体でありながら各エリアでも戦略を立てながら取り組んでいただきたいというふうに思います。

併せて、先ほど住宅の話も出ましたが、先ほど私も質問しましたが、住宅の問題、あとは移住者向けの住宅整備の話、これらに関しても、今後、実績が積み重ねられていく、計画が詰められていく上で方向性が出てくると思いますけれども、そういった方向性をつくっていく背景にも、やはり人口政策における積み重ねと戦略というものも、ぜひ重要にさせていただきたいというふうに考えているところであります。

次に、先ほどはいろんな効果が、移住者が来ていろいろお店ができましたとか、あと起業する人がいましたというところで話がありましたけれども、地元の方たち、西会津住民の人たちとしては、どのように捉えられているのか。そういった地元の声だったり、あとは受入れる側の部分については、どのように町としては捉えられていますか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 お答えいたします。

これも、前段申し上げました総合計画の検討会議におきまして、3回ほどワークショップを開催しております。町民の皆さん25名、職員25名、50名のワークショップでありますけれども、それを3回、ワークショップを開催しまして、その1回目は、まずは町職員によりまず、今の計画の評価調書を読んで思ったことだったり、計画書に記載されていない内容について思ったこと。2回目のワークショップにつきましては、今の西会津町について思うこと、それから次期総合計画に盛り込みたいこと。3回目は、これから力を入れ

ていきたいこと。こんな形でワークショップを開催して、町民の方々からいろんな意見をいただきました。

そこには、今、議員の御質問ありましたような移住・定住に関する発言も多々ありまして、実感として移住の人が多くなってきたというふうに感じるですとか、地区によって関係人口が増えているのが目に見えとか、思ったよりも移住者が多くて驚いているなんていう率直な意見も出てきております。ですので、こういった移住・定住施策について町民の方々も目に見えといいますか、肌で感じるようなことを実際にワークショップの中でいただいているところでございます。

また一方で、逆に移住が進むことによってのいわゆる心配な部分なんかも意見としては出てきていることも事実ではありますが、この3回のワークショップで、移住・定住関係だけで約40件ほど、そういったいろんな意見が出てきますので、町民の皆さんもいろいろ感じておられるということを町としては認識しているところでございます。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 移住政策は、やはり今の西会津町の課題においてやらなくてはならない政策の一つです。やはりそこに対して町民の方たちがどう思うのかというのは、統計データだったり、移住者数だったり云々というよりも、やはり町の事業として、納得感をどう生むかという部分にもかなりつながってるところだと思います。今、その間に入るにしいづ暮らしサポーターの方だったり、移住者に対して西会津の暮らしとはこういうものだというので、いろいろイベント関係を打たれているということで、先ほど町長の答弁でもありましたとおり、やはり移住していただく、あるいは流出を防ぐというのもそうですけれども、地域になじむという部分も引き続き配慮いただきながらやっていただきたいなど。総合計画の話の中でもいろいろ出たということでもありますので、引き続きその点を参考にさせていただきたいなというふうに思っています。

あと、先ほど町長の答弁の中にもありましたけども、経済効果という部分においても好循環をもたらしているということでありました。ちなみに、島根県だったり長野県の移住政策で報告が上がっている中では、経済効果、移住者の1人当たり120万から250万があるんだということが言われています。それを、先ほどから言われているこれまでの実績116人で掛けると、低く見積もっても1億3,920万円みたいな。それ以上に、財政的にも例えば地方交付税に算定されている人数が増えたり、極めてお金回りの部分においては効果が出てるんじゃないかなというふうに思ってるんですが、その辺りの経済効果についてもう少し具体的にお示しいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

経済効果の部分につきましては、正直申し上げまして、具体的に詳細な経済効果の検証はしておりません。

ただ、一般的に統計データによりますと、単身者が年間の生活費の平均ということになりますと、200万程度じゃないかというような統計データが出ておりまして、その中でどの程度を西会津町内で支出されているかというのはなかなか把握がしづらいところかなというふうに思っております。家賃だったり、食費だったりということで、光熱費も含めま

して、年間、単身者で 200 万の半分、100 万ぐらいが町内に落ちるのかなと。複数世帯だったらばさらにプラスアルファがあるかなというような程度しか検証はしていないところでございます。そこプラス、町に対する税金の収入という部分ではありますが、細かく試算はしておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 6 番、荒海正人君。

○荒海正人 今後、人口政策、移住定住政策を考える上では、やはりこういう財政的な話もそうですし、経済効果等についても考えなきゃいけないと思うんです。

通告してませんので今日は質問しませんけれども、やはり今後の町の在り方を考える上ではこういったお金回り、西会津は比較的、他の市町村に依存しているという部分も出ていますので、やはりそういった部分においても分析していただいて、戦略をつくっていただきたいなというふうに思っています。

次に、(2) の質問でしたとおり、民間事業者であったり地域住民と連携した会議体であったり、事業運営できないかという部分でありました。

例を申し上げますと、総務省の優良事例の中に宮城県七ヶ宿町でふるさと創生本部有識者会議というのがあって、これ年に 1 回しか開かれてないみたいですけども、それでも年に 1 回、有識者、地域の人たちだったり連携事業者を集めて、その年あった移住定住政策の報告だったり検討をするということで、それが地域のというか、町の政策に大きく反映しているということで優良事例になっていたりします。

先ほどから答弁もいただいていますけれども、町の移住定住政策で、推進体制としては、にしあいづ暮らしサポーターであったり、官民連携による移住定住促進住宅が展開されているわけですけども、こうした事業検証だったり、やはり今後の目標的なところにおいても、こういった方たちが入っていただくことで、より地に足の着いたといいますか、現場感覚の事業展開になっていくんじゃないかなというふうに思うわけですが、町としてはどのように思われていますでしょうか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 お答えいたします。

この件につきましても、町長から先ほど答弁していただきましたとおり、議員御提案のとおり、そういった官民連携協働の組織というのは、非常に必要性は痛感しているところでございます。

特に、移住・定住の前段階といいますか、今回 4 月の異動で交流人口・関係人口からずっと移住・定住までつなげるような一気通貫の体制になったわけでございます。にしあいづ暮らしサポーターだったり、あとは中古住宅といいますか、そういった住宅のサポートの今までの体制プラス、そういった交流人口・関係人口に關係する町民の方なんかにもその組織に加わっていただいて、本当に一体的に施策を推進できる体制づくりという必要性は痛感しておりますので、今後、会議体の設立に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 6 番、荒海正人君。

○荒海正人 今ほど、課長答弁いただいたとおり、町が行っている移住定住政策の前もあれば後ろもあるということで、町がタッチしていない部分もあって、そこはやはり地域の

人たちも一緒になって移住・定住の思いというものを考えていかなければいけないんだろうというふうに思っています。ぜひ検討いただいて、本当に町を挙げて取り組む体制づくりが進めればいいなというふうに思っているところです。

その次の（３）については、住宅整備等々については先ほども述べましたが、まだ計画途上の段階で、また新しく供用されたところも実績がこれから見えてくるというところですので、これに関しても繰り返しになりますけれども、やはり方向性をつけていく段になるときは、戦略立った対応をしていただきたいなというふうに思っています。

（４）のにぎわい番所ふらっとの２階のテレワークスペースですけれども、一番最初に町長答弁いただいたとおり、ハード整備よりもやはりつながりをこれから重視しなければいけないということで、そのとおりだと私も今ほど考えているところです。

当時、私が提案したときは、やはりコロナ禍でハードがあれば移住する人も多いんだろうなと想像してましたけれども、実際に整備したり、これまでもテレワークセンター等々で取り組んできた経緯を見ると、ハードが全てではないと。やはりつながりの中で、いかにして西会津のことを考えてもらうか、西会津と連携した取組をつくることができるかということで、思いを改めているところでもあります。

それに関して言えば、今、企画情報課で様々、首都圏企業との連携事業であったり、そういう中で移住者も来ている事例も多々見受けられます。そういった部分をより強化していただいて、ハード整備も今後考えていかなきゃいけないと思いますけれども、それ以前に、やはりソフト面という部分で、その前段の広がりを見せていかなきゃいけないんだなということを考えているわけですが、その辺りのつながりの部分をより強化していくという部分に関しては、どのような思いでいらっしゃるでしょうか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 （４）の再質問につきましてお答えいたします。

１回目の答弁で町長から答弁いただいたように、テレワークスペースだったり、サテライトオフィスのニーズの部分といいますか、施設整備の部分については、アフターコロナで情勢が変わったというような答弁を申し上げたところでございます。また、最近の働き方改革といいますか、働き方が大きく変わっているというのも実態でございます。

議員もお使いになられてると思いますが、コミュニケーションツールがすごく発達しまして、事業の進捗なんかを共有するようなネットワーク上のシステム、かなりそういったものを使って仕事をする仕方が標準になってきております。

そういうことで、特段わざわざテレワークスペースに行って何かとか、サテライトオフィスに行かないとできないということではなくて、本当に自宅だったり、例えば町で言えば、役場１階の町民ホールだったりで、パソコンさえいじればそこで仕事が進められるような環境になっているというのも実態でございます。

そういったこともございますので、御質問にありましたようなテレワークスペース、サテライトオフィスというよりは、もうちょっとそういう人的な関係人口だったり、越境人材であったり、そういう人と人とのつながりの部分を今後は重視していきたいということで進めているところでございます。

議員御指摘の首都圏企業との共創事業というのを企画情報課ではやっておりまして、実

際に石高プロジェクトなんかを通して、こちらの町に来て、今移住している越境人材なんかもおりますし、そういった方々も含めて、これからはやはりそういう方々が移住・定住の一つの大きな促進する上で大事な人口になるのかなというふうに思っております。

引き続き、こういった関係人口創出のために、使える手段を使いながら推進をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長　　6番、荒海正人君。

○荒海正人　分かりました。

今日は、いろいろと実績が出てきた中でさらに成果を伸ばしていただきたいという観点で、そのためには戦略が何よりも大事で、そのためには人口の1%ぐらいいけば、これからさらに西会津というものが持続可能な社会になっていくだろうということで提案させていただきました。

本当に実績がついてきたというところですのでごく喜ばしいところではありますが、今後10年、20年、長いスパンを考えながら、これからの施策に対して戦略を立てて取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

最後に、今後の長いスパンの話ですので、総合計画よりも先の話になりますけれども、町長のリーダーシップ、こういった考えでいられるのか、最後にお聞かせいただければと思います。

○議長　　町長、薄友喜君。

○町長　　ちょっと失礼して大変申し訳ありませんでした。

人口減少対策の3本柱の一つに移住・定住、これまでいろんな対策を講じて、その積み重ねが、これまで令和元年度から6年度までの実績として出てきたわけでありますけれども、先ほどの1%戦略ということになりますと、大体、令和6年度、31人ですから、57人ということは倍の移住者に来ていただかないといけない。

だから、私はこれからが本当の、移住対策をどうしっかり対策していくかというのは、非常にこの7年度は大事だなというか、7年度以降です。例えば、40人、50人の移住を毎年来ていただくようにするには、あと何をやらないといけないか。やはり喫緊の課題というのは住宅政策、これをやらない限りは、なかなかそう簡単にこの1%戦略を達成することは非常に難しいなというふうに思っております。

まだまだ住宅問題だけでなく、そのほかにもいろんなことをやらないといけませんけど、ただ、私は大変うれしいことがありました。

それは、3年前に関東から西会津町に移住された方から、たまたまお話を聞くことができました。その人が何を言ったかという、3年前に西会津町に来て、こんなに住みやすくてすばらしくて、自然が豊かで食べ物もおいしくて今本当に私は幸せですと。この西会津町に来て本当によかったと。毎年、東京から年2回は友達が来てくれると。その友達に西会津のPRをしてきてると。そういうお話を聞いたときに、もっともっとやはりそういう気持ちになっていただけるような環境というか、整備をしないとイケないなというふうに思いました。ただ住宅だけでなく、ここに来ていただける人たちが本当に幸せを感じるようなそういう受入れ体制といいますか、そういうことをしないとイケないのかなというふうに、そのときつくづく思いましたし、また、ありがたい言葉をいただいたなと

そんなふうに思っております。

移住・定住、今、全国どこでもこの移住対策の課題に向けて、ある意味、競争の世界に入っているわけでありますけれども、そんな中で西会津町がどんどんそういうふうに評価されて、全国から来ていただけるような状況になりました。ここからが本当の意味で、私はもっともっとしっかり移住対策をしないとといけないと、その気持ちに改めて、今いろいろお話を聞きながらそんなふうに思いました。

これも行政だけではできません。議会の皆さんの御理解もそうですし、あるいは5地区のやはり町民の皆さんの協力なくしては、この1%はなかなかハードルが高いですけれども、目標に向けてしっかりこれからも取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひこれからも議会の皆さんの御支援・御協力をお願いしたいと思っております。

本当にここまで来るには、職員の皆さんも本当に大変な苦勞をしてきたわけでありまして、町を挙げてこれからもしっかり取り組んでまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いをしたいと思います。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 西会津町の移住・定住については、田舎暮らしの本でランキングに入ったというのが直近の西会津のかなり話題ですけれども、これからの取組は、ランキングで誉れ高い話ですけれども、それ以上に、やはりこの西会津町がどうやったら持続可能な町になっていくのかというところを愚直に取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。再開は3時10分といたします。(14時40分)

○議長 再開します。(15時10分)

10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 10番、猪俣常三です。

今次の議会の一般質問を通告しておりますので、順次質問してまいります。

それでは、学校給食費の無償化についてであります。本町では本年度から学校給食費の無償化を実施するが、米の価格が高騰する中、次の点について伺ってまいります。

一つ、学校給食の献立には今までどおりの米飯が提供されるのか、お尋ねをいたします。

二つ、給食費の無償化を実施している学校の中で、価格高騰により予算に苦慮していると聞くが、本町では不安はないのか、町の見解をお伺いするものであります。

三つ目、今後、多くの食品が高騰する中、予算の確保について町の考えをお尋ねするものであります。

次に、道路の側溝についてであります。本町において、道路のU字溝が設置されております。蓋のない箇所が多く見受けられます。特に本町は、冬期間において車の通勤など通行の際、蓋のない側溝に脱輪するケースが多いと聞き及んでいることから、次の点をお伺いいたします。

一つ、町は調査をされていますか。されているとすれば、調査の状況はどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

二つ、道路の改良を予定している町道で、蓋の設置の状況はどのようなになっているのか。また、道路の改良済の町道で、蓋のない側溝箇所はどのくらいあるのか。さらに、国・県

道については要望しているのか。同時に修繕の見込みはあるのか、お尋ねをいたします。

三つ目、現在、工事施工中の町道で蓋をする側溝工事はあるのか、詳細をお尋ねします。

四つ目、今後、蓋をする側溝工事の計画はあるのか、お尋ねします。

次に、本町の財政状況と事業費について今後の見通しについてであります。本町の平成 27 年国勢調査結果を基に令和 22 年までの将来人口を推測している中、平成 27 年には 6,582 人であった人口は、令和 7 年には 4,563 人、15 年後の令和 22 年には 3,473 人まで減少することが予想されております。今後、人口減少や公共施設の老朽化が予想されることから、次の点を伺います。

一つ、財政指標や健全化法における比率等は健全化が図られているが、人口減少の影響が歳入へ影響を及ぼすのか、町の考えをお尋ねするものであります。

二つ、本町の財政状況を考えるとき、事業費の見直しや圧縮などを考慮するとともに、事業実施にあたっては有利な起債等を活用し、一般財源の圧縮にさらに努めるべきと考えますが、町の考えをお尋ねするものであります。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 10 番、猪俣常三議員の学校給食費の無償化についての御質問にお答えします。

学校給食費については、子育て支援の一環として、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、国の無償化に先行し、本年度から小・中学校ともに学校給食費の完全無償化を実施したところであります。

まず、1 点目の学校給食の献立については、栄養教諭が、ミネラル野菜や米、シイタケ、キクラゲなどの地場産物を積極的に活用した栄養バランスの整った献立を作成し、これまでどおり、主に「御飯」を主食とした給食を提供しているところであります。

次に、2 点目の学校給食費の物価高騰による影響については、本年度予算において、食材費の高騰分も見込んだ上で予算計上しておりますので、現時点において問題はありません。なお、給食食材としての米の納品価格については、昨年と比較し、約 57% の増となっておりますが、本年 11 月までは納品価格の変更はない予定であります。

次に、3 点目の今後の食材費高騰による予算確保については、現時点においては、見込んだ食材費の範囲内で提供できておりますが、それを大幅に超えるような食材費の高騰があった場合は、補正予算による増額をお願いすることも考えられます。

町といたしましては、これまでどおり、栄養バランスと量を保った豊かな学校給食を提供し、成長期にある児童生徒の健全育成に努めてまいる考えでありますので、御理解願います。

○議長 建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 10 番、猪俣常三議員の御質問のうち、道路の側溝についての御質問にお答えいたします。

初めに、道路の路側に設置する側溝についての、種類や設置基準等について御説明いたします。道路には、雨水や融雪水等の路面排水を処理し、安全かつ快適な交通を確保するため、側溝を設けることが標準とされています。なお、側溝には「素掘り側溝」や「L 型

側溝」、「U型側溝」等、様々な種類が存在しますが、現場状況に応じて側溝の種類を決定することとしていて、一般的にはU型側溝を採用するケースが多い状況にあります。

また、U型側溝にも、蓋を掛けることで路面との高さに段差が生じてしまう「普通型側溝」や、蓋と路面の高さを平に設置することが可能な「落蓋式側溝」等の種類があります。公益社団法人 日本道路協会発行の排水工指針によれば、「市街地や交通量の多い道路では事故防止の観点等から側溝に蓋を設けることが望ましい」と言った記述があり、これに基づき、市街地や比較的交通量が多い道路では、落蓋式側溝に蓋掛けをしたものを採用している事例が多い一方、地方では、蓋の開閉をすることなく土砂上げ等の維持管理作業が容易に行える、普通側溝が多く採用されています。

しかし、近年では、車両の大型化や交通量の増加等を考慮し、新しく道路改良を行う際には、地方であっても落蓋式のU型側溝を採用して、状況に応じて蓋掛けを行う事例が多く見受けられます。

それでは、1点目の、U型側溝蓋の設置状況調査についてであります。町では、特に蓋の状況調査は実施していません。しかし、道路台帳や定期道路パトロール等により、主要路線における、およそその蓋設置状況については、把握をしているところであります。

次に2点目の、道路改良を予定している町道における、U型側溝蓋設置の有無についてであります。先ほど御説明したとおり、新しく路側にU型側溝を設置する工事を行う場合、地方であっても、ほぼ全ての現場で落蓋式U型側溝を採用し、状況に応じて蓋を設置することとしております。

また、既に道路改良が完了している区間で、U型側溝に蓋がない箇所は、林道等を含め、地方を中心に多く存在しています。同様に、国県道においても地方を中心として、多くの区間で蓋が設置されていない箇所が、存在している状況にあります。このようなことから町では、現在、安全性や機能性の面から、蓋の設置が必要と思われる県道の一部区間について、道路を管理する福島県喜多方建設事務所に対し、蓋の設置を要望しているところであります。なお、県からは現地を調査し、蓋の必要性を精査した上で、設置についての検討を行う旨の回答をいただいているところであります。

次に3点目の、現在契約履行中の工事で、U型側溝に蓋を設置する工事の有無についてであります。町では、事故防止に役立つことが期待できる箇所や除雪作業において、雪を道路外に押し出す際に、蓋がないことからU型側溝が損傷するおそれがある箇所等を中心に、緊急度や重要度等を考慮し、必要に応じて修繕工事等により、蓋の設置工事を実施しています。

次に4点目の、今後U型側溝に蓋を設置する工事の計画についてであります。今後も定期道路パトロールや地域の実情等を考慮し、必要と認められる箇所があれば、随時、蓋の設置について検討していくこととしています。

町といたしましては、道路は生活に欠かすことのできない、最も重要なインフラの一つであると認識しています。今後も引き続き側溝や側溝蓋を含めた道路・道路施設等の適切な維持管理を図り、利用者の安全・安心の確保に努めてまいりますので、御理解願います。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 10 番、猪俣常三議員の本町の財政状況と事業費の今後の見通しについての御質問にお答えいたします。

まず、1 点目の人口が減少することにより歳入に影響を及ぼすことについての御質問ですが、人口が減少することにより、まず町税が減収するほか、国・県補助金をはじめ地方交付税にも影響が生じるものと認識しております。また一方で、人口が減少しますと、それに応じ歳出も減少いたします。歳入、歳出それぞれ減少しますが、減少額に差が生じることも考えられますので、中長期的な財政見通しを注視した上で、歳入規模の推移を的確に捉え、持続可能な財政運営に努めていきたいと考えております。

次に、事業費の見直しや圧縮、有利な地方債の活用による一般財源の圧縮についての御質問ですが、本町はこれまでも過疎債や辺地債、その他地方交付税に算入される率の高い地方債を活用し、財政負担の軽減と一般財源の確保に努めております。

また、町実施計画の策定においても、複数年にわたる事業の事業費平準化や、町全体計画の中での施設整備に係る事業費平準化に可能な限り努め、中長期的な財政負担を注視した行政運営を行っております。

しかし、人口が減少することにより、今までにはない新たな行政課題・需要が生ずることも想定されます。例を挙げれば、各種公共施設については、建物の大きさや利活用の頻度など、これまで維持できたものが、人口減少により、規模縮小もしくは不要と判断される場合も考えられますが、公共施設につきましては耐用年数などに応じ、適期に更新を進め行政サービスの水準を確保して行く考えであります。

今後は、業務改革などを進め、行政システムの効率化を図りながら、次の世代へ引継ぐことを意識した長期的なまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 各答弁をいただきました。

早速ですが、それぞれ再質問をさせていただきたいと思います。

学校給食の無償化の中でおただしをさせていただきたいのですが、今回の予算の中で、7 年度から始まるわけですが、2,381 万円ほど計上されておるということであります。その中には、先ほどの御答弁の中で、価格高騰の分も含まれているということが御答弁にもございました。

だとすると、これから食品のいろんな高騰がこれから予想されてくるわけですが、その中で何点かお尋ね申し上げます。

今までの米の価格が2倍以上も上がってきているということなので、ここら辺のところの米飯関係は、それぞれいろんなミネラル等の料理とかをなされて、子供さんの健康状態を重視されている、考慮されているということを含めて、この米飯そのものが続けられていくのかどうかのことをお尋ねしたいと思いますが、再度お尋ね申し上げたいと思います。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 御質問にお答えいたします。

米の価格については、令和6年、昨年11月までが令和5年度産米を活用した給食を。12月以降に令和6年度産の米を活用した給食を提供しているということでございます。

米の価格につきましては、今ほど議員のほうからお話あったとおり、倍まではいきませんが、昨年の11月までの5年産米と比較すると57%の増ということで、確かに増にはなっておりますが、これ1俵当たりになると3万8,000円ほどの金額になっているところでございまして、今現在、税込みですと1キロ当たり643円となっております。

また、中学生を目安にいたしますと、大体、精米、炊いてないお米で100グラムが1人分になっておりまして、それを炊き上げますと約210グラムということになっております。その価格が1食当たり65円になってます。ちなみにパンですと78円で、ソフト麺ですと82円ということになっておりまして、実質、御飯のほうが1食当たりの単価は安くなるということですので、御飯を提供する部分については特段の現予算においては影響がないということで考えてございます。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 今の説明ですと、米飯は持続できるという解釈でよろしいでしょうか。そういうふうになった場合に、ほかの公立関係の学校で、それぞれ恐らく予算は取られてはいるのでしょうか、価格の高騰によって年間どのくらいの追加予算とかを確保されているのか、知る範囲内で結構でございますので、分かったら教えていただきたいと思えます。

○議長 もう一度。

○猪俣常三 国全体の公立学校の中で、どのくらい使われているか。もちろんそれは西会津の中でもこれからどういう体制の追加予算をやるかは、それはちょっと分かりませんが、大体、分かる範囲内であればお尋ねしたいと思えます。年間。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 食材費の高騰、それから米の価格の値上がりについては全国的な事象であり、国としても当然そういう状況になってございますので、給食においてもそういった影響を受けているというのは実態でございます。

全国の給食費とか、その辺の単価についてはちょっと。例えば小学校ですと、1食当たり昨年まで300円。それから中学校ですと350円で、令和7年度につきましては、それぞれ50円ずつ値上げをした形で、物価高騰分を見越して予算を確保しているという状況でございます。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 何でお尋ねしたかという、相当、公立の学校でいろいろと予算の追加、確保をされているということが、今回の価格高騰によって相当予算が取られてるんだらうと、そんなふうに思ったものですからお尋ねしたわけでありまして。

だから私がこれから心配することは、価格がいかに財政負担の増加につながった場合、食材費とか、あるいは調理費だとかの削減にも関わる不安が考えられるんだなというのが私なりに考えてるわけですが、その際に、新鮮で高品質の材料を提供できなくなるのではないかとというのがちょっと心配であったと。そのために、給食の質とか量の低下が考えられるのではないのかということをお尋ねしたかったので、そのところの町の考えをお尋ねしたいところであります。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 お答えいたします。

最初の答弁でもお答えさせていただきましたが、当然これまでどおりの栄養バランスと量、それから質についても、そういったものを保った給食を提供していくということで、やはり成長期にある児童・生徒の栄養バランスについては、十分、栄養教諭が注意して献立を立てておりますので、それに基づいた給食をこれまでどおり提供していくということでございます。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 何ら心配はないということの理解でよろしいのでしょうか。

ちょっと関連なのですけれども、いろいろと給食が出されている中で、アレルギー体質をお持ちの皆さんなんかはおられるとは思いますが、ちょっと関連してお尋ねしますが、どのように対応されてるのか、教えていただけたらとお尋ねします。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 食物アレルギーによる給食の対応ということでございまして、代表的なものと、牛乳ですとか、卵、トマト、ナッツ類、それからエビ、カニというようなことで、それぞれ個別の事象といいますか、アレルギー反応を持っているお子様、児童・生徒に対しましては、それを除いた形での別メニューでの提供ということで、栄養教諭のほうで別な献立を作成してこれまでどおり提供しているということでございます。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 こういうことはないと思うのですけれども、アレルギー体質のお子さんの中で、どうしてもそういうのは心配でというようなことがあった上に、弁当を持参しているなんていうお子さんがいるのかどうか、そういう学生さんはいないんだろうとは思いますが、いかがなものでしょう。お尋ねします。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 基本的には給食で対応しておりますので、個別に弁当を持参して食べている児童・生徒はいらっしゃらないということで把握しております。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 分かりました。

あとテーマをちょっと変えていきますけれども、道路の側溝の関係で話題に移らせていただきたいと思います。

先ほどの答弁で大体内容が分かりましたが、まず西会津の場合は道路が狭いということなのです。特に冬場の期間、いろいろと脱輪をされているということが聞こえておりますので、こういったところを改良して、あるいは改善していただきたいと思いますということでお尋ねをしているわけであります。

いろいろな種類のU字溝、側溝があるようでございますが、実際は、除雪に影響のないような捉え方で修繕をする際、蓋をかけられるようなことをする際には、U字溝の側溝を全て変えていかないと財源の部分も確保ができないというようなことは考えられないんだろうか、そこら辺のところをお尋ねしたいと思います。

○議長 建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 お答え申し上げます。

先ほど答弁で申し上げましたとおり、要は蓋、切り欠きがかかっている内蓋式になっていれば側溝を変えなくてもよろしいのですが、そのまま切り欠きがない側溝でありますと、側溝そのものを落ち蓋式に取り替えてやらないと、ちょっとその機能を有しないということになりますので、その辺については、金額的には切り欠きがある側溝、落ち蓋式の側溝があるところであれば、ただ蓋をかければよろしいのですが、そうでなくて普通型側溝にかかっているところに蓋をかけるという形になりますと、そこについては側溝そのものを変える必要があるというそういったことが出てきますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そのこのところをもう少しお尋ねしたいのですけれども、かなりの量があるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。そういう箇所が。

○議長 建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 先ほどもちょっと御答弁で申し上げましたが、国県道についてもそうなのですが、地方部につきましては、基本的には蓋を外すことなく土砂の撤去とかそういった管理がしやすいというようなことで、蓋が設置されてない箇所が多く見受けられます。そういったことで、かなり地方部というか、集落を外れた、要は集落と集落の間の道路などにつきましては、かなりの区間で側溝が入ってない箇所が見受けられると思います。以上です。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 これ義務的なことではないんですけども、蓋をしなさいということを義務化している内容でものを言ってるわけじゃなくて、かなり危険な、側溝に脱輪している箇所があるということなので、ただ、特定の場所を言うと、大変失礼な場所にあたるかもしれませんがからなかなか言えないところなんですけども、そういう危険なところを町側が調査して、そういう部分を改良しようとしている箇所が何か所かあるかどうかをお尋ねしている部分でもあります。それが何か所くらいあるか。

○議長 建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 具体的な箇所数というのはあれなのですが、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、道路パトロールだとか、あと自治区長さんを通して蓋をしてほしいとか、あとは地域の実情なんかによりましてその現場を再度確認して、必要となれば順次予算の範囲内で毎年、蓋がかりの側溝に蓋をかける工事を実施しております。

ちなみに、昨年も9か所ほど実施をさせていただいております。以上です。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 とにかく危険な箇所というと、必要な場所が大体9か所ということで理解を
していいわけですね。やっているという場所がね。

その後、自治区長あたりからの要請がないということなのでしょうけれども、実際は、主要道路の中で脱輪する危険な箇所もあるということなので、狭い道路が玉にきずなわけですよ。ところが、そこに蓋をすることによって通行がよくなるという可能性も高いものだから、そこら辺のところの蓋をかけていただきたいというやはり町民の声というのがあるわけです。そういったところはどうか把握されているのかを再度お尋ねをしたいと思いま

す。

○議長 建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 お答え申し上げます。

まず、その9か所が全てというわけではなくて、昨年の実績が9か所でしたということです。

まず要は、蓋が必要だと思われる箇所全てを一気にやるというのは、基本的にはなかなか難しいところがございますので、先ほど申しましたように緊急度とか重要度、そういったものを勘案しながら順次行っていくということで進めてまいりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 理解いたしました。

できるだけ、こういう冬期間の対策はしっかりと、道路の整備をお願いしたいと思えます。

あと、テーマを変えさせていただきますが、本町の財政状況と事業費についての見通しについてでありますけれども、先ほどの答弁の中では、本町の財政健全化を数字で表すと、大体どの程度のパーセンテージを見ておられているのかなど。数字で表すということは非常に難しいかもしれませんが、町側として、このような対策を講じてやって、このくらいの数字は見てるんだというようなことがありましたらお尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 それでは、財政の健全化を数字で表すとすればという形の御質問にお答えいたします。

まだ財政の健全化指標につきましては、各年度、決算に基づき指数を算出しているところでございます。

令和6年度の決算値につきましては現在、集計作業中でございますので、既に公表となっております令和5年度の数値となりますが、実質公債費比率が12.1%、将来負担比率が78.2%となっておりますのでございます。

この数字につきましては、国が定める早期健全化の判断基準を下回っておりますので、今後につきましても、各決算年度の特殊要因により増減はいたしますけれども、大きな数字の変動は生じないということで見込んでいるところでございます。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 内容よく分かりました。

私としては少なからず歳入において、答弁いただきましたけれども、人口減少というのは大きく響くものと認識している1人なのですが、町税や地方交付税、何の不安もないと言い切れるかどうか、そういったところの確信が持てるかどうか。いや、今後の変動関係、社会の変動関係でもいろいろ違って来るかもしれませんが、そういったところの町の見解はどのように受け止めておられるのか、お尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 今後の町税や地方税に不安がないのかどうかという部分の御質問にお答え申し上げますが、先ほどの答弁も申し上げましたが、やはり人口減少によりまして町税をは

じめ、国・県からの補助金、地方交付税については影響があるものということでは認識しているところでございます。

また同じように、やはり歳出も減少すると見込んでおりますので、その部分の差を中長期的に注視した上で、歳入規模に応じた財政運営に努めていきたいと考えておりまして、やはりなかなか、地方交付税の減少とかそういう部分について不安はないとは言いきれないですけども、減少していくのは見込んでいるという部分で考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 いや、よく分かりました。

ただ、歳出の中で影響するということも今お話しされましたが、その中の今後、社会情勢の中の変化がありますと、扶助費だとか、それからまた物件費の増とかということが考えられると思います。ここにいろんな考え方があるかと思いますが、そうなった場合の町の見解はさらにどう思っておられるかをお尋ねしたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 一応、社会情勢の中では様々に変化していくという部分の町の見解ということでございますが、まず歳出につきましては、人口減少によりまして少し抑えられるものもございます。また、それでその影響を受けないものもございます、例えば公債費などにつきましては、人口減少しても、今まで借り入れたものでございますので、直接的な影響はないと考えておるところでございます。

その他の経費につきましても、人口減少によって減少していくもの、そうでないものというものがございますので、その辺につきましては、やはり先ほども再三申し上げてますが、中長期的な財政見通しの中で十分に注視していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこで、この町でもいろいろと大きな老朽化している部分がないとは言えないわけです。

例えば、公民館なんかは本当に老朽化しているということ。仮の話ですけれども、こういう場合の建設する際の予測がするという状態があったとすると、やはり公債費の増というのが見込まれてくるのではないかというふうに思います。そういった場合の財政運営上、健全化の取組は当然必要となってくると考えるのですけれども、町側としてはどのような見解をお持ちなのか、お尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 御質問にお答えいたします。

仮に例を出された公民館という形でございますが、町の公民館につきましてはやはり老朽化が著しいということで、現在、整備の方向性についてようやく議論が始まったところでございます。町の公共施設ですが、公民館に限らず今後、公共施設の新設とか、または既存施設の更新、さらには除却ということで撤去するというような部分、様々な事案が多くなることが予想されるものでございます。

しかし、御答弁でも申し上げましたが、それぞれの場合においても各種補助金の活用の

検討、そして有利な過疎債等の活用を検討をしていきたいと考えております。その際、可能な限り事業費の平準化にも努めまして、財政負担の中長期的な標準化を図りながら、そういう形で大型事業にも対応していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そういうことで、関連的にまたお尋ねを申し上げますけれども、先ほど令和 5 年度の例を出されまして、いろいろお話をされた内容でお答えしていただきましたが、その令和 5 年度の内容でちょっとお尋ねしますけれども、年度末の起債残高のデータの中で令和 9 年度末の残高見込みが示されております。83 億円の中身が 65.9%の 54 億 8,000 万くらいありますが、地方交付税で交付措置が見込まれているということではあります、43.1%にあたる 28 億円が町の実質負担と予測されております。だとすると、これは安定的に受け止められるものなのかどうか、町の所見をちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 答えいたします。

令和 5 年度決算というふうな資料の中で、確かに数値として、こちらのほう令和 9 年度の残高分は全ての会計を通しまして 83 億 1,750 万 5,000 円ということで数字は予測しているところでございます。こちらは地方債の残高に関連する財政手法として、先ほども申し上げましたが、将来負担比率がございしますが、その指数については 78.2 ということで健全性は保っているところでございます。

地方債につきましては、施設整備に関わります投資的事業費を、施設の耐用年数等を考慮して世代間の負担の均衡を保つために借入れ、償還を行っているものでございます。

本町のように財政力が乏しい自治体においては、やはり過疎債をはじめとした交付税措置の手厚い地方債を活用しまして、地域振興、経済の発展のために投資的事業を行っていく必要があると考えております。

当然、議員が御指摘のように町の負担が少なければ少ないほうがいいのですが、これまでまちづくり、歴代町長が努めてきました結果、現在の地方債の残高となっております。そして、これからも新しい様々なまちづくりを継続していくためにも、次の世代へ引継ぐことを意識した、やはり長期的なまちづくりを進めていかなければならないと考えておるところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私も同じような考えではあるのですが、実際はこういう、先ほど申し上げましたように人口推測をされて令和 22 年が 3,400 人、先ほど企画課長がお話されたのは 3,800 人というお話をされてましたけれども、それはどういう数字から出ているのか、私にとってはちょっと理解できませんでしたが、ただ、先ほども申し上げましたように、令和 22 年には 3,473 人というこの数字、これだけ人口が減ることになったときに、私としてはちょっとお尋ねしたいのは、将来、不安要素があるということを前提にしたときに、今後の町の運営、どうするのか。その事業量の見直しも含めて考えるべきではないのかというふうに心配するわけですが、そこら辺の見解をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長　総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　お答えいたします。

猪俣議員が憂慮している令和 22 年には 3,473 人ということで、こちら人口ビジョンの本当にそのままの数字の推計だとは思いますが、町といたしましては、それを様々な施策を通して人口 3,800 人程度にしたいということで、少しでも減少の値を緩やかにしていこうということで、様々な事業を展開するところでございます。

したがって、この人口減少に伴いまして、やはり町の事業も今まであったものを取捨選択が必要になってくるかとは考えております。それは、人口規模に合わせていくということが重要になってくるかと思えます。

それと併せて、今のいわゆる国でも言うておりますが、DX ということで、デジタルだけでなく X のほうですね。いわゆる仕事のやり方を変えていくということも重要なのかなということで考えておまして、その辺をやはり次世代にこの町を残していくためにも、いわゆる業務改革とか様々な手法を取りながら、持続可能なまちづくりに向けて進んでいきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長　猪俣議員、残り 9 分です。

10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三　私も同じような気持ちの持ち方なんだけれども、実際にこれだけの人数の減が 22 年に来るとなると、やはりある程度、事業の量とか質のほうも考えていかないとという部分。それは必要性、なくてはいけないのではないかとということをお尋ねしたわけです。

最終的にはそのように町側は考えるということであるとすれば、ぜひとも身の丈に合った、そしてまた、持続可能な西会津町が後世につないでいかれるような運営をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。いろいろありがとうございました。

○議長　お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。お疲れさまでした。（16 時 02 分）

令和7年第4回西会津町議会定例会会議録

令和7年6月10日（火）

開 議 10時00分
散 会 11時21分

出席議員

2番	仲 川 久 人	6番	荒 海 正 人	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣
5番	小 林 雅 弘	9番	三 留 正 義		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 和 典
副 町 長	大 竹 享	教 育 長	五十嵐 正 彦
総 務 課 長	伊 藤 善 文	学校教育課長	佐 藤 実
企画情報課長	玉 木 周 司	生涯学習課長	長谷沼 充 伸
会計管理者兼町民税務課長	渡 部 栄 二		
福祉介護課長	船 橋 政 広		
健康増進課長	岩 渕 東 吾		
商工観光課長	齋 藤 正 利		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 博 文	議会事務局主査	大 崎 友 梨
--------	---------	---------	---------

第4回議会定例会議事日程（第5号）

令和7年6月10日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（議会運営委員会）

（総務常任委員会）

（経済常任委員会）

（議会活性化特別委員会）

（議員互助会総会）

（広報広聴常任委員会）

（一般質問順序）

1. 三留 正義 2. 青木 照夫

○議長 おはようございます。

令和7年第4回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

9番、三留正義君。

○三留正義 皆さん、おはようございます。9番、三留正義です。

1件通告をしておりますので、通告に準じて質問していきたいと思います。

今回は2月の大雪ですね。ずっと気にかかっていたのですが今般、6月定例会は全員協議会が開催される、されないとか、説明事項がないということでもありましたし、令和6年度大雪対策について、町長の提案理由の中で触れられていたものについて幾つかお尋ねしていきたいと思います。

一つ目は、提案理由の中でありました去る5月14日に雪対策関係団体会議を開催したとの説明がありましたが、その会議ではどのような問題点や、課題の整理、改善方策が話し合われたのか、お伺いします。

二つ目は、同じく提案理由の説明の中で、大雪による農業施設被害というくだりがありましたので、その中で令和6年度大雪農業災害特別対策事業補助金、県の補助金ですね。この要綱と現時点での取りまとめの概要、概況について伺います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 9番、三留正義議員の大雪対策の御質問のうち、雪対策関係団体会議についてお答えいたします。

本年2月4日から大雪により、本町においては2月7日、昭和38年のいわゆる三八豪雪以来62年ぶりに災害救助法が適用されるなど、町民生活に大きな影響を及ぼしました。

このため、町では、関係機関・団体との連携・協力のもと、町民生活に支障を来さないよう除排雪をはじめ、道路交通の確保や一人暮らし高齢者の支援などに努めてまいりました。

特に、最優先である道路除雪においては除雪受託組合をはじめ関係各位の御尽力により、住民の生活に欠かすことができない道路交通の確保を図り、また、民生児童委員や除排雪事業者の御協力により、災害救助法の基準に該当する要援護世帯の除排雪作業を円滑に実施することができ、幸いにも住家の倒壊や人命に関わるような大きな被害はなかったところであります。

しかしながら、72時間降雪量が124センチと観測史上2位を記録するなど、平年を大きく上回る大雪によって生活への影響が生じたことから、こうした大雪に備え一層の体制強化を図るため、去る5月14日に、雪対策関係団体会議を開催し、今冬の雪対策について振り返り、協議を行ったところであります。

その内容であります。各地区の自治区長連絡協議会をはじめ、除雪受託組合、除雪直営オペレーター、町社会福祉協議会、町民生児童委員協議会、JA会津よつば西会津営農

経済センターの関係者に出席いただき、まず町から、降雪の概要や、災害救助法に基づく除排雪の経過、実施状況について報告を行った後、道路除雪をはじめとした除排雪、高齢者等の雪処理支援、情報連携に関して、各団体から事前に提出いただいた内容をもとに、課題、問題点の整理・共有を図るとともに、解決策や今後の取組について協議を行いました。

具体的には、道路除雪では、短時間に予想をはるかに超える大雪で除雪作業が追いつかない状況を踏まえた町直営オペレーターと除雪受託組合、さらに受託組合の業者間での状況に応じた応援体制の整備のほか、除雪オペレーターの育成や技術力向上のための研修会の実施について、流雪溝に関しては、取水箇所の維持管理や、投雪時間のルール遵守の周知徹底など運用面での課題について、雪処理支援では、登録事業者の確保と利用者への登録事業者の周知について、情報連携では、防災行政無線による注意喚起や、ケーブルテレビ等による降雪情報の提供などに関して、話し合いを行いました。

また、国県道や高速道路の道路管理者、電力事業者など関係機関等への要請事項については、互いに保有する降雪や除雪作業の情報連携、降雪前の予防的対策として支障木の伐採要請などについて、意見を集約することができ、大変有意義な会議となったところであります。

町といたしましては、近年、地球温暖化に伴う異常気象により短時間に大量の雪が降る極端な大雪に備え、この会議で出された意見等を踏まえ、その対策について関係機関等と検討を重ね一層の除排雪体制の強化につなげてまいりますので御理解願います。

その他の御質問については、担当課長より答弁させます。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 9番、三留正義議員の大雪対策の御質問のうち、令和6年度大雪農業災害特別対策事業補助金についての御質問にお答えいたします。

今冬の大雪により被災した農業者の、経営継続による産地の維持に向け、農作物の生産に必要な施設の復旧等の経費を支援するため、本年4月に福島県において「令和6年度大雪農業災害特別対策事業補助金」を創設したところであります。

本補助制度では、被災した農業者等が営農の継続を前提として行う施設の復旧、施設の撤去、農作物の再生産に必要な種苗等の購入の3事業が対象となります。

それぞれの補助概要であります。まず施設の復旧事業では、野菜や花きなどの園芸作物の栽培を目的として設置されているパイプハウスや果樹棚などの農業用栽培施設、または水稻育苗や特用林産物など、園芸作物以外の農林産物の栽培施設の復旧に係る資材費や施工費が対象となります。また、被災した被覆資材及び被災した施設の復旧と一体的に取り組む附帯設備の修繕、耐用年数を超過した施設等も対象となります。

次に、施設の撤去事業では、施設の復旧と同じく栽培を目的として設置されている施設の撤去が対象となり、施設の種類(材質等)により面積当たりの助成単価が定められており、一般的なパイプハウスを撤去する場合は、1㎡当たり290円となっております。

次に、農作物の再生産に必要な種苗等の購入事業では、被害を受けた農作物の樹勢回復用の肥料や病虫害防除のための農薬の購入及び防除用機械借上料等の経費が対象となります。

また、本事業に係る補助率につきましては、施設の復旧事業及び農作物の再生産に必要な種苗等の購入事業は県と町がそれぞれ1/3、施設の撤去事業は県が1/2、町が1/4となっており、県の補助に加えて町も被災農家支援として、町独自に上乗せ補助しているところであります。

次に、取りまとめ状況についてですが、町では2月の大雪以降、パイプハウスの倒壊や果樹木の枝折れ等の被害状況について、JA会津よつばと連携し情報収集に努めてまいりました。今次の県補助事業の取りまとめについては、町やJAに被害報告があった59名の方に対して、町から補助金の申請書類等を送付し、去る5月21日及び23日の2日間申請書類の受付を行ったところであります。

現時点での申請書受付件数は、パイプハウスの復旧が12件14棟、施設の撤去が12件16棟、農作物の再生産に必要な種苗等の購入が0件となっております。

また町では、被災施設の復旧に向けた補助金による財政支援に加え、水稻育苗ハウスが倒壊した生産者の被害状況の把握や今後の対応等について、3月中旬に生産者及び県喜多方農業普及所、JA会津よつば、町による情報交換を行い、作付への影響を最小限に抑えられるよう、支援を行ってきたところであります。

今後も引き続き被災施設の早期復旧及び営農継続に向けて、関係機関等と連携して取り組んでまいりますので御理解願います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 ただいま答弁の中で、最初の前段の答弁の、雪関係の会議のほうの話になりますが、史上観測上2位を記録するということでお話をいただきました。答弁いただいた中で、振り返り、皆さんで会議をして、どういった事象があつてどういったことが必要だったか、どういったことが欠けていたかということが話されたというようなくだり、最後のくだりだったかと思うのですが、ちょっと気になった一番最後のほうからちょっと聞きますけれど。意見を集約することができ、大変有意義な会議となったという表現に収まったようですけれども、その会議の中で、前に説明の中では、具体的に問題があったことで、直営オペレーターと除雪受託組合、受託組合と業者間の間で、協力体制の整備などが話されたというようなことがあったと思いますけれど、具体的に問題点として浮上して、こういうことがあったらこういう大雪のときに解決できたことがあったね、というような打開策みたいなものも話し合われて、問題だということもあるでしょうけれどもなかなか解決できないというような、そういった内容で、明らかにこれは直せるとか、こういった連携が取れるとか、そういったシステムのものなのかちょっとこの言葉だけではイメージができないので、もう少し、イメージができるような説明でいただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 9番、三留議員の再質問にお答えいたします。

町長の答弁で申し上げました関係機関への要請などについて意見を集約することができたという文言の部分でございますけれども、町で、町内で解決できるものについては、そこに集まっていたいただいた関係機関の方と、これ今後その対策について協議しながら次の冬までにはいろんな意味で解決策を見いだしていきたいというふうに考えております。

ただ町外の、例えば電力事業者ですとか、あとは高速道路、あとは国・県の道路管理者といった町内で解決できないような団体関係者の皆様に対して、町の課題がこういったことで意見が集約されて、ぜひそれに対して対応いただきたいというような取りまとめを今回その会議の中で行ったということでございます。その会議で出された意見をもとに、そういった外部の団体、関係機関の皆様にも今後要請する機会を設けて、次の冬に向けて対策をしていただきたいという要請を行っていきたいということでございます。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 外部に支援を頼む、そういったことも視野に入れて様々なお話を、連携というお話が出されていたということで受け取ってよろしいのかなと、分かりました。

実際にはね、なかなかこの豪雪になってみると打開していくというかね、雪が沈着状態になってこないとなかなか進まなかったなという皆さんのイメージだと思うのですが、できるだけそういったね、いろいろな力でできるだけ短い時間で打開していけるような、それは我々からもお願いしたいところではあります。

もう1点、その続きの中で、除雪オペレーターの育成や技術力向上のための研修会の実施についてというくだりがありました。これは、具体的に今後どのように、どのような内容というのかな。そのオペレーター側にアプローチしていくような考え方をお持ちなのか御説明をいただきたいと思います。

○議長 建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 お答えいたします。

まず研修会等の話なのですが、コロナ禍前までは、例えば直営であれば福島県土木部が主催しておりました、猪苗代町で主催しておりました除雪機の講習会、そういったものに参加しておったわけなのですが、それ以降ちょっと参加見合わせたということで、今年からそういった講習会があれば積極的に参加していきたいと、そんなようなことで話を合わせたところでございます。以上でございます。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 機会あればいろんなものに参加していくということで承りました。

次は取水、これはいいですね。

一つ、ちょっと気になっていたのは、今冬の大雪の中でケーブルテレビの損傷なんか受けなかったのか、そこがちょっと気になっていたのですが、数字・データそういったものがなかったようなのでちょっと話を、損傷があったら、こういうふうだったとか、なかったらなかったで結構ですけど、ちょっと疑問だったので伺います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 三留議員の再質問にお答えいたします。

当日の会議、私も出席させていただいておりまして、事務局のほうから、町全体の被害状況等の概要の中にはケーブルテレビも当然入っておりました。といいますのは、ケーブルテレビ、具体的な部分で言いますと、やはり倒木により回線等に支障木が突っかかるなんていう事例がありまして、それは連絡いただき次第、通信事業者の電柱に影響してる部分は通信事業者と一緒に、町単独の部分は町単独でというふうな形で処理をさせていただくとともに、あとは個人宅への引込線が何件か、屋根からの落雪によって断線するという

ような被害もありましたので、そちらも対応したというようなことが報告されたところでございます。

○議長　　9 番、三留正義君。

○三留正義　　ケーブルテレビも雪害というか、そういったことで損害は受けているということとは理解しました。

あと、ちょっと町の方から声があったことを一つだけ。打開策が自分でできない方なのですが、電信柱から何かケーブルが下がっていると。2月に切れてそのままだという。私もちょっと話を聞いただけで、現場は見に行っていないので、どこの会社のだか分からないのですけれども。

電力各社などの関係機関との要請事項云々ということで、一応、連絡関係は密にやっていらっしゃるのかなと思うのですが、高齢者の方でそういった触ってもいいんだか危ないんだか分からない。そういったことも、パトロールで歩いて見えたときなんかは、ちょっと声かけていただきたいなんていうふうに。インターネットで事故箇所を検索なんてできないような方が結構いらっしゃるので、そういったときにはちょっと声かけていただければ助かるのかなと。

そういったことが、いっぱいじゃないのですが、ちらっと見られたようなので、パトロールされる際には、やっぱそういうところもちょっと注意していただきたいなと思います。

あと雪の全般の、この会議の成果として、今後の大雪がいつどうあるか分からない。あまり降ってほしくはありませんけども、この次に、ああいう状況のときにできるだけ短い時間でね、解決もしくは安全を確保できる。そういった方向に会議の成果が出たんだということでも承りました。

それでは、農業施設関連の質問のほうに変えたいと思います。

まず御答弁のほうで、ありました農作物に必要な種苗等の購入云々というくだりがあったかと思うのですが、そこと一番最後のほうに今申請の受付の段階で、復旧が12件14棟、撤去が12件で16棟ということであったようですが、撤去してまた建てるよという人と、16と14なので一致しないので、町でちょっとの農家の方から聞いた中ではハウス建てないで、同じ場所か違うところで苗床を別に作るんだという方をチラリと聞いたところもあるので、その現況は今どういうふうな推移をしているのか、その分かる、持ってるデータでちょっとお話しいただきたいと思います。

○議長　　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　　それでは三留議員の再質問にお答えいたします。

まず今回の補助事業、県の補助事業につきましては、倒壊したハウスを再建する場合、当然補助対象になります。再建はしませんが撤去だけするという場合も、今回補助対象になります。そういったことで倒壊はしましたが、撤去をして再建されない方がいらっしゃったということでございます。その方につきましては、1名の方は菌床用ハウス、1名の方は園芸用ということで、その方については水稻の育苗について、撤去した後は路地であとは育苗するというようなことで、再建されなかったということで件数の差が生じているということでございます。

○議長　　9番、三留正義君。

○三留正義　　この事業そのものは町も、補助するということで手厚くやるんだよということで説明があったかと思いますが、購入が3分の1。町と県が3分の1と3分の1。撤去には県が2分の1で町が4分の1だったかな、という説明があったかと思うのですが、積極的に町も再建に向けて関わろうということで見て取れたわけなのですけれども、具体的に件数が今12件ということで、この後、締切りは終わったのかなと思いますけど月末だったと思いますけれど、まだ審査中でこれからまだ件数が伸びる可能性もあるのか、ここであと一応終わりなのか、そこはどういうふうになってるのか伺います。

○議長　　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　　今後の補助の申請の見通しということでございますが、5月21日と23日に、日にちと場所を決めて受付をいたしました、それらで申請終了ということではなくて、引き続き申請のほうは受け付けていきたいということで考えております。県についても、最終的な締切りがまだ先ですので、その辺はまだ余裕がございます。

○議長　　9番、三留正義君。

○三留正義　　結果的には答弁の中で、再生産には大きな支障はなかったというくだりであったと思います。影響が最小限に抑えられるよう支援を行ってきたところでありますということで、その内容の把握についてですね。これ各関係機関の協力を得ながらやって、実情の把握というのをやっていったかと思うのですが、その背景の中で、やはり町単独ではなかなかこの数字をつかんでいく、実態の把握というのは、この関係機関によるところが結構大きかったのかと思いますが、横断的な連絡というのですか、協力体制の中の内容について、大づかみでいいですから、ちょっとお話をいただきたいと思います。

○議長　　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　　それらのお答えをいたします。

今回の被害に遭われたうち、一番春先の水稻の育苗ハウスが倒壊したということで、春先の作付の状況について、まず3月中旬に生産者の方、JA、県の農業復旧所、あと町ということで集まりまして、被害の状況でありますとか、今後の見通しについて話し合いをいたしました。その中で被害の状況について、町のほうでケーブルテレビとか通じまして、被害があった際には町のほうに報告いただくようお願いしてありましたが、町のほうに連絡されずに、共済に加入されている方については直接JAさんのほうに報告をされているということで、JAさんに報告あった分と、町の報告にあった分でそこで合わせて町全体の被害額・被害状況を把握したということで、そこはJAさんと今回は連携して、できたのかなということで考えております。

また県の農業復旧所につきましては、育苗ハウス倒壊された方の中に初めてその路地でのプール育苗をやられるという方いらっしゃいましたので、そういった技術的な部分について県の農業復旧所の方においでいただいて御指導いただいたということで、それぞれの役割によって今回支援をしていたということでございます。

○議長　　9番、三留正義君。

○三留正義　　今年の春は最小限にとどまった、大きな問題点はなかったという結論だったと思います。今後も、今年は通過しましたが来年の再生産、現状のままでいけば問題ない

のでしょうけれども、やはり注意喚起しながら、毎年の再生産に向けて注意を払いながら、農林業についてはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上で一般質問を…。

○議長 三留議員、降雪量について、今調べましたのでこれから答弁いたします。

町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは三留議員から御質問のありました 72 時間降雪量が、今冬の令和 6 年度の記録ですと 124 センチと観測史上 2 位を記録したというふうに町長が答弁で申し上げましたが、1 位の年はいつなのかというような御質問をいただいております。観測しましてから、観測が始まりましてから記録を遡りますと、1 位が平成 22 年の 12 月に 125 センチを記録したのが 1 位の記録となっておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 平成 22 年だと藤峠が止まった年ですかね。上には上というか、あまり必要以上に雪が多いってのは本当に困りものだと思っております。先ほども申し上げましたが、宣言したように私の一般質問はこれで終了いたします。ありがとうございました。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 11 番、青木照夫でございます。

薄町長が町政に掲げた今までの取組は、数々の種をまき、芽が出て、収穫する集大成の時期に入り、期待も大きく寄せられることから、主な事業についてお伺いいたします。

一つ目、新しい公民館複合施設の整備計画を策定することあります。複合施設を進めるにあたり、総合的な政策、公共施設の再構築をどのような内容で、どのように取り組まれるのかお伺いいたします。

二つ目、中心エリア野沢町内整備計画の策定には、越後街道野沢宿の町並みや、明治初期時代に野口英世の手を手術した渡部鼎ほか、研幾堂塾を経て日本各地で活躍した 5 人衆の人物像などに光を当てることが中心エリアの再生に期待されますがいかがでしょうか。お伺いいたします。

三つ目、移住・定住対策、住んでいたい、住みたい町とあります。故郷を離れ、首都圏で定年し退職をされた元気な U ターン者の受入れの環境整備をすることが、移住・定住に必ずつながり、期待されますがいかがでしょうか。お尋ねいたします。

以上 3 点の質問でよろしくお願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 11 番・青木議員のまちづくりの主な事業についての御質問のうち、まず 1 点目の新しい公民館、複合施設の整備計画と、総合的な政策、いわゆる公共施設の再構築への取組についてお答えいたします。

現在町では、町民の皆さん 25 名の検討委員と町職員プロジェクトチーム 25 名により、次期総合計画の策定作業に取り組んでおり、これまでに 4 回の検討会議を開催し、現行計画の評価・検証や、Well-Being（ウェルビーイング）指標を活用したワークショップなどを通じて、これからの町の将来像について、検討委員の皆さんから様々な御意見をいただいているところでありますが、その中には、スポーツや気軽に習い事ができる学習センタ

一、福祉の機能、フリースペースのある複合的な施設などの意見もあったところであります。

本年3月議会の一般質問でも御答弁したとおり、町といたしましては、次期総合計画の策定に向けた、このような委員の皆さんとの議論の中で、さらに多くの御意見を伺いながら、複合施設の整備計画や公共施設の再構築についての方向性を十分に検討してまいりたいと考えております。

次に2点目の中心エリア、野沢町内計画について、お答えいたします。

おただしの中心エリアについても、本年3月議会で4番上野恵美子議員の一般質問に答弁したとおりであります。現在の町総合計画における地区別まちづくりプランの将来デザインにおいて、野沢地区は「町の中心地としての機能の整備と歴史文化の活用により町内外から人が集まり、活動する地域」と整理しております。

また、次期総合計画ワークショップの中でも本町の歴史文化について、その教育や体験の必要性など幾つかの意見があったところであります。

町としましては、町内外から人の流れを生み出す持続可能な活気ある野沢まちなかを目指し、道の駅よりっせやＪＲ野沢駅などの交通基点に加え、御質問にありました野沢宿の町並みや研幾堂5人衆をはじめ大山祇神社や鳥追観音等、野沢地区に点在する歴史的観光資源についても中心エリア整備の要素の一つとして検討してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 11番・青木照夫議員のまちづくりの主な事業についての御質問のうち、3点目の移住・定住対策の強化推進についてお答えいたします。

現在町では、年代や性別、Ｉターン・Ｕターンを問わず移住定住の促進に取り組んでいるところであり、議員おただしの定年退職後の元気なＵターン者、いわゆるシニア層の方につきましても理想の暮らし方について事前にヒアリングを行った上で対応しております。

このシニア層の方の相談傾向としましては、第2の人生を地方の古民家等を購入してゆっくりと過ごしたい、またこれまでのキャリアを生かして地域貢献がしたいというニーズが高く、各種移住支援制度の案内はもちろん、シニア世代向けの仕事や地域活動等に関する情報提供にも努めております。

一方で、シニア層の方は冬の雪処理や医療、公共交通への不安が大きく、実際の移住につながらないケースが多いのが実情であります。本町出身者であれば、町の現状もある程度把握されており、町に縁のない方と比べて「移住」へのハードルは低いと思われることから、そういった方をターゲットに移住を推進することは、町の活性化にも大変有効であると認識しております。

町といたしましては、引き続き、移住希望者のニーズを的確に捉えて必要な支援策を講じていくとともに、シニア層の方が安心してＵターンでき、かつ生きがいを持って生活できる環境づくりに鋭意取り組んでまいります。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 再質問させていただきます。

町長から御答弁いただきました。この質問に対して私は1回や2回でなく、数回、同僚議員も質問しておりますが、何で繰り返し質問したか、目に見えてないのですね。私のこの申し上げてる点は、町なかはどうしたら人を呼べるか。その焦点がまず見えてこないのですね。全体的な理想の、これから取り組みますよという感じは受けました。しかし、私のお願いとする、焦点とするそのお答えにはまだ遠いのかなと。

数十年前私もプロジェクトチームに入って、町なかをどうしようか、あちこち視察に行って、勉強させていただいて、じゃあどうするか。以来、ほとんど前に進んでいません。残念ながら。ということでもありますので、私はそういう中でどうしたらという、具体的に、自分なりにさせていただいた件がございます。

それはそれとして、これからの複合施設ということについては、よくよく調べると今政府でも推奨している、推奨という言葉も奨励じゃなくて推奨。なぜ推奨なのか。調べると、複合施設はフェーズフリーという言葉につながっているのですが、その言葉は聞いたことはございますか。フェーズフリー。複合施設の中で。

でなければよし。その意味は、これは必ず複合施設は必要だなと。緊急時の避難所施設への運用ということにつながってるのですね。例えば、東日本震災のとき、私1週間ボランティアでお手伝いに行きました。さゆり体育館に行きました。大勢の方が寝泊まりしました。しかし、その現状はプライベートなことは確保されません。今申し上げたこのフェーズフリーというのは、例えばホールは寝泊まりに、今言ったようなところで安心ができる。安全・安心ができると。あとは、そういう中で例えばカフェとか、そういうコミュニティスペースがあればすぐに食料、飲料、即座にこの対応できると。そういう機能を含む施設というようなことが出てきています。

今すぐにお答えをしてくださいとは言いませんが、私は参考としてお話しさせていただいておりますので、ぜひその点を、これからの複合施設をつくる際には、そういうメリット、フェーズフリーという言葉につながるような施設になりますよ。じゃあその資金はどうすんのということですが、その資金の中に地方公共団体が官民連携に向けての活用可能な支援措置などがあるといわれています。それ以上のことは申し上げませんが、参考に後の町長が公約して取り組むといわれることであればぜひ、緊急時にもそこが活用されますよというようなことを頭に留めていただいていたきたいと存じます。

○議長 答弁はいいですか。

○青木照夫 答弁はいいです。参考にそれは、それ以上のことは求めませんので結構です。

中心エリアの野沢の計画の2番目の質問ですが、これも冒頭で申し上げましたが、これも本当に繰り返しますが、私は研幾堂5人衆、今なぜか。駅前通りはほぼ2、3年で7軒のお店、事業者がやめてます。というのは10軒ぐらい、もう個人でお店をやるのが大変だということで閉鎖されてます。その中で何をどうするかということで、私はこの5年間の間に、会津観光推進議員連盟の一員として、まちなかのことで1回目、平成31年野沢中心エリアの復活を願い、若松の七日町を蘇らせた若松商工会の渋川会頭さんをお招きし、野沢のまちなか再生につながる講演をいただきました。併せて大阪商科大学の田崎公司先生には研幾堂5人衆の人物像など親しく講演をいただきました。

2回目、令和2年、野口英世と渡部鼎の出会いを猪苗代の歴史家小檜山六郎先生に講演

をいただき、また名誉町民の新田興助様には、故郷出身の実業家として活躍されている講演をいただきました。

3回目、令和2年から5年、3年間の間、野沢の中心エリアの再生を願い、研幾堂5人衆の台本を田崎公司先生にお願いし、絵づけを喜多方の紙芝居を手がけている方に制作を依頼、語り部は、郡山で活躍されている西会津町出身の品竹悦子さんをお願いをいたしまして、そして解説を田崎敬修先生にお願いしたという経緯があります。

その中で結果でございますが、ゆかりのあった猪苗代はじめ若松、塩川、喜多方、地元西会津を含め、小・中学校を含め合計28回講演させていただきました。入ってこられたのが、入場されたのが1,335名です。その中で地元の方はどれだけの方がいらっしゃったのか。420名です。1,335名の中の420人。それは何を申し上げたいかといいますと、研幾堂5人衆の人物像、ほかの方が関心を持っている。それで語り部に入られた方は、ほとんど若松・猪苗代・喜多方の方、私にしゃべらせてください、参加させてくださいという方に務めていただきました。それは何を物語っているかと申しますと、話が戻りますが、野沢の町はすごい歴史人物が、それも明治の初期に交通網がないときに歩いて、当時アメリカに外科手術を、免許を取って、また法律を学んでアメリカに行った。そういう方が野沢から出てらっしゃる。また自由民権運動で、日本各地で活躍された人物がいるということに対して、ほかの地区の方がすごい関心を持たれる。西会津ってすごいなという。繰り返し3年間の中で、肌で感じさせていただきました。

この間、6月始まる前に野沢駅にいましたが、この場所はどこですか、行ってみたいのですって聞かれたら、野沢の自慢館をさしているのです。この6月に大山祇神社の大祭には、そういう尋ねられる方がいらっしゃいました。ということでありますので、野沢に行って、研幾堂、どんなところなのかというところをね。やはりこれは再現してもらいたいというのが私の質問、申し上げているわけです。

その点の捉え方というのはこれからワークショップというか、これからの皆さんの中でどんなことで取り上げて、具体的に人がまちなかに来られるようなまちづくりはどんなことかということを、今言ったことの中でお答えできれば、お願いします

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 青木議員の町を思うその気持ちといいますか、これまで個人で様々な活動をされてきたと。それはすばらしいことであって、町としてもいろいろ考えるところではございますけれども、これまでの活動、特に敬意を表したいと思います。先ほども答弁申し上げましたとおり、今、次期の総合計画の策定中でありまして、その中でいろいろ検討をさせていただきたいなというふうに思います。青木議員の御意見は十分に伺いました。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 人によっては、青木は我が事をやって、自分勝手にやってるという言葉をよく聞きます。確かに私はここ生まれの人間ではないものですから、首都圏で18年、それで帰ってきました。その中で、何で青木がそんなこと、いろんなことやっているかと。地方創生の勉強、2年間東京に行きました。1人は町の人にもいましたけど、そこで勉強して、町を盛り上げるにはどんな行動したら、どんな考えをしたらいいのかということを勉強させていただいて、自慢に聞こえるかも分かりませんが、NHKホールで宣言して、私は西

会津町で雪まつりをやりますなんてそういうね、とんでもないこと言いました。それは、昭和 62 年 2 月 14 日、私が実行委員長になって初めて第 1 回目の雪まつりをさせていただきました。なぜか。冬になると何にもない。だから、私は県内の青年 500 人、首都圏から 100 人、合わせて地元民 1,200 人の方を、さゆり公園の野球場をお借りして、当時の山口博続町長さんにいろんなことで応援をしていただいて、第 1 回目の雪まつりをさせていただきました。

○議長 青木議員、青木議員のあれは分かりましたけれど、通告に沿って進めてください。

○青木照夫 はい。議長、そう言いたいんだけど、青木は何でいろんなことやってんのかという、そういう意味だから。それをね、やはり一応、生かしてもらいたい。そのほかにも、聞いてくださいよ。私も 22 年間議員やらせてもらって、やはり実りある、我々は町民の代弁者です。自分の考えで言ってるわけじゃありません。自分の体験を通してやることです。みんなそういう中でやってることですから、まちづくりのことですからね。だからそれは青木の自慢だとか、勝手に言ってるというような解釈かもしれませんが、そうじゃないのです。そういう思いでまちづくりを町にやってもらいたい。そうなのです。だから青木の言ってることは、わけ分かんないというような意味かもしれないけど、そういう意味で私は町を何とかしたい、自分のことよりも、地域をよくしたいという意味で申し上げているわけです。

いろいろまたやってることもありますが、そういうことでございますので、青木のやってることに御理解いただきたいと思います。

そういう点に対しては、町長はあの話、38 年前のことで申し訳ないけど、それを恐らく副町長もその当時いらしたと思うのですが、そのとき、町長だけでも感想などもしあればよかったら。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 私も役場に 40 数年いまして、先ほども申し上げたように、青木さんは本当に町のために個人でこれまでいろんなことをやられてるというのは、私はそれしっかり認識をしております。

それを個人、いろいろ御意見がある中で町として町の将来を、やはり町民の皆さんと協働のまちづくりをするということで、平成 16 年に基本条例を作ったわけでありまして、その条例に基づいて、皆さんの意見を集約しながら、これからまちづくりの計画をして、実施に向けて頑張っていく、そういう気持ちで今おります。

これまでの長い青木議員の活動については先ほども申し上げましたけれども、敬意を表し、というふうに思っております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 申し訳ありません。余計なことを申し上げたようでございますが、私はそれなりに何とかしたいという思いでございまして、しつこいようございまして、職員の皆さん方にも、これからのまちづくりに対して一つ焦点を集めていただいて、具体的なまちづくりをお願いしたいと思います。

質問変わります。移住・定住についてお尋ねします。

移住・定住については、昨日同僚議員から、若い人を対象にした質問なのかなと。人口

1%のそういう理想なども聞かせていただきました。私の申し上げたのは、首都圏で定年になられた方、元気な人、これも何回か質問させていただいております。私はそういう人を、もし環境整備をしていただければ、1%に近くになるんじゃないかな。若い人はすぐに生活イコール移住・定住にはつながるといって、パーセンテージにはどうかなと思うけど、定年になられた方は、そういう場所があれば、住むところがあれば私は1%が可能じゃないかなと思いますが、その点の、定年退職に対してのお考えはいかがでしょうか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 青木議員の再質問にお答えいたします。

1度目の答弁でも申し上げましたとおり、議員がおっしゃるシニア世代のUターンにつきましては、本当に私も有効な移住対象になるんだなというふうに思っているところでございますので、繰り返しになりますが、そういった方々を対象とした移住・定住のPR事業につきましても積極的に推進していきたいというふうに考えております。

なおまた、その1%の移住者の数字につきましては、昨日荒海議員と議論をさせていただきましたが、昨年実績31名に対して1%だと倍近くの数字ということで、かなり頑張らなきゃいけないわけですが、その対象に議員おただしのシニア世代も含めて、しっかり推進をしていきたいということでございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 定年に近い人に対して私も取り組んで、実際に移住いただいている方がございます。その移住のふれあいの中では、山形にしようか、福島にしようか、会津にしようかと、その方がいらっしゃいました。私はとにかく、ネットであたったところにまず行ってみてくださいと。それから、西会津に来たら私が説明しますというようなことで、役場職員以外の方とふれあいました。それであちこち行って、西会津に来て、西会津町は家もある。畑もある。そして、元気な人は運動もできますよ。それで温泉もありますよ。最後は施設もありますよと言って説明したら、私ここに決めますという2人の方が来られたという経緯がございます。

これからの定年退職される方、在京西会津の、この間ふれあった中でも、何人かお話しさせていただきました。そういう可能性のある方もいらっしゃいました。ですので、これからそういう、今申し上げたこの3番の質問に対して、もっと町がパンフレットを作って、首都圏に案内をして、この元気な定年退職者というか、そういう方に対しての町でのパンフレット、案内なんか作られたらいかがでしょうか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

パンフレットというようにお話でございましたが、西会津町移住サポートブックという形で、移住施策だったり、仕事から補助金から住まいから全部入っているような、こういうサポートブックは作っております。それと合わせまして、町の移住支援制度の分かりやすい一覧表にしたこういったチラシなんかも作っております。

先々週になるわけですが、6月1日の日も、東京の有楽町のほうの施設にお伺いしまして、移住促進フェアというのに参加してまいりました。これは議員がおただしのシニア世代だけではなくて、若い世代から全年代層向けのフェアになっているわけござい

ますが、全国各地の市町村が一堂に会してそれぞれ、もう競争のように移住・定住施策のフェアをやるようなイベントであったわけでありますが、ここに首都圏在住の方を中心に、やはり移住に興味のある方がおいでになられてやるようなフェアに出かけております。

そういった際に、私どももこういうものを持って積極的にPR活動をしているわけですので、パンフレット、チラシ等も作っておりますし、そういうフェアでも積極的に推進していることを、御理解をいただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 繰り返しますが、私は定年退職者のための、元気なシニアに対してのパンフレットと申し上げています。今全体的なパンフレットを作って説明させていただいてますということだと思います。私が申し上げたのは、元気な定年退職者に対しての、これからのついの住みかになる可能性がある。定住・移住につながる可能性がある。そういう意味でのパンフレットということで申し上げたのですが、それでもう一度、いかがでしょうか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 質問にお答えいたします。

議員がおただしの趣旨については、理解しております。一方で昨年度 31 人の移住者のうち、60 代の方 70 代の方で言いますと 7.7%ぐらいということでした。一方 20 代から 40 代が 7 割を占めるようなことでしたので、全世代に使えるような、こういったパンフレットを作っております。趣旨は理解いたしましたが、ここから抜粋をしながらそういったシニア層向けには御紹介をしていくと、そういう手法で推進していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 ぜひね、そういう形を通して。それでまた自慢話します。私個人で 25 名定住・移住させていただいてます。今度来る方は、9 人家族の方。まだこちらには仕事の都合で来れませんが、そういう方もございます。若い人に限らず、私の今申し上げているのは、とにかく元気な人を。この環境があるのです、西会津町は。これだけの広いところ、空き家があります。私は今それを個人のつながり、首都圏のつながりで、務めさせていただいております。その辺のことをよくよく焦点を合わせていただいて、青木の願いを繰り返します。定年になられる方のついの住みかとして、西会津町だというようなことの宣伝をぜひお願いしたいと思いますが、もう一度すみません。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 お答えいたします。

先ほどちょっと 60 代 70 代の年代の移住者の部分で 7.7%ということでしたが、これ 5 年間、去年だけじゃなくて、5 年間に移住された方の数字でそういった年代構成にはなっております。

今ほどの御質問ではありますが、先ほどのまちづくりのことでも、青木議員が御提案されておりました。まちづくりも町でやってもらいたいというようなお話がありましたが、今回のこの移住・定住施策もそうですけれども、全て町が、町だけがやることではないというふうに考えております。まさに今議員御紹介いただいたとおり、議員の個人のつながりで、移住者を増やされるような活動をされているわけですので、ぜひこれから

も町と一緒に移住・定住施策協力していただきますようお願いをしたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 今企画課長が申されましたように、今三者協働のまちづくり、青木がやるんじゃないです。地域と一緒に。行政と一緒に。三者が一体になって初めて一つの塊になる。私は常に地域のためにはどうしたらいいか、そのつながりの中で申し上げていくことでございます。オーバーな話になったかもしれませんが、よくよく心を察していただきたいと存じます。

最後に薄町長には、3 期目当選されて、まちづくりに対してこれから前進していただくように期待を申し上げて、一般質問を終わります。以上です。

○議長 以上をもって、一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。(11 時 21 分)

令和7年第4回西会津町議会定例会会議録

令和7年6月11日（水）

開 会 11時30分
散 会 16時16分

出席議員

2番	仲川久人	6番	荒海正人	10番	猪俣常三
3番	長谷川正	7番	秦貞継	11番	青木照夫
4番	上野恵美子	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣
5番	小林雅弘	9番	三留正義		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄友喜	建設水道課長	石川和典
副町長	大竹享	教 育 長	五十嵐正彦
総務課長	伊藤善文	学校教育課長	佐藤実
企画情報課長	玉木周司	生涯学習課長	長谷沼充伸
会計管理者兼町民税務課長	渡部栄二		
福祉介護課長	船橋政広		
健康増進課長	岩渕東吾		
商工観光課長	齋藤正利		
農林振興課長	小瀧武彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐博文	議会事務局主査	大崎友梨
--------	-------	---------	------

第4回議会定例会議事日程（第6号）

令和7年6月11日 午前11時30分 開議

開 議

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 議長諸報告 |
| 日程第2 | 議案第1号 西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について |
| 日程第3 | 議案第2号 令和6年度西会津町一般会計補正予算（第12次）の専決処分の承認について |
| 日程第4 | 議案第3号 西会津町税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第4号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第5号 令和7年度西会津町一般会計補正予算（第2次） |
| 日程第7 | 議案第6号 役場庁舎非常用発電設備設置工事請負契約の締結について |
| 日程第8 | 議案第7号 財産の取得について（小学校学習用タブレット端末） |
| 日程第9 | 議案第8号 財産の取得について（内視鏡検査装置） |
| 日程第10 | 議案第9号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について |
| 日程第11 | 議案第10号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第12 | 提案理由の説明 |
| 日程第13 | 議案第11号 西会津町議会議員及び西会津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議会案第1号 政策提言書に関する決議 |

- 日程第15 請願第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第16 請願第4号 「インボイス制度の廃止を求める意見書」の提出について
- 日程第17 請願第5号 「消費税5%への減税を求める意見書」の提出について
- 日程第18 意見書案第1号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
- 日程第19 常任委員会の所管事務調査（管内）実施申出について
- 日程第20 議員派遣について
- 日程第21 常任委員会の継続審査申出について
- 日程第22 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第23 議会活性化特別委員会の継続審査申出について
- 日程第24 常任委員会委員の選任について
- 日程第25 議会運営委員会委員の選任について

閉 会

（議会運営委員会）

（議会活性化特別委員会）

（議会運営委員会）

（広報広聴常任委員会 広報分科会）

○議長 皆さんお疲れさまです。

令和7年第4回西会津町議会定例会を再開します。(11時30分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議長諸報告を行います。

議会活性化特別委員会より委員長小林雅弘君、副委員長荒海正人君が辞任し、新たに委員長に三留正義君、副委員長に武藤道廣君を選任した旨の報告がありました。

日程第2、議案第1号西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の中で御説明申し上げましたように、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、議会を招集する時間的な余裕がありませんでしたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、改正法令の公布日と同じ、本年3月31日付で専決処分により調製いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

本条例の主な改正内容といたしましては、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴う改正などであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容につきまして御説明申し上げますが、併せまして条例改正案 新旧対照表1ページを御覧願います。

西会津町税条例の一部を次のように改正する。

第36条の2は「町民税の申告」、第63条の2は「施行規則第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出」についての規定であり、文言の修正及びマイナンバー法の改正に伴う項ずれを反映する改正であります。

次に、第82条は「種別割の税率」についての規定であり、第1号原動機付自転車について、二輪のもので総排気量が125cc以下、かつ最高出力を4.0キロワット以下(50cc相当)に制御された新基準原付バイクが道路運送車両法施行規則に追加されたことから、地方税法の改正と併せてその基準に該当するものについて、種別割の税率を50ccと同額で新たに(ウ)として追加し、それに伴う改正であります。

次に、第89条は「種別割の減免」についての規定であり、マイナンバー法の改正に伴う項ずれ及び新基準原付の規定の追加であります。

次に、第90条は「身体障がい者等に対する種別割の減免」についての規定であり、この減免申請時に必要な運転免許証の提示義務に係る規定等について、本年3月24日から運用が開始されたマイナ免許証に対応するための改正などあります。

第139条の3は「特別土地保有税の減免」、第149条は「入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告」についての規定であり、文言の修正及びマイナンバー法の改正に伴う項ずれを

反映する改正であります。

次に、附則の改正について御説明申し上げます。

附則第 10 条の 2 は「法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合」いわゆる「わがまち特例」についての規定であり、項ずれを反映する改正であります。

次に、附則第 10 条の 3 第 14 項は「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」についての規定であり、特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できることとする規定を新たに追加する改正であります。

次に、改正条例の附則であります、

第 1 項は、「施行期日」であり、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。第 2 項「固定資産税に関する経過措置」、及び第 3 項「軽自動車税に関する経過措置」において、それぞれ令和 7 年度分以降の各税について適用することとし、令和 6 年度分までの各税については、なお従前の例によることとしております。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣　この法の改正によって、固定資産税並びに軽自動車税、次年度か。8 年度からかな。どのような影響があるでしょう、この町にとって。

○議長　町民税務課長、渡辺栄二君。

○町民税務課長　御質問にお答えいたします。

まず固定資産税につきましては、町内に対象となる物件がないということがあって影響はございません。さらに軽自動車税につきましては、これから新しい基準の新基準の原付バイクが登録されることになろうかと思えますけれども、それは利用される方の人数が、利用登録がされるバイクの数によって増減が発生してまいりますので、今まで従来の原付バイクを乗られた方が新しく新基準のものに乗り換えるといった場合には、同じ税率ですので、額には影響してまいりませんが、台数が増えれば増額になるのかなというところで捉えております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 1 号西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につい

ては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第3、議案第2号令和6年度西会津町一般会計補正予算（第12次）の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第2号、令和6年度西会津町一般会計補正予算・第12次の専決処分の承認について、御説明いたします。

今次補正の主な内容であります。先の3月議会定例会後に地方譲与税、及び特別地方交付税などの額が決定したことに伴う補正であります。

交付税などの額の決定が年度末となり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分により調製いたしましたので、同法同条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

それでは予算書を御覧ください。

令和6年度西会津町の一般会計補正予算・第12次は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,448万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、77億6,888万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の内容であります。事項別明細書で御説明いたします。6ページを御覧ください。

まず歳入であります。2款・地方譲与税、1項1目・地方揮発油譲与税178万6,000円の減、2項1目・自動車重量譲与税207万7,000円の減、

5款・株式等譲渡所得割交付金、1項1目・株式等譲渡所得割交付金174万7,000円の増、

7款・地方消費税交付金、1項1目・地方消費税交付金151万6,000円の減、

7ページに進みまして、10款・地方交付税、1項1目・地方交付税2億4,460万4,000円の増は、それぞれ額の確定によるものであります。

14款・国庫支出金、2項4目・土木費国庫補助金4,204万円の増は、社会資本整備総合交付金（道路事業）804万円の追加、臨時道路除雪事業費補助金3,400万円の新規計上であります。

15款・県支出金、3項4目・土木費委託金1,147万円の増は、国県道除雪委託金の追加計上であります。

8ページを御覧ください。歳出であります。

2款・総務費、1項5目・財産管理費2億5,448万2,000円の増は、財政調整基金、公共施設整備等基金にそれぞれ積立てするものであります。

なお、令和6年度末の財政調整基金残高見込みは、8億9,467万6,000円であります。

13目・地方創生費・4,000万円の増は、みんなで創る未来基金に積立てするものであります。

8款・土木費、1項2目・道路維持費は、補正額はありませんが、財源を組替えるもの

であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第2号令和6年度西会津町一般会計補正予算（第12次）の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第2号令和6年度西会津町一般会計補正予算（第12次）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4、議案第3号西会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長　議案第3号、西会津町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、令和7年の税制改正に伴う地方税法等の一部改正を受け、町税条例の一部を改正するものであります。

その改正内容といたしましては、徴収金に関する書類の送達について、郵便等での送達が困難な場合の公示送達の際に、インターネットを用いる方法の定義を示す改正、19歳以上23歳未満で条件を満たす親族が対象となる特定親族特別控除の創設に伴う規定等の整備、加熱式たばこに係る課税方式の見直しに伴う市町村たばこ税についての改正などであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容について御説明を申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表の10ページを御覧願います。

西会津町税条例の一部を次のように改正する。

第18条は公示送達についての規定であり、省令の改正に伴いインターネットを用いる公示送達の方法の定義を新たに追加する改正であります。

第18条の3は納税証明事項についての規定であり、第18条の改正により文言を整理する改正であります。

次に、第34条の2は所得控除についての規定であり、控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加する改正であります。

次に、第36条の2は町民税の申告についての規定であり、特定親族特別控除額の創設に

に伴い、公的年金等受給者が扶養親族等の要件を満たす親族にかかる扶養控除等の適用を受けようとする場合に個人住民税申告義務に係る規定を整備する改正であります。

次に、第 36 条の 3 の 2 は個人の住民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書についての規定であり、申告書の記載事項について、特定親族を追加する改正であります。

次に、第 36 条の 3 の 3 は個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書についての規定であり、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備、同項第 3 号に特定親族を追加する改正であります。

次に、附則の改正について御説明申し上げます。

加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例の規定について附則第 16 条の 2 の 2 として新たに規定するもので、国の税制改正に伴い、加熱式たばこに係る課税方式の見直しが行われ、重量にのみに応じて紙巻きたばこに換算する方式とするほか、一定重量以下のものは紙巻きたばこ 1 本に換算する方式とするため、市町村たばこ税の課税標準の特例を新たに整備する改正であります。

次に、改正条例の附則について申し上げます。

附則第 1 条は施行期日の規定であり、この条例は令和 8 年 1 月 1 日から施行しますが、附則第 16 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 4 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものとします。

また、第 18 条及び第 18 条の 3 の改正規定並びに附則第 2 条、公示送達に関する経過措置の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日から施行するものとします。

次に第 2 条は、公示送達に関する経過措置の規定であり、附則第 1 条で説明させていただきました施行期日前に行った公示送達については、なお従前の例によるものとする規定であります。

次に第 3 条は、町民税に関する経過措置であり、新条例第 34 条の 2 及び第 36 条の 2 第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものとする規定であります。

同じく第 2 項は、令和 8 年度分の個人の町民税に係る申告書の提出について、特定親族特別控除額の説明の括弧書きを特定親族特別控除額とするものであります。

同じく第 3 項は、給与所得者、同じく第 4 項は年金受給者に係る経過措置についての規定で、附則第 1 条第 1 号の施行日前に支払いを受けるべき給与もしくは年金についてはなお従前の例によることとする規定であります。

次に第 4 条は、町たばこ税に関する経過措置についての規定であり、附則第 1 条第 1 号に規定する施行日前に課した、または課すべきであった加熱式たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例によることとする規定であります。

同じく第 2 項は、令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に売渡しもしくは消費等が行われた加熱式たばこについての計算方法についての規定を、同じく第 3 項は、換算された製造たばこの本数に端数が生じた場合の処理方法について規定したものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣　2 点ほど質問します。

1 点目はこの改正によって、町に与える影響はどういう、どの程度のものでしょうか。

そして二つ目としましては、たばこ税として、今までと同じく連動して、町のたばこ税収入は増えると理解してよろしいのでしょうか。

○議長　町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長　それでは、御質問にお答えいたします。

まず 19 歳以上 23 歳未満で条件を満たす親族が、新たに特定親族特別控除の対象となるといったところでは、その扶養に被扶養者であります御家族、扶養してらっしゃる御家族の所得から控除を財源として控除できるものとして控除されますので、そういったところでは町民税などへの影響は考えられるものです。

またたばこ税につきましては、加熱式たばこ税につきましては、結局、結果としては増税になります。ただ紙巻きたばこに換算して、これまでの加熱式たばこが重量で積算されるといったところでは、これから町のほうでは、その加熱式たばこがどのぐらい町内で販売されてるかというデータがなかなか取れないものですから、実際にどのぐらいたばこ税に影響が出てくるかというのは、やはり実績を基にしてみまないと、なかなか図れないというところがございますので、そういったことで御理解をいただければというふうに思います。

○議長　12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣　たばこ税に関してですが、今現在やめる人とかというのはあるのですが、正式なあれはないけれども、税が上がることによって今まではたばこ税収入というのが決まっていたわけで、各町村でね。だから増えるもの、若干ではあるけども増えるものとして理解していいのか、もう一度その辺、もう少し詳しくお願いします。

○議長　町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長　それではたばこ税についての御質問にお答えいたします。

今実際に販売されているたばこ、紙巻きたばこ、また加熱式たばこが同じ本数、市場で販売されるようであれば、今回の改正によって増税になるというふうな理解でおります。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 3 号西会津町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号西会津町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

暫時、休議にします。

再開は午後 1 時とします。(12 時 00 分)

○議長 再開します。(13 時 00 分)

日程第 5、議案第 4 号西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 議案第 4 号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本条例の改正内容は、町長が提案理由の中で御説明申し上げましたように、地方税法施行令の一部改正に伴う改正、及び令和 7 年度の国保税に係る税率の改正であります。

議案説明の前に、事前にお配りしております A 3 判の議案第 4 号関係資料、令和 7 年度西会津町国民健康保険税の税率改正(案)により改正の詳細について御説明いたしますのでこちらを御覧願います。

はじめに、地方税法施行令の改正について御説明いたしますので 1 ページを御覧ください。

まず、1 点目の国民健康保険税の課税限度額の見直しについてであります。

資料中段、2・制度の内容の破線の囲みにあるように、現行では下線部分の課税限度額が 106 万円、内訳として基礎課税額が 65 万円、後期高齢者支援金等課税額 24 万円に対して、改正後では基礎課税額が 1 万円引上げられ 66 万円、後期高齢者支援金等課税額が 2 万円引上げられ 26 万円に、それにより課税限度額が 109 万円に 3 万円引上げられるものであります。

次に、2 点目の国保税の減額の対象となる所得基準について、同じく 2・制度の内容の下破線の囲みにあるように、軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、世帯被保険者数に乘すべき金額が現行では、5 割軽減が 29 万 5,000 円、2 割軽減が 54 万 5,000 円から、改正後では、5 割軽減で 1 万円引上げて 30 万 5,000 円に、2 割軽減で 1 万 5,000 円引上げて 56 万円とする改正であります。

続きまして、令和 7 年度の税率案について御説明申し上げます。

国保税は、1 年間に必要な額から国・県の支出金などを差し引いた額を、被保険者の所得の状況や加入者数をもとに、世帯ごとに算定し課税することから、毎年税率の改定が必要となります。

はじめに、税率改正の基礎となります前年度の国民健康保険特別会計・事業勘定の決算見込みと、医療費の動向などの、所要見込額の考え方について御説明いたします。

2 ページを御覧願います。

これは令和 6 年度国民健康保険特別会計(事業勘定)の決算見込額と令和 5 年度との比較表であります。

令和 6 年度の決算見込みにおける歳入合計は 7 億 1,224 万 5,462 円、歳出合計は 7 億 265 万 9,171 円であり、歳入と歳出の差引見込額は 958 万 6,291 円の黒字となります。

次に右の表は、国保運営基金の状況であります、令和 6 年度末の基金残高は 3,976 万

4,945 円となります。

次に 3 ページを縦にさせていただき、下の表を御覧ください。

国保税算定の基礎となる保険給付費であります、県から示された今年度の保険給付費内示額の合計は、一番右下の 4 億 9,886 万 9,000 円であります。

次に、今まで御説明させていただいた内容を踏まえ、国保税率の改正について御説明させていただきますが、国民健康保険税は医療費に対する医療分、後期高齢者医療に対する支援分、40 歳から 64 歳までの国保加入者が介護保険料として負担する介護分の三つに分けて算定いたしますので、順に御説明いたします。

4 ページの医療分税率改正にかかる資料を御覧ください。

まず、下段の歳出であります、保険給付費の合計では、県から示された額の合計 4 億 9,886 万 9,000 円を計上し、昨年度の本算定時より 716 万 2,000 円の減となりました。

また、その下の欄、国民健康保険事業費納付金として県から示された額として、9,870 万 3,964 円を計上し、昨年度の本算定時より 479 万 8,346 円の減となりました。

国保運営基金積立金は、2 ページで御説明いたしました、令和 6 年度の決算見込みの、歳入・歳出差引額 958 万 6,291 円のほか、利息などを計上しました。

そのほか、総務費、特定検診等事業費、診療施設勘定繰出金など、必要な額を計上し、歳出総額は 6 億 5,513 万 1,255 円となりました。

次に上段の歳入であります。

国・県支出金、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金など歳出におけるそれぞれの負担分を計上し、国保運営基金繰入金では、1,526 万円昨年度の本算定時より 704 万円の増。これは、国保税率の減税財源として毎年 400 万円を投入しておりますが、現下の物価高騰などの社会情勢を踏まえ、令和 6 年度からの繰越金 900 万円にさらに 100 万円を加え減税財源として総額 1,400 万円を投入し被保険者の負担軽減を図っております。

これにより、歳出総額から、これらの歳入見込額を差引き、その不足する額、歳入の表 1 行目の、国民健康保険税（現年課税分）、5,762 万 948 円が納めていただく額となり、昨年度より 831 万 4,232 円の減となったところであります。

次に 5 ページの、後期高齢者支援分税率改正に係る資料を御覧ください。

この後期高齢者支援分は、75 歳以上の方が加入する後期高齢者医療への財政支援として負担しているもので、県から示された歳出の事業費納付金の額は、3,718 万 9,414 円であり、この額から保険基盤安定負担金等を差引き、その不足額である歳入の表 1 行目の 2,960 万 4,233 円が国保税として納めていただく額となります。

次に 6 ページの、介護分税率改正に係る資料を御覧ください。

この介護分は、65 歳以上の高齢者に係る介護保険制度を運営するために納める介護納付金の財源として、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者から納めていただくもので、後期高齢者支援分と同じく県から示された歳出の事業費納付金の額は、988 万 8,660 円であり、この額から保険基盤安定負担金を差引き、その不足額である歳入の表 1 行目の 785 万 6,526 円が国保税として納めていただく額となります。

次に、7 ページからは令和 7 年度の税率改正(案)の概要であります。

まず 7 ページの医療分であります、1 の税率改正の基本方針として、①の今年度の国

保税として必要な額は、5,762 万 948 円であり、収納率はこれまでの実績に基づき、令和 6 年度同様に 96%を見込んだところであります。

②の国保税算定の基礎数値であります、本年 4 月 1 日現在の世帯数、被保険者数、基準総所得金額を適正に把握するための基準日として、5 月 10 日を設定したところであります。

③の応能・応益の賦課割合につきましては、おおむね 49:51 となるよう調整いたしました。

④の軽減措置であります、引き続き低所得者に対する税負担を 7 割・5 割・2 割として軽減し、また、後期高齢者医療制度創設に伴う激変緩和措置などその他軽減につきましても継続して実施いたします。

以上のことを勘案して、税率を計算した結果が、ページ右の 2 の医療分に係る税率、賦課割合、軽減額であります。

まず税率ですが、所得割が 5.20%、均等割が 2 万 400 円、平等割が 1 万 2,400 円となります。

賦課割合は、応能割が 48.91、応益割が 51.09 となります。

次に、低所得者層への軽減額であります、均等割額 2 万 400 円、平等割額 1 万 2,400 円に対して、それぞれ 7 割・5 割・2 割を乗じた金額であります。

軽減対象者数は、令和 7 年度の人数で 602 人、被保険者全体の 48.01%、世帯で 431 世帯、世帯全体の 55.61%が該当することになります。なお、この軽減される額の 2 分の 1 は国が、4 分の 1 は県が、残り 4 分の 1 は町が負担することになっております。

次に 8 ページを御覧ください。医療分に係る算定基礎表であります。

まず、左側の大きな表の区分、1. 所得割課税標準額を御覧ください。これは、課税の基本となります所得金額であります。前年度と比較しまして 9,697 万 6,726 円の増額となったところであり、この要因は、被保険者 1 人当たりの所得の増などが主なものであります。

次に右上の表を御覧ください。

減税財源として 1,400 万円を充当し、税率改正の基本方針により積算した結果、1 人当たりの税負担額は昨年度より 2,465 円減額の 4 万 7,913 円となり、1 世帯当たりの税額も 4,594 円減額の 6 万 8,121 円となります。

9 ページを御覧ください。

次に支援分であります、①の税として必要な額は 2,960 万 4,233 円で、収納率の 96%から、④の軽減措置の適用については、先ほど説明した医療分と同様であります。

この結果、ページ右の表、支援分に係る税率等は、所得割が 2.68%、均等割が 10,400 円、平等割が 6,600 円となりました。

賦課割合の応能割が 48.86、応益割が 51.14 となります。

軽減額であります、均等割額 10,400 円、平等割額 6,600 円に対して、それぞれ 7 割・5 割・2 割を乗じた金額であります。軽減対象者数は医療分と同じであります。

次に 10 ページの右上の表を御覧ください。

税率改正の基本方針により積算した結果、1 人当たりの税負担額は昨年度より 3,140 円

増額の 2 万 4,591 円となり、1 世帯当たりの税負担額も 4,001 円増額の 3 万 4,963 円となります。

11 ページを御覧ください。

次に介護分ではありますが、①の税として必要な額は 785 万 6,526 円で、収納率はこれまでの実績に基づき 95%を見込み、以下、②の算定の基礎数値から④の軽減措置の適用については、医療分と同様であります。

この結果、ページ右の表の介護分に係る税率は、所得割が 1.94%、均等割が 1 万 600 円、平等割が 5,000 円となります。賦課割合の応能割が 48.53、応益割が 51.47 となります。

軽減額ではありますが、均等割額 1 万 600 円、平等割額 5,000 円に対して、それぞれ 7 割・5 割・2 割を乗じた金額であります。

軽減対象者数は、令和 7 年度の数で 165 人、被保険者全体の 48.67%、世帯数で 155 世帯、世帯全体の 51.67%が該当することになります。

次に 12 ページの右上の表を御覧ください。

税率改正の基本方針により積算した結果、1 人当たりの税負担額は昨年度より 471 円減額の 24,432 円、1 世帯当たりの税負担額も 716 円減額の 2 万 7,608 円となります。

次に 13 ページを縦にして御覧ください。

この資料は、前年度との国保税率及び税額の比較を示したものであります。

左の表が令和 6 年度の税率で、右の表が減税財源として基金から 1,400 万円を充当した上で、応能と応益の割合をおおむね 49 対 51 で積算した令和 7 年度の税率案であります。

これにより、令和 6 年度と比較しますと、⑤の医療・支援・介護の合計額で、1 人当たり 204 円増額の 9 万 6,936 円、1 世帯当たりで 1,309 円減額の 13 万 692 円となったところであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容について、御説明を申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表 17 ページを御覧ください。

西会津町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書は基礎課税額の限度額 65 万円を 66 万円に改めるものであります。

同条第 3 項は、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を 24 万円から 26 万円に改めるものであります。

第 3 条から第 5 条の 2 までは、医療分に係る税率等の改正です。

第 3 条は所得割の率を 100 分の 5.20 に改め、第 5 条は均等割額を 2 万 400 円に、第 5 条の 2 第 1 号は、一般世帯の平等割額を 1 万 2,400 円に、同条第 2 号は特定世帯の世帯割額を 6,200 円に、同条第 3 号は特定継続世帯の世帯割額を 9,300 円に改めるものであります。

第 6 条から第 7 条の 3 までは、支援分に係る税率等の改正です。

第 6 条は所得割の率を 100 分の 2.68 に、第 7 条の 2 は均等割額を 1 万 400 円に、第 7 条の 3 第 1 号は一般世帯の平等割額を 6,600 円に、同条第 2 号は特定世帯の世帯割額を 3,300 円に、同条第 3 号は特定継続世帯の世帯割額を 4,950 円に改めるものであります。

第 8 条から第 9 条の 3 までは、介護分に係る税率等の改正です。

第 8 条は所得割の率を 100 分の 1.94 に、第 9 条の 3 は平等割額を 5,000 円に改めるも

のであります。

第 23 条は、国民健康保険税の減額についての規定であり、

第 1 項中は、先ほど第 2 条で御説明申し上げました、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る限度額の改正であります。

同条同項第 1 号は 7 割軽減、第 2 号は 5 割軽減、第 3 号は 2 割軽減の軽減額を定めたものであり、軽減判定所得の算定において被保険者数に乗すべき金額を第 2 号の 5 割軽減では 30 万 5,000 円に、第 3 号の 2 割軽減では 56 万円に改めるとともに、各号それぞれ均等割額と平等割額の改正に伴い、軽減額をそれぞれ記載の金額に改正するものであります。

同条第 2 項は、未就学児にかかる均等割額の減額措置であり、第 1 号は医療分に係る均等割額の減額措置、第 2 号は後期高齢者支援分に係る均等割額の減額措置として、第 1 項の規定による所得によって適用を受ける 7 割・5 割・2 割の減額適用後の均等割額についてそれぞれ 2 分の 1 を減額するものであります。

次に附則であります、第 1 項は施行期日、第 2 項は適用区分を定めるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、本改正案につきましては、5 月 28 日開催の西会津町国民健康保険運営協議会において、適当と認める旨の答申をいただいております。

よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

6 番、荒海正人君。

○荒海正人　税率の改正の内容については、承知いたしました。

今回、去年度も今年度もということで、物価高の影響で負担軽減措置ということで、基金から繰り入れているわけですけども、他市町村、例えば会津管内の中でどのあたり、西会津町の場合、どの程度推移されているのかという部分についても補足で御説明いただければと思うのですが。よろしくお願いします。

○議長　町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長　それでは、荒海議員の御質問にお答えいたします。

近隣の市町村の動向というところでございますけれども、会津管内 17 市町村の税率について、今現在で把握している内容で申し上げますと、所得割では 17 市町村中、14 番目に低いと。均等割については 17 市町村中、10 番目。平等割については 17 市町村中、16 番目ということで、それぞれ会津管内の市町村の中では非常に低位に位置しているということで御理解いただきたいと思います。

○議長　そのほか。

5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘　質問三つさせていただきます。

一つは国保税の統一の時期、これは決まってると思うのでもう一度確認の意味でお答えいただきたいと。そして、その際の税額がどのぐらいの見通しだかもうお分かりになったのでしょうか。例年まだまだという感じでお答えだと思います。それが 1 点。

2 点。負担金を軽減するという目的で 1,400 万円投入すると、これは分かりました。そのなぜ 1,400 万なのか、1,500 万じゃなくて何で 1,400 万なのかをお尋ねいたします。

もう一つ最後に、例えば、税額を据え置くためには幾ら投入すればいいのか試算をなされたのかどうか。例えば、昨年ですと 17 市町村中 11 市町村が据置きか引下げを図っております。ですので、もし据え置くとしたら、あとどのぐらい必要だったのか。お調べでしたら、お答えいただきたいと思います。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 5 番、小林議員の御質問のうち、県下の税率の統一の時期についてまずお答えします。

これは令和 11 年度が統一の時期でございます。ただ経過措置がございまして、令和 14 年度までに各市町村統一すればいいという経過措置がございまして、それと税額の見通しですが、ようやく県から試算が示されておりますが、まだ試算ですので、正確な数字を申し上げるまでには至りませんが、おおむね、今この 7 年度で公示した税額より 2 割程度増えるかなというような見通しでございます。1 人当たりの税額に換算しますと、県が今試算しているのは 2 割くらい増えるだろうと。ただ正確にはまだ来年度、再来年度と試算は続きますので、正式な決定がされた際に改めて議会には公示をしたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、基金からの投入額の件についてと、税率を据え置く際にはどのぐらいの試算が必要なのかというような御質問にお答えいたします。

まず今回 1,400 万円に基金から減税財源を投入するわけでございますが、昨年は 700 万円でございます。令和 5 年度に同額の 1,400 万円を投入しているということでございますけれども、昨年度と比べれば倍の投入をして国保税の軽減を図ったというところでございます。

説明でも申し上げましたように、現下の物価高騰ですとか、国保、そういった世帯の被保険者世帯の負担軽減を図るために今回 1,400 万円という数字を出したわけなのですが、この額を定める際には様々なケースを担当課のほうで準備いたしまして、その中から今回 1,400 万円という数字に至ったところでございます。

数字的には 1 人当たりの負担額や、世帯当たりの負担額ができる限り前年度からの急激な増減がないように試算をしたところであって、さらに今年の特種要因としては、昨年の被保険者数の課税の標準となります所得額が 9,600 万円ほど上がっているというところでございます。所得が上がったということは、税率を同じくすれば、それだけ負担額が増えるといったようなこともございますので、そういったことを勘案しつつ、また応能、応益割をバランスを取って試算しなければならないといったところから、この 1,400 万円という投入額に落ち着いたというところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

また据え置く際の目安というところでございますが、今回先ほど申し上げましたように、所得額が上がっていると被保険者の 1 人当たりの所得額が上がっているということもございますので、実際据置きにするためには、様々な調整をしないといけないかなと思います。今回、ケースをちょっと作ってみたのですけれども、50 歳代 40 歳代の御夫婦とあと子供さんがお 2 人のケース、また高齢者の方で年金暮らしで被保険者となっているような御夫婦のみの世帯、そういったところで見ますと、年金収入のみで御夫婦で世

帯を構成してらっしゃるところでは、昨年と比較して 210 円の減ということで、ほぼほぼ同じ水準で推移維持していると。逆に給与収入が同じで、奥様と、あと子供さんお 2 人で構成している世帯などは、今回の試算によりますと、合計額でおよそ 7 万円ぐらいの年額で減額になるというようなことになっております。

ですので、1,400 万円を投入することで、やっぱその世帯によっては増となる方もいらっしゃるし、減となる方もいるというところで、それで応能、応益割をできる限りバランスを取りながら試算をしなくてはいけないといったところでは、一概に据え置くというところが、その家庭単独で見たときにどうなのか、所得の動向などもあってどうなのかというところで非常に難しい試算になりますので。ただ今回、できる限りその負担を軽減するために、先ほど申し上げました 1,400 万円を投入して、昨年よりもできる限り健全になるような数値を求めていったというところで、御理解をいただければというふうに思います。

○議長 5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 今の例として挙げられたのは、減税になる部分なのですが、増税になる部分というのはどういう世帯なのでしょう。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 やはり所得割を減率したわけなのですが、それよりも所得が上がってしまった場合については昨年よりは、保険料として納めていただく額は上がるものなのかなというふうに捉えております。

○議長 そのほか、ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。

5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 5 番、小林雅弘です。

私はこの値上げに反対する立場から討論をさせていただきます。

まず 1 点目、1,400 万円投入してもまだ値上げと。しかも 1 人当たり 204 円ですか。

この国保税 1 人当たりこの 1,400 万円を投入しても 204 円の増税というところでございます。で、私はこれだけ物価高が続いて町民の生活が苦しいときに、やはり上げるべきではない。先ほど答弁にもありましたように、幾つかシミュレーションされていたと思うのですが、ほかの町で去年の例ですと、17 市町村中 11 市町村が引下げあるいは据置きと。ということは、そういう難しい複雑な計算をほかの市町村されてるんだと思います。

我が西会津町の行政組織、やはり優秀ですから、そのぐらいの試算できるものだと思います。ですから、今年は米の値段も倍になっている。今後、やっとな電気料が少し下がってるかもしれない。しかしまだまだ生活が苦しい。先日の新聞では、賃上げにまだまだ物価高のほうが上回ってしまっている。賃上げが物価高に追いついていない。本当に生活が苦しいとき、やはりこの町として、町民の生活を守る立場に立っていただきたい。その一つとしてやはりこの国保税、ただでさえ高い国保税。やはり、引下げを図っていただきたい。そういうふうに思います。

議員の皆さん。この町民の生活、これをよく見ていただいていると思います。この私の、少しでも町民の皆さんの生活守るために、ぜひ私の反対という姿勢、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、私の反対討論をとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 次、静粛に。

7 番、秦貞継君。

○秦貞継 今、発言の内容にいろいろあったそうですので、今マイクも拾っちゃいますので、1 回暫時休議の上、お話ししたほうが良いと思いますが。

○議長 議事進行ですね。

それでは、暫時休議にします。(13 時 45 分)

○議長 再開します。(13 時 50 分)

5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ここでよろしいですか。ここで。

私の今の反対討論に不適切な発言があったということなので訂正し、おわびさせていただきます。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私は原案に賛成の立場から、申し上げたいと思います。

国保運営協議会の中で、私も責任を持っていろいろ携わってまいりましたが、数字上については特段に問題はありません。その中で 1,400 万の減税財源を投入されているということは、積立金のほうがあった関係で投入されております。その結果、県から試算されましたその金額は 4 億 9,886 万 9,000 円の県の試算が来ております。それに従って保険税を納めるにあたって、1 世帯当たりの医療支援、あるいは介護を含めましても 1,309 円の減額となっております。そういう部分を鑑みまして私といたしましては、国保税納入者の軽減を十分図られているという判断をしたわけであります。

同僚議員の皆様方の賛成の御意向になりますようお願いを申し上げて、賛成の弁とさせていただきます。以上です。

○議長 そのほか、ございませんか。

これにて討論を終結いたします。

これから議案第 4 号西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第 4 号西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 5 号令和 7 年度西会津町一般会計補正予算(第 2 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第 5 号、令和 7 年度西会津町一般会計補正予算・第 2 次の調製について、

御説明いたします。

今次補正の主な内容であります。国・県などの補助事業の決定に伴う所要額の計上のほか、障がい者雇用に係る人件費の追加、大雪に係る公共施設・道路等の修繕費などを追加計上したものであります。

それでは予算書を御覧ください。

令和7年度西会津町の一般会計補正予算・第2次は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,259万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億4,569万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の補正は、第2表繰越明許費補正による。

地方債の補正、第3条、地方債の補正は、第3表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書で御説明いたします。8ページを御覧ください。

まず歳入であります。14款・国庫支出金、2項1目・総務費国庫補助金861万4,000円の増は、過疎地域持続的発展支援交付金の新規計上であります。

15款・県支出金、2項4目農林水産業費県補助金345万円の増は、ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業補助金の新規計上であります。

18款・繰入金、2項1目・財政調整基金繰入金2,642万8,000円の増は、今次補正において不足する財源を繰り入れるものであります。

同10目・公共施設整備等基金繰入金1,000万円の増は、今冬の除雪に伴う町道の修繕費に充当するものであります。

9ページを御覧ください。

21款・町債につきましては、防災情報システム（J-アラート新型受信機）の整備に係る財源として、追加計上するものであります。

10ページを御覧ください。歳出であります。

2款・総務費、1項1目一般管理費1,168万5,000円の増は、障がい者雇用に係る人件費などの追加計上であります。

5目・財産管理費272万円の増は、役場旧庁舎駐車場の舗装修繕料などの追加のほか、大雪により倒壊した旧弥平四郎分校・教員宿舎の解体撤去委託料80万円の計上であります。

10目・ふるさと振興費546万6,000円の増は、地域おこし協力隊についてデジタル戦略分野の雇用形態を、パートタイムからフルタイムとする組替えのほか、CATV番組制作分野の給料6月分の追加、11ページに進みまして、なつかしCarショー実行委員会負担金140万円の追加計上などであります。

11目・総合情報政策費862万7,000円の増は、過疎地域持続的発展支援交付金を活用し、町全域の古民家をデジタルマップとして構築するシステム構築などに係る委託料の新規計上であります。

12ページを御覧ください。

6 款・農林水産業費 1 項 3 目・農業振興費 517 万 5,000 円の増は、町内のソバ生産組合の汎用コンバイン購入に係るふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業補助金 517 万 5,000 円の新規計上であります。

2 項 1 目・林業総務費 100 万 1,000 円の増は、未利用果樹木伐採整理業務委託料の計上であります。

8 款・土木費 1 項 2 目・道路維持費 1,000 万円の増は、大雪に係る町道の修繕料の追加計上であります。

13 ページを御覧ください。

9 款・消防費 1 項 4 目・防災費 418 万円の増は、J アラート新型受信機整備工事の新規計上であります。

10 款・教育費 1 項 3 目・学校給食費 72 万 6,000 円の増、同 2 項 1 目・学校管理費 53 万 2,000 円の増、同 3 項 1 目・学校管理費 95 万 7,000 円の増、14 ページに進みまして、同 5 項 1 目・保健体育総務費 42 万 9,000 円の増は、大雪に係る屋根、エアコン室外機などの修繕料の追加計上であります。

4 ページにお戻りください。

第 2 表の繰越明許費補正であります。

2 款・総務費、1 項・総務管理費町民バス更新事業 1,500 万円は、デマンドバス 1 台及び循環線 1 台の購入であります。メーカーの生産体制が不透明で、受注の予定が現在のところ見込めないことから、繰越明許費を設定するものであります。

5 ページを御覧ください。

第 3 表の地方債補正であります。

変更であります。緊急防災・減災事業費の限度額を変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7 番、秦貞継君。

○秦貞継　すみません、2 点伺いたいします。

まず 11 ページの総務費、総務管理費の総合情報制作費の新規事業のデジタルマップを作成するということでしたが、この概要というのが今デジタルマップということは、空き家のデジタルマップでした。つけ、というのは分かったのですが、具体的に成果品というのはどのようなものなのか。具体的な作業等をまず、概要とその具体的作業をお示ください。あと、着手または完了予定日ですかね、が分かりましたら教えてください。

続きまして、委託先の選定方法はどのようになさるのか。町外、町内問わずなのか、その辺の具体的な委託先の選定方法をお示ください。あと、この補助金の内容に、継続性、評価項目に継続性というのがありますので、この事業の評価検証というのはどのように行われるのか、また町の発展にどれだけ効果があったのかという評価検証も行うのかどうかをお示ください。

あと、この補助金なのですが、歳入のほうで入ってくる過疎地域持続的発展支援事

業だと思いますが、これほかにもいろんな事業がありました。これというのは、今回だけで終わりなのか、それともこの事業が終わったらまた再度、本町は申し込めるのかどうかその辺の補助金の概要もお示しください。これが1点となります。

2点目なのですが、今ほどちょっと説明の中で、教育総務費と小学校費、中学校費及び保健体育費で、大雪でエアコンの室外機のカバーですかね、が壊れたという、影響を受けたことで修繕が必要だということだったのですけども、これは大雪が降って、なぜ修繕が必要だったのか、下敷きになったのか重さに耐え切れなかったのか、その辺をちょっと1点確認したいので、以上2項目についてお伺いいたします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 7番、秦議員の御質問にお答えいたします。

総合情報制作費の、デジタルマップの部分でございます。

まず概要といいますか、この事業に取り組む背景から御説明をさせていただきたいと思いますが、この事業につきましては、補助事業名として「古民家は地域の宝・デジタルマップ活用事業」というふうに名前をつけまして、総務省のほうに事業申請したところ、今回内示をいただいて、今回決定もいただいて、補助事業、補正予算に計上させていただいたところでございますが、この事業に取り組むその発端となりましたのが、協働のまちづくり推進委員会で令和5年から6年にかけて、テーマごとに活動しております。御承知のとおり、町の課題だったりテーマごとに意見交換を行いながら、町民である委員の皆さんと行政が一体となってまちづくりを進めている「協働のまちづくり」でありますけれども、このいろいろ意見交換をしている中で、人口減少に伴いまして、空き家が増加していると。一方で価値ある古民家が解体されている現状があると。そういうことがありまして、保存活用それから活性化への利用と、そんなことを協働のまちづくり推進委員会の古民家古材の利活用グループのほうで検討してきたところでございます。

そういう議論を進めまして実際にということで、昨年度令和6年度に試行的にその古民家だったり蔵だったりを、町内の蔵を調査しまして、紙によるマップづくりというのを試行的に実施いたしました。それで改めてそういうマップに落としてみると、西会津町にとって大切な資源になると。日本の伝統的な建築文化だったりも様式なんかを、やはりこれは記録しておかなきゃいけないんじゃないかということになりまして、今回この総務省の補助事業デジタルマップという形で、紙のマップをさらにデジタル化する事業に取り組むことになったわけでございます。

この事業につきましては、基本的には単年度事業ということになりまして、先ほど申し上げましたとおり内示、それから交付決定いただきまして、今回、補正予算に計上させていただきましたので、御議決いただければ、この後すぐに作業に取り組みまして、基本的には来年の3月までの事業期間になっているところでございます。

成果品も含めてこの中身でございますけれども、まず先ほど申し上げましたように、町内全域を対象として専門家によりまして、現地調査をします。それで対象となる古民家の抽出作業を行うというのがまず一つ目のステップになりまして、これを早速御議決後、作業を進めると。抽出した次には、その抽出した古民家につきまして、所有者の同意を得て、基本情報として場所だったり建築年数だったり、建築工法だったりの情報を収集して、解

説文と合わせて、スケッチ、イラスト化の作業を行うというのが二つ目の作業になります。この古民家を抽出した、イラスト化したそのマップを、今度はインターネットを使ったサービスに載せる。デジタルマップにするための作業が三つ目の段階になっております。ここまで来ると、デジタルマップという形になっておりまして、さらにスマートフォンの位置情報と連動させるような仕組みにもするということと併せて、インバウンドの対応も考えて多言語化もするということなところまでが三つ目の作業になります。

四つ目としまして、今度はこのデジタルマップ、これは地区ごとというか全域でやりますけれども、とにかくもう片っ端から調べて、所有者の承諾をいただいた古民家や蔵だったり、そういう部分につきましては、どんどん安くとかして、デジタルマップにして、それをウェブ上で公開するというような形になっていくわけでありますけれども、それと並行して、それをプロモーションするような取組ということで、なるべく使っていただくということは、西会津に来ていただいてそのマップに基づいた古民家だったり蔵なんかを見ていただくような、そういった宣伝活動もすると。こういう四つの工程で来年の3月まで進んでいくということになります。

今ほど申し上げましたとおり、最終的にはマップができることと、デジタルマップですのでスマホだったりインターネットで見れるようなところまで持っていくのが成果品というような形になっております。

この作業、今ほど一通り説明申し上げましたが、それぞれが専門性の高い作業になっております。まず、その古民家マップの掲載原稿の作成につきましては、専門家の方に建物の現地調査をやっていただいて、スケッチだったり、詳細情報の聞き取りだったり、そんなことをするわけですが、委託のこの部分につきましては、この補正予算書で申し上げますと、古民家マップ掲載原稿作成調査業務委託料ということになるわけですが、これに関しましては、その専門家の現地調査にかかる費用だったり、マップの原稿執筆だったり、イラストだったりというような費用になってきますので、これは昨年試行的に取り組んだ県外の専門家の方がいらっしゃいますので、その方を想定した事業になっております。ちなみに昨年場合は、たまたま会津地方でそういった専門家の学会の集まりがありまして、それにおいでになられたときに、たまたま縁がありまして西会津に来ていただいたということで、正直その専門家の方の好意でマップは作らせていただいたというところがございます。

続いてこの予算の説明で申し上げますと、システム構築業務委託料、これができたマップをデジタル化する部分でございます。アプリケーションサービスプロバイダープラットフォーム構築業務ということで、ちょっと専門的になるわけですが、要するにインターネット経由でそういったソフトウェアの稼働環境を提供してくれる業者さんがおりまして、そういうマップを提供してくれる業者さんに対してこのデジタルマップ化を委託する業務でございますので、これも専門業者、こういうようなシステムを使っている業者がありますので、その方へのセットアップの費用だったり、多言語化の費用だったりということで、委託を想定しているところがございます。

それから3段目の古民家マップのプロモーションの業務委託料につきましては、先ほど申し上げましたとおり、そのマップのデザインだったり、オリジナルのアイコンだった

り、それからマップをPRするための資材を作って、まあポスターだったりパンフレットだったりQRコード付きのオリジナルのPR資材を作って、道の駅だったりにおいて、観光客の方にQRコード読んでいただいて、西会津のそのマップを試してもらおうと。そういうようなことを想定しておりまして、それにつきましては町内でこういったデザインだったり、デジタルデータへのデザインが対応できる業者を想定して、委託を考えているところでございます。

それから4点目の評価検証の部分になってくるわけですが、これは国の事業でございまして、基本的には国は3年間を目標設定にされております。単年度事業ではありますが、3年間の目標設定ということでありまして、そこには例えば目標として調査する古民家の棟数は何件ですか。デジタルマップに搭載する施設は何件ですか。閲覧者数は何件ですか。実際に位置情報等を使って西会津町内を歩いた人がいればその人数は何件ですか。そういった項目が評価項目になってますので、その項目について、翌年度にはその報告をしなければいけないというか、必須になっておりますので、そんな形で評価検証をしていくというふうに考えているところでございます。

それからその継続性だったり、この事業のその次の、先の話になりますけれども、これは申し上げたとおり、一応国のほうでは3か年の目標を求められておりますが、事業としては継続して事業をする場合、何か新しい取組を加えれば、2年目も事業に応募できるようになっております。これ実はこの事業、去年まで石高プロジェクトで使っていた事業でございまして、ああいったデジタルを活用した先進的な事業が認められるような事業になっておりまして、石高の場合は2年使って、システムを完成させたわけでありましてけれども、今回のデジタルマップにつきましても、基本的には今年度で作り上げるというふうに考えておりますが、来年その継続性だったり発展性だったりということを考えますと、今度はそのデジタルマップ上に、ICタグを使って移動するようなどころが見えるようなシステムにバージョンアップできればなど。さらに合わせて、古民家の数、蔵の数も増やしていければなど。そういうことは今のところ想定しているところでございますが、今年その目標とする事業を実施しながら、来年度に向けての継続性については検討していきたいというところでございます。以上です。

○学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長　それでは教育費の部分の修繕料で、13ページのまず10款教育費の1項3目の学校給食費、それからその次の2項の小学校費、それから3項の中学校費の修繕料維持補修費ということで、それぞれ72万6,000円、53万2,000円、95万7,000円と計上しておりますが、こちらにつきましては、いずれも今冬の大雪による、一部屋根のカバーが脱落したりというようなことで、屋根の補修に係る部分の予算計上でございます。以上です。

○議長　生涯学習課長、長谷沼充伸君。

○生涯学習課長　それでは私のほうから、同じく10款教育費の修繕料のうち、5項1目保健体育総務費の修繕料についてお答えいたします。

こちらの修繕料につきましては、野沢体育館に設置しておりますエアコンの室外機の修繕になります。野沢体育館にはエアコンの室外機5基設置してありますが、そのうちの1

基について、今冬の大雪により、屋根雪が堆積してその雪がとて多かったため、そのうちの1台の室外機に圧迫されて、外側のパネルが押されて中のファンに干渉するようになったものですから、その外側のカバーの部分を交換する修繕を行うような内容となっております。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 先ほどの、過疎地域持続的発展支援交付金の件でお伺いしますが、最後に1点だけお伺いしますが、そうすると今のお話を聞いているとデジタル化、町内の古民家をデジタルマップ化して、それを今後もそれを利用して町の発展につなげていく、要は継続的にやっていくということで、最後確認のためお伺いしたいと思いますが、そういう考えでよろしかったのか。それが1点お伺いします。

それと次に、学校教育費の、保健体育費の、今生涯学習課長から説明がありましたが、屋根雪がエアコンの室外機の5基のうちの1基に引っかかって、屋根雪の圧縮でパネルが損傷したということだったのですけど、これはあれですか、一つ心配したのは、今冬のような大雪が今後ないとも限らないので、原状回復のみだったのか、それとも抜本的な、そういうことがないような対策もした上でのこの修繕料だったのか、この2点をお伺いします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 秦議員の再質問にお答えいたします。

この事業、目的が先ほど申し上げましたとおり、価値ある古民家の解体が忍びないということもありまして、ぜひ西会津のこういった古民家だったり、蔵だったりを保存しておきたいというのがまず一つ、大きな目的一つですね。その目的を達成するために、デジタルマップ化すれば、なお多目的に利用できるのではないかと、そういうことがあったわけでございます。今年度の事業はそれを一気にやってしまうわけではありますが、この事業、何でもそうですけれども、デジタル化しますと、その後ずっとそのランニングコストの部分が出てきます。ですので、今年度はこの事業でデジタルマップ化することによって、デジタルの資産はできるわけですが、それをこのままの形で運用していくのか、それとも何か別の方法がいいのか、そのような検証も含めまして、今年度は実施していきたいということで考えております。

ただ先ほど続けて申し上げましたとおり、この事業、2年目も採択の可能性はありますので、さらに件数を増やしたりとか、さっき言ったように交通移動もこのマップに載せた場合にどうなるか、そんなことまで検証すれば、もっともっと町民の皆さん、または観光客の皆さんに有効な手段になるということであれば、さらに引き続き継続性も見えてくるのかなと、今のところではそのようなことで考えているところでございます。

○議長 生涯学習課長、長谷沼充伸君。

○生涯学習課長 それでは、修繕料の再質問にお答えいたします。

今回補正に計上した修繕料につきましては、現状を回復する分の修繕料になっております。このエアコンですが、令和2年度に設置しまして、これまで令和5年度までの間は特に問題がなかったもので、今冬の大雪による部分での修繕ということでしたので、取りあえず今回の補正予算には修繕料のみを計上しております。

今年の大雪が本当にこれから毎年続くのか、その辺のところは分からないところなのですが、室外機に雪が影響しないような対策につきましては、これから保守業者とどういった対策が必要で、どういった対策が有効かというのを検討して、今後必要であれば、これから予算、補正計上させていただくような考えでありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 ちょっと幾つかお尋ねします。

まず、デジタルマップの件についてお尋ねします。先ほど課長からの答弁の中にもありましたけれども、この古民家関係のデジタルマップを作るにあたって、協働のまちづくり推進委員会で発案されたアイデアを採用して、今回具体的に事業化されたということでありましたけれども、これまで協働のまちづくりの古民家・古材活用のグループの今後の関わり方というのは、どのような形になるのかという点をお聞かせいただきたいと思います。

あともう一つが、今回古民家をマップ化させていくということで、伝統あるものを今後に残したいということで考えを伺いましたけれども、この趣旨からすると、対外的にも西会津の魅力でもあると同時に、町内的にも町民に対してもやはり伝統あるものとして、受入れてもらえるべきだなと思ひまして、町内に対しての周知もこの事業の中に含まれているのかどうかについて、補足いただければなというふうに思います。

あと教育費関係で、大雪による修繕が多数補正予算ということで挙げられているのですが、予算については承知したのですが、当初の、今年度の修繕等の計画に対して差し支えないような修繕になるのか、その辺りの影響について確認させていただければと思います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 6番、荒海議員の再質問にお答えを、御質問にお答えをいたします。

まずデジタルマップ事業のきっかけを作ることになりました、協働のまちづくりの古民家・古材活用グループの関わり方ということでございますが、まさにこの調査、先ほどの説明で申し上げましたように、一番最初に町内の調査、古民家の調査、全域の調査をしていきます。この町内全域の専門家による現地調査に、この協働のまちづくりのグループの皆さんにも関わっていただきまして、一緒になって協働で古民家の調査をやるというふうに考えております。

当然、その後専門家がスケッチしたりしていた部分の手直しだったり、確認だったり、地域との背景だったり、そういった部分にもいろいろ知見を活用させていただくということで、とにかくデジタルマップづくりが完了するまで、一緒になって関わっていただくというような形で考えているところでございます。

それから町民への周知の部分でございますが、これも先ほどプロモーション業務の中で、道の駅にポスター、パンフレットをなんていうことを申し上げたわけでございますけれども、本当にこの事業、西会津の町民の皆さんにもぜひふると西会津の、保存すべき重要な歴史的価値のある建物があるんだということを分かっているのも重要な役割なのかなというふうに思っておりますので、町内向けにもケーブルテレビをはじめポスターだったりチラシを含めて、積極的に周知を図っていきたいというふうに考えているところで

ございます。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 それでは、教育費で今回補正計上させていただいたものがございますが、これまで当初予算で計上していたものに影響がないのかというような御質問かと思われませんが、大規模なものでいいますと、給食センターの蒸気管の更新工事ですとか、そういったものを当初予算で計上させていただいておりますが、今回新規計上しているものについては、今冬の大雪で被害を受けた部分を改めての追加で予算を計上しておりますので、当初予算に計上されている修繕費については影響ないということでございます。

○議長 生涯学習課長、長谷沼充伸君。

○生涯学習課長 それでは同様に教育費の修繕料の保健体育総務費の部分ではありますが、こちらの今回計上した 42 万 9,000 円につきましては、このエアコンの室外機に係る修繕料の総額でございますので、当初予算で計上しておりましたほかの修繕料につきましては、特に影響なく今後執行していくような見込みとなっております。

○議長 2 番、仲川久人君。

○仲川久人 2 点ほど質問させていただきます。

繰越明許で町民バスの更新事業、これが繰越明許となっておりますが、バスの更新時期を迎えたということで計上されている目的で予算化されているわけですけど、これ更新、最近スクールバスもそうですけど、更新がスムーズにいった事例がよく出てきます。繰越明許という形で。今回更新が先延ばしになることで、この町民バスの運行、その他そういう保守関係とかに影響は出てこないのでしょうか。その辺を確認しておきたいのでよろしくをお願いします。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは 2 番、仲川議員の御質問にお答えいたします。

繰越明許費の補正で、追加といたしまして町民バスの個人事業 1,500 万円を追加させていただいております。議員がおっしゃるように、更新時期を迎えた車両について年度内に購入手続を進め、年度内には納車、更新という手続を踏みたいところではあるのですが、市場の調査などをいたしますと、導入いたします車両が 14 人乗りの四輪駆動の車両ということで特殊な車両、さらに循環線などには装備品として艤装しなくてはならないような条件もありまして、そういったことがあってなかなかその納期に時間を要するというのが今回購入いたします車両となっております。今までですと、年度初めに購入手続をして、年度末には車両が納品になるというのが通例でございましたけれども、先ほど説明にも、総務課長の説明でも申し上げましたが、メーカーでのライン、製造ラインの停止、受注の停止ですね。それに伴ってやはり販売店でもなかなか入札に際して不安要素が多くて、1 年での納品がなかなかままならないといったところで、今回繰越明許費での設定をさせていただいて、令和 9 年 3 月末まで納期を長く取ることで、販売店の入札参加への不安を解消していきたいということで、今回提案をさせていただいております。

ただ議員が御心配されているように、更新車両があるわけですから、その車両をやはり長期に、更新の目安よりも長く運行させなくてはならないといったところでは、委託をしております営業所のメンテナンス部門と連携を取りながら、できる限り細かな部品の交換

などを丁寧に行って、あと運行する際の乗務員の方にも、運行の際のいろんな車両の影響などが及ばないような運転についても御理解をいただいて、協力をいただきながらできる限りスムーズに更新をしていきたいということで考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

そのほか、ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第5号令和7年度西会津町一般会計補正予算(第2次)を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号令和7年度西会津町一般会計補正予算(第2次)は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号役場庁舎非常用発電設備設置工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 議案第6号、役場庁舎非常用発電設備設置工事請負契約について、御説明いたします。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

お手元に入札結果及び説明資料を配付しておりますので、議案書と合わせて御覧ください。

はじめに、説明資料 NO. 1 を御覧ください。工事の目的であります、近年、異常気象に起因するゲリラ豪雨等をはじめとする自然災害は、頻度、規模ともに激甚化しています。

このようなことから、頻発する自然災害に対応するため、役場庁舎におおむね72時間の給電が可能な非常用電源を確保し、緊急時においても防災拠点としての機能を維持することを目的に、本工事を実施するものです。

次に、現状についてであります、説明資料 NO. 2 に青色で示した箇所が現状の設備となります。

次に、工事内容についてであります、現在役場庁舎には、野沢体育館屋根に設置している太陽光発電設備により、総務課・庁議室・町民税務課・福祉介護課・体育館の照明の一部と専用のコンセントへ給電が可能な状況となっております。

しかし、太陽光発電は夜間や悪天候時などは発電が見込めないため、蓄電池の容量がつかきた時点で停電となってしまいます。

また、役場庁舎の北東部には、3台の小型発電機が設置されておりますが、この発電機は

各通信系機器専用のものであり、その他への給電は行っていません。

このようなことから、発電機容量 138KVA の非常用発電機 1 台を新たに設置し、説明資料 NO. 2 に赤色で示した箇所の、照明 95 台、コンセント 20 か所、空調設備 15 台に給電を行い、緊急時にも対応できる工事を行うものであります。

次に、入札結果について御説明をさせていただきます。

契約の工事名及び入札方法は、役場庁舎非常用発電設備設置工事であり、条件付き一般競争入札により実施をいたしました。

その結果、最低の金額で入札した者は、株式会社佐藤電設であり、その金額は 6,004 万 7,000 円でありました。この金額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた合計 6,605 万 100 万 700 円で、本年 5 月 9 日に同社代表取締役佐藤春幸氏と工事請負仮契約を締結いたしました。なお、本工事の竣工期限は、令和 7 年 12 月 11 日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

11 番、青木照夫君。

○青木照夫　今、一般競争入札で、佐藤電設に落札されたということなのですが、これは、ほかに入札者がいらっしやったのか、地元業者はそこには入ってらしたのか、それは契約金額の中でそこで限定されていたのか、入札の結果の説明をお願いします。

○議長　建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長　青木議員の御質問にお答えいたします。

これ議案第 6 号関係資料にちょっと記載のとおり、よろしいですか。

要は、一般競争入札で今般の入札を行いまして、そこに応札してきたのが佐藤電設さん、株式会社目黒工業商会さん、この 2 社でございました。そのうちの 2 社で、札を入れて安価だった、安く入札した佐藤電設さんに決定したものでございます。以上でございます。

○議長　11 番、青木照夫君。

○青木照夫　さっき失礼申し上げました。そこで、地元の業者は入られなかった理由というのを伺ったのですが。

○議長　建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長　地元の業者を排除したものではございません。要は広く公募した中で、応札に臨んできたのがこの 2 社であったということでございます。以上です。

○議長　そのほか、ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 6 号役場庁舎非常用発電設備設置工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号役場庁舎非常用発電設備設置工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第7号財産の取得について（小学校学習用タブレット端末）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 議案第7号、財産の取得について御説明いたします。

本案につきましては、国が進めるGIGA（ギガ）スクール構想第2期により、県が、国からの交付金を受け5年間の基金を造成し、県主体で共同調達するため、福島県市町村GIGAスクール端末整備に係る公募型プロポーザルを実施し、市町村との契約交渉相手方である最優秀提案者を4月7日に決定したところであります。

この決定を受け、町が最優秀提案者から小学校学習用タブレット端末を購入し、令和2年度に導入したタブレット端末を更新するものであります。

それでは、議案書を御覧願います。

まず、1の取得する財産及び数量であります、小学校学習用タブレット端末217台であります。

2の取得の方法は、売買であります。お手元に配付いたしました資料の2ページを御覧いただきまして、福島県市町村GIGAスクール端末整備に係る公募型プロポーザルの審査結果についてであり、審査会の結果、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者・市町村との契約交渉相手方として決定したものであります。

今回購入する機種について、小学校等と協議した結果、2の調達区分のうち、(3) Chromebook（クロームブック）・コンバーチブルWi-Fiとしたところであります。なお、Chromebookとは、Chrome OSを搭載したタブレット型パソコンで、コンバーチブルとは、画面とキーボードが一体型で360度回転できる仕様で、頻度の多い開閉にも高い耐久性を持つものであります。

3ページを御覧いただきまして、6のプロポーザルの審査結果に基づく最優秀提案者は、(1) 共同体名・株式会社エフコムであります。

議案書にお戻りいただきまして、先ほどの共同体・代表者であります、株式会社エフコム代表取締役社長斎藤正弘氏との随意契約を、導入市町村一律の単価である1台当たり4万7,500円に217台を乗じた額1,030万7,500円に消費税及び地方消費税を加算した額、1,133万8,250円を取得価格として、5月26日、物品売買仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は令和7年8月29日であります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

6番、荒海正人君。

○荒海正人 1点だけ確認なのですが、これまで使われてきたタブレット端末で活

用してきたアプリというかソフトだったり、そういったものだったり、あとはその学校等で使われているデジタル機器とかの互換性といいますか、接続内容についても確認された上で決定されたのかという点について、再度確認させてもらえればと思います。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 まず機種を選定ということですが、基本的には今回この県と市町村の教育長、59市町村の教育長、それから、県の教育長で構成するふくしまGIGAスクール推進協議会というところで、このGoogleが開発したChromeOSを搭載したタブレット型パソコンということで、Chromebookの提示があったということ。それからその後iPadも必要だということでそのChromebookとiPadを導入する市町村がございます。

本町におきましては、昨年県から意見を求められたといいますか、どういうものをこのChromebookでいいのかなのどうかという部分について、小・中学校と協議を重ねまして、共通意見としてChromebookを選定したというところでございます。

また、学習用ソフトの活用の部分ということで、現在授業支援クラウドのロイロノートというものと、学習用ドリルのドリルパークというものを活用しておりますが、それからデジタル教科書も含めまして、基本的にはこれクラウドをインターネット上のサーバーを活用してクラウド型で使っていくということで、その辺については問題ないということでございます。以上です。

もう1点。

今現在の学校機器との互換性っていいですか、Wi-Fi環境があれば活用できるということでございますので、教員が使ってるパソコンはサーバーを経由しておりますが、それらも含めて特段影響があるものではないということでございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 何点か伺いたします。

まず今、同僚議員の質問ともちょっと似ていると思うのですが、まず、今回の売買にあたって、これまでのタブレット端末の利用に関して、例えば、利便性だとか不具合だとかそういったものを調査した上での売買に至ったのか、この経緯をお示ください。

というのは、今ちょっと課長の説明でも出てきたのですが、GIGAスクール推進協議会ですかね、から意見を求められたということは、私が心配したのは、イメージとしては県から、こういうふうなのを買ってくださいねと来て、買わざるを得なくなったのかなと。ではなくて、ちゃんと現場の声を聞いたタブレット購入なのかどうかというのが心配だったものですから、その辺をお示ください

あと、同じような質問になってしまいますけども、本町の教育の方針の方向性にちゃんと合った利用ができるタブレットであるのかどうかを再度確認したいと思います。以上です。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 御質問にお答えいたします。

このChromebookの選定につきましては、この協議会のほうで選定しているわ

けですが、基本的にC h r o m e b o o k 第1期のG I G Aスクール構想が始まりまして、令和6年からはその第2期のG I G Aスクール構想って始まっているところでございます。その中、第1期の中でこのC h r o m e b o o k のシェアが、おおよそ全国的な部分ですけども4割程度ございました。実際に使っても耐久性にも優れていると。それで使い勝手もいいという部分もございまして、今後第2期の、今現在整備してきている全国的に整備しているわけですけども、その中でもかなりのシェアを、5割は超え出てくるだろうということでございますので、使い勝手については当然先生方とも相談した結果、非常によいという判断で選定したということでございます。

それから町独自の教育施策について、このタブレットの活用をする上で、町の教育施策の部分での活用については当然この活用ができる、十分できる機種の選定だということでございます。以上です。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 最後にお聞きしますが、これまでも大丈夫だったと思うのですけども、アフターフォロー体制みたいなものというのは大丈夫なのでしょうか。最後にそれ1点だけ確認します。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 今回購入という形で、議案第7号関係資料を御覧いただきますと、2ページ目に今回2の調達区分で(3)のC h r o m e b o o k の購入事業ということで、本町においては購入を選定したと。それ以外にリースという形もございます。当然リースの場合は5年間ないしで分割払いのようになっていくものでございます。購入事業につきましては、基本的にこの機器を購入しての保証期間というのは1年ということになります。ただ先ほど申しましたとおり、耐久性に非常に優れているという部分もございまして、1年経過してみてもそれが本当にどのぐらい壊れるといたしますか、そういう事象があるのかどうか。その辺を検証して保険とか、そういった部分については検討していきたいと思いますが、基本的には保険加入しなくても十分耐えられるということで、評価されてるという部分ですので、御理解いただきたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第7号財産の取得について(小学校学習用タブレット端末)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号財産の取得について(小学校学習用タブレット端末)は、原案のとおり可決されました

日程第9、議案第8号財産の取得について(内視鏡検査装置)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第8号、財産の取得について御説明いたします。

本案につきましては、国保西会津診療所に設置しております内視鏡検査装置についてありますが、平成29年に購入したもので、光源の寿命が迫っていることから、新たに購入するものであります。

それでは、議案書を御覧ください。

まず、1の取得する財産及び数量であります、内視鏡検査装置一式であります。

2の取得の方法は売買であります。

去る5月27日に、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者は、お手元に配付いたしました入札結果のとおり、株式会社三陽、株式会社ハッピーケア会津支店、福味商事株式会社会津営業所の3社であります。

その結果、株式会社三陽・代表取締役鈴木章友氏が1,340万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額1,474万円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。

納入期限は、令和7年10月31日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長 これから、質疑を行います。

7番 秦貞継君。

○秦貞継 1点だけお伺いいたします。

この内視鏡検査装置ですが、これは経年劣化によって同等商品と取り替えたものなのかどうか。同じようなものなのかどうか1点確認したいと思います。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 7番、秦議員の御質問にお答えいたします。

今回導入する機器につきましては、基本的に現在ある機器の後継機器でありますので、グレード的には同じでありますけれども、もちろん性能は向上してございますし、同等の機器であっても、もともと入ってるものが上位グレードのものでありますので、今回も比較的この分野では上位グレードのものが導入されたというふうに御理解をいただきたいと思っております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第8号財産の取得について(内視鏡検査装置)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号財産の取得について（内視鏡検査装置）は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 9 号福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第 9 号、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について、御説明いたします。

このたびの変更の内容であります。福島県市町村総合事務組合に加入しております南会津地方環境衛生組合が、令和 7 年 3 月 31 日をもって解散したため、同事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、及び同規約の一部を変更するもので、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは議案書を御覧ください。

合わせて、条例改正案新旧対照表の 26 ページを御覧ください。

福島県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

福島県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第 1 中、別表第 2 第 1 項及び第 4 項右欄中に規定されている、南会津地方環境衛生組合を削るものであります。

次に附則であります。施行期日であります。この規約は知事の許可のあった日から施行し、変更後の福島県市町村総合事務組合規約は、令和 7 年 4 月 1 日から適用するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 9 号福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号福島県市町村総合事務組合を措置する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

暫時、休議いたします。

再開は午後 3 時 30 分といたします。（15 時 06 分）

○議長 再開します。(15時30分)

日程第11、議案第10号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第10号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

本年9月30日で任期満了となります人権擁護委員につきましては、その職務の重要性を十分に、考慮し選考いたしました結果、奥川小綱木在住の石田良作さんを適格者として認め、推薦したいので、ここに御提案申し上げる次第であります。

石田さんについて御紹介申し上げますと、昭和32年5月、奥川小綱木の生まれで、神奈川大学経済学部を卒業後、コズミックプロジェクト株式会社、株式会社ライフフーズでの勤務を経て、企業合併に伴い、令和2年2月より株式会社ヨークベニマルの執行役員を務めておられました。同年4月に退職されてからは地元小綱木に戻られ、町総合政策審議会委員や、奥川地区老人クラブ連絡協議会会計、小綱木自治区鳥獣害対策隊隊長を務められるなど、地域内外において重要な役割を担われ、地域の厚い信頼を得られている方です。

任期につきましては3年です。

以上、略歴等につきまして御説明申し上げましたが、職務の重要性を鑑み、石田良作さんを人権擁護委員として推薦したので、議会の御意見を求めるものであります。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから、議案第10号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、適任者と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任者として認めることに決しました。

日程第12、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 それでは追加をいたしました議案について、御説明を申し上げます。

議案第11号西会津町議会議員及び西会津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関

する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙公営単価が改正されたことから、関係規定について所要の改正を行うものであります。

以上、提出議案の概要について、御説明を申し上げましたが、議案の詳細につきまして、担当課長より説明させますので、十分なる御審議をいただき、原案のとおり御議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長 日程第 13、議案第 11 号西会津町議会議員及び西会津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第 11 号、西会津町議会議員及び西会津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案につきましては、去る 6 月 4 日、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律等が、公布、同日施行されました。

今回の改正は、最近における物価の変動等を考慮し、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラ及びポスターの作成に要する経費の限度額が引上げられました。

これに伴い、公職選挙法施行令も合わせて改正されたことから、町議会議員及び町長の選挙における公費負担の限度額等を定めた条例について、所要の改正を行うものであります。

それでは議案書を御覧ください。

併せて、条例改正案新旧対照表を御覧ください。

西会津町議会議員及び西会津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条の改正は、選挙運動用ビラの作成単価 7 円 73 銭を 8 円 38 銭に改めるものであります。

第 11 条の改正は、選挙運動用ポスターの作成に係る印刷費単価について 405 円 98 銭を 440 円 16 銭に改めるものであります。

次に附則であります、施行期日で、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号西会津町議会議員及び西会津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号西会津町議会議員及び西会津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 1 号政策提言書に関する決議を議題とします。

提出者の説明を求めます。

6 番、荒海正人君。

○荒海正人 先日、総務常任委員会から所管事務調査の報告といたしまして、政策提言書が議会に提出されました。

その後、議会全員協議会において内容の詳細について説明がなされ、さらに、議会運営委員会での審議を経て、本日、議案案として本決議を提出する運びとなりました。

それでは、議案第 1 号の内容を御覧ください。

議案第 1 号、令和 7 年 6 月 11 日、西会津町議会議員伊藤一男様。

提出者、武藤道廣、青木照夫、荒海正人、小林雅弘、上野恵美子、仲川久人。

政策提言に関する決議。表記の議案を、会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

政策提言に関する決議。西会津町議会は、議会基本条例第 2 条第 2 項の規定に基づき、町民の福祉向上と、持続的で豊かなまちづくりの実現のため、別紙のとおり政策提言を行うものである。

以上、決議する。令和 7 年 6 月 11 日、福島県西会津町議会。

政策提言書。デジタル戦略の推進、少子化・子育て支援、集落支援に関する提言。西会津町議会。

1. 越境人材が定着できる環境整備。

地域産業の DX 促進に向けた調査の実施。

今後の地域経済への対応として、町内企業等の DX 支援、行政と民間企業等の橋渡しを行う事業者の育成・確立、官民連携体制構築に向けた人材雇用などが想定されることから、取組の素地となる地域産業の実態調査を実施すること。

移住定住促進住宅事業の拡大。

首都圏企業等からの越境人材の定住支援と空き家活用を両立させる形として、移住定住促進住宅事業の拡充を図ること。事業拡大については、今後の入居実績等を踏まえ方向性を決定すること。また、事業実施にあたっては、官民連携による事業運営（空き家活用における西会津方式）の推進と空き家活用における課題への対応にも適応させていくこと。

保育留学・教育留学における情報発信の強化。

町が実施する保育留学・教育留学の内容をさらにブラッシュアップすることで、越境人材を含む移住希望者等に対する子育て環境の見える化を図る。学習環境のみならず自然環境、地域性、非認知能力の育成など、総合的な魅力を明確に打ち出した広報戦略を行うこと。また、名称についても短期滞在型の体験とするなど、認識共有が図られやすい言葉を

利用することが望ましい。

2. 戦略推進に向けた体制整備。

幹事会による戦略の進捗管理体制の確立。

町のデジタル戦略推進にあたり、幹事会が担う役割を明確化し、推進本部との機能分担を図るとともに、OODA（ウーダ）サイクルが展開できる体制づくりを行うこと。幹事会の開催頻度を柔軟に増やし、各事業の進捗と事業を通じ社会課題に対する取組について協議を行う場として位置づけること。また、デジタルツール（Slack、ロゴチャット等）を活用し、進捗共有体制を構築することで推進本部や管理職とのコミュニケーション不足や情報共有不足解消を図ること。

実務に応じた研修会の開催。

町でもロゴチャット、ZOOM、ChatGPT など、多くのデジタルツールが導入されている中で、実務的に生かされていくことが求められている。導入されたデジタルツールは、講習等が行われているが、より実務的に活用されるため、それぞれの業務に対応する形の研修を実施すること。

3. 子育て環境充実にに向けた取組。

人材確保に向けた支援。

子育て世帯における多様な就労形態の変化や突発的な事情に対応するため、日曜・祝日の対応を含む時間外保育の拡充を可能とする体制整備への支援を行うこと。課題として継続的な人材確保の必要性が挙げられることから、課題解決に向けた支援策の明確化を図る。

子育て支援ガイドの改良

町の子育て支援策をより効果的に周知するため、出産時や子育て世帯への情報提供媒体として作成されている子育て支援ガイドを改良すること。内容としてはデザインなどの見やすさのみならず、家庭ごとの情報を書き込むことができる記入欄を設けることなど、実用性（母子手帳のような使い方を想定）が高くなるようにする。また、国・県での取組や子育てに関係する各課の情報について横断的に掲載する内容とする。改良にあたっては、より見られる、より使われることを想定した構成とすることが必要であり、構成を検討する行程として、子育てをテーマとする事業連携推進会議の議題として進めていくことも必要であるとする。

4. 新たな集落支援に向けた取組。

集落支援事業の範囲拡大。

これまで高齢化率に基づき対象を限定していた集落支援事業を、町内全域へと対象を拡大すること。高齢化率が低い地域であっても地域行事の継承などを含め持続可能な集落経営に向けた相談に対応することを目的として取り組むこと。また、地域の相談窓口としての役割も担うこと。

各地区との連携体制の強化

集落支援事業をより効果的に推進するためには、相互の取組について情報共有し、協議をする機会をつくるなど各地区との連携を強化していく必要がある。

各地区自治区長連絡協議会等との連携を強化することとし、地区ごとの地域課題について協議をする地区連携会議を設置し、地域課題に対する支援策（財政支援、人的支援など）

の抽出、検討を行うこと。

5. 地域のリーダー育成に向けた取組。

リーダー育成プログラムの見直し。

まちづくりを担う次世代のリーダー人材を育成するため、大人研幾塾にしあいづ labo（ラボ）のプログラムを再構築すること。実質的に活動を行ってきた経験者をサポーターとして配置し、受講者が相談できる体制を整備すること。受講者がまちづくりアイデアを企画・発想し、それを町が支援する内容を組み込むこと。また、地域団体と連携した実地研修や子供研幾塾との共同研修も取り入れるなど地域とのつながりを体感的に育む内容を加えること。

若者育成コミュニティサポート事業の新設。

社会・地域貢献を目的とする地域団体等（既存団体及び新規団体設立も含む）が、若者の人材育成や地域活動に若者が入り込みやすい環境づくりを支援するための補助事業を新設すること。

集落支援をテーマとする事業連携推進会議の開催。

集落支援に対する事業連携と横断的な情報共有、事業評価を目的として、副町長を座長とする事業連携推進会議を開催すること。この会議では、集落支援や移住定住、福祉医療など地域課題に対する取組を扱う。

以上でございます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議会案第1号政策提言書に関する決議を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議会案第1号政策提言書に関する決議は、原案のとおり可決されました。

日程第15号、請願第3号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分なる就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書から、日程第17、請願第5号国に対し「消費税5%への減税を求める意見書」の提出についてを一括議題とします。

なお、審議の方法は委員会の報告終了後、1議題ごとに質疑、採決の順序で行います。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、荒海正人君。

○総務常任委員長　総務常任委員会に付託されました請願について御報告いたします。

令和7年6月11日、西会津町議会議長、伊藤一男様。総務常任委員会委員長荒海正人。請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第92条第1項の規定により御報告いたします。

まず、請願第3号、令和7年6月6日付託。

件名、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

次に、申請第4号、令和7年6月6日付託。

件名、「インボイス制度の廃止を求める意見書」の提出について。

審査の結果、継続審査するものと決定いたしました。

次に請願第5号、令和7年6月6日付託。

件名、「消費税5%への減税を求める意見書」の提出について。

審査の結果、不採択すべきものと決定いたしました。

委員会の意見といたしまして、少数意見の留保があり、下記のとおり記載しておりますので御確認ください。

まず一つ目としまして、長引く物価高への対応するためには消費税減税が最も効果がある。

二つ目として不公平な税制を正すことにより、消費税減税の財源にすることができる。

3 三つ目として一律5%への減税以外にも食品課税分を減税するなど、検討は必要。

以上が報告でございます。

○議長　これから請願第3号「国の『被災児童生徒就学支援等の事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書の質疑を行います。

ございませんか。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、請願第3号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を採決します。

お諮りします。

請願第3号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、請願第3号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書は委員長報告のとおり可決されました。

これから、請願第4号「インボイス制度の廃止を求める意見書」の提出についての質疑を行います。

○議長　質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、請願第4号「インボイス制度の廃止を求める意見書」の提出についてを採決します。

お諮りします。

請願第4号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第4号「インボイス制度の廃止を求める意見書」の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、請願第5号「消費税5%への減税を求める意見書」の提出についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論はなしと認めます。

これから、請願第5号「消費税5%への減税を求める意見書」の提出についてを採決します。

お諮りします。

請願第5号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

異議がありますので、起立によって採決します。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、請願第5号「消費税5%への減税を求める意見書」の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、意見書案第1号「被災児童生徒の就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、荒海正人君。

○荒海正人 意見書案第1号について御説明を申し上げます。

令和7年6月11日、西会津町議会議長伊藤一男様。

提出者、荒海正人、小林雅弘、武藤道廣、猪俣常三、秦貞継。

「被災児童生徒の就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書。

表記の意見書を、会議規則第 13 条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出先、復興大臣伊藤忠彦様、文部科学大臣阿部俊子様、総務大臣村上誠一郎様、財務大臣加藤勝信様。

「被災児童生徒の就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書。

東日本大震災から 14 年が経過した。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子供を対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われている。令和 7 年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、5 億円が予算化されている。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されている。被災した子供たちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能している。

令和 3 年 3 月 9 日、『「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について』が閣議決定された。その中で令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間に新たな復興期間として「第 2 期復興・創生期間」と位置づけ、令和 3 年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められている。子供の就学支援についても「支援の必要な子供の状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としている。

「被災児童生徒就学支援等事業」での「原子力災害被災地域」は小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校・各種学校を対象とした就学支援、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となった。今日においても、福島県では、令和 6 年 4 月 1 日時点で約 3,000 人（自主避難を除く）もの子供たちが県内外で避難生活を送っている。（福島県こども・青少年政策課公表）。経済的な支援を必要とする子供たちは多く、子供たちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはならない。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いている。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧される。地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められている。子供たちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはならない。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されているが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要である。予算措置が単年度で事業終了となれば、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧される。令和 8 年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子供たちに継続した就学支援を実施できるようにする必要がある。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第 99 条に基づき、意見書を提出する。

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を保障するため、令和 8 年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

以上であります。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第19、常任委員会の所管事務調査（管内）実施申入れについてを議題とします。

総務及び経済常任委員会より、それぞれの所管に係る事項の現況を把握するため、9月定例会前の閉会中3日以内において、管内情勢調査を実施したい旨の申出があります。

お諮りします。

総務及び経済常任委員会から申出のとおり、所管事務調査を実施することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、総務及び経済常任委員会からの申出のとおり、所管事務調査を実施することに決定いたしました。

加えて申し上げます。所管事務調査の結果は9月議会定例会に報告をお願いいたします。

日程第20、議員派遣についてを議題とします。

来る7月1日に開催されます町村議会広報研修会に、広報広聴常任委員会、広報分科会委員が出席するため、西会津町議会規則第118条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

お諮りします。

議員派遣会への、議員研修会への議員派遣について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、町村議会広報研修会に議員を派遣することに決定いたしました。

なお、お諮りします。ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

日程第 21、常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

各常任委員会より、お手元に配付しました特定事件について閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 22、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会より、お手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 23、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会より、お手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 24、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

委員会条例第 5 条の規定によって、常任委員会及び議会運営委員の任期は 2 年となり、現在の委員の任期は令和 7 年 7 月 10 日までとなります。

委員会条例第 4 条第 4 項の規定により、後任の選任については任期満了 30 日以内に行うことができることから、今回お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定

します。

日程第 25、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

同じく議会運営委員会委員についても同様の理由により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、三つの常任委員会及び議会運営委員会では、任期開始後に開かれる委員会において、正副院長を互選し、議長へ報告願います。その結果については、次期開催の議会で、議長報告で報告いたします。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長より挨拶があります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会にあたりまして一言、御挨拶を申し上げます。

今期定例会は6日間にわたり、専決処分の承認及び条例の一部改正、令和7年度一般会計補正予算案、人事案件など町政が当面する重要な案件11件、報告事項5件について、御審議をいただいたのでありますが、議員各位におかれましては、特段の御精励を賜り、全議案について、原案のとおり御承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今後は皆様よりいただいた御意見を十分に尊重し、誠意を持って町政に反映させてまいる所存であります。

これから梅雨の季節に入ります。議員各位にはなお一層の御自愛の上、町政進展のために特段の御理解と御協力を賜りますよう衷心よりお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長 会議を閉じるにあたり、一言挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る6月6日以来、本日まで6日間にわたり条例の一部改正をはじめ、補正予算、財産の取得など、町から提出された重要案件11議案及び報告事項5件について、審議を賜りましたが、全て原案のとおり承認可決されました。

議員各位には、何かと御多忙中にもかかわらず、熱心に御審議を賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。また、町当局におかれましても、審議の間、実に真摯な態度を持って審議に協力されましたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては、特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町政進展のため、一層の御努力をお願い申し上げます。

これから梅雨や猛暑の季節を迎えますが、町当局をはじめ、議員各位におかれましてはこの上とも御自愛くださいまして、町政の積極的な推進に御尽力賜らんことをお願い申し上げます、閉会の言葉といたします。

これをもって、令和7年第4回西会津町議会定例会を閉会します。(16時16分)